

第 3 編

知的財産の経済・産業的活用の促進

第1章 国家R&Dと知的財産権の連携強化

第2章 知的財産権が強い中小・中堅企業の育成

第3章 知的財産権の創出・活用の促進

第1章 国家R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の国家R&Dの効率化

1. 国家R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 キム・デヨン

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発事業は、国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間から開発するには負担が大きい技術分野について推進する。国費で運営されるこのような研究開発の予算規模は、持続的に増加している。しかし、量的な成長にもかかわらず、質的な技術革新部分は、先進国に比べてまだ効率が低い。また、研究開発の結果を技術移転・事業化に連携する知財管理も不十分である。

したがって特許庁は、国家研究開発事業の結果として取り上げた新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得と連携し、市場で最も経済性を有することができるよう特許情報を積極的に活用する方法を図ってきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,760課題、2009年4,071課題、2010年3,425課題の国家研究開発事業に対する特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

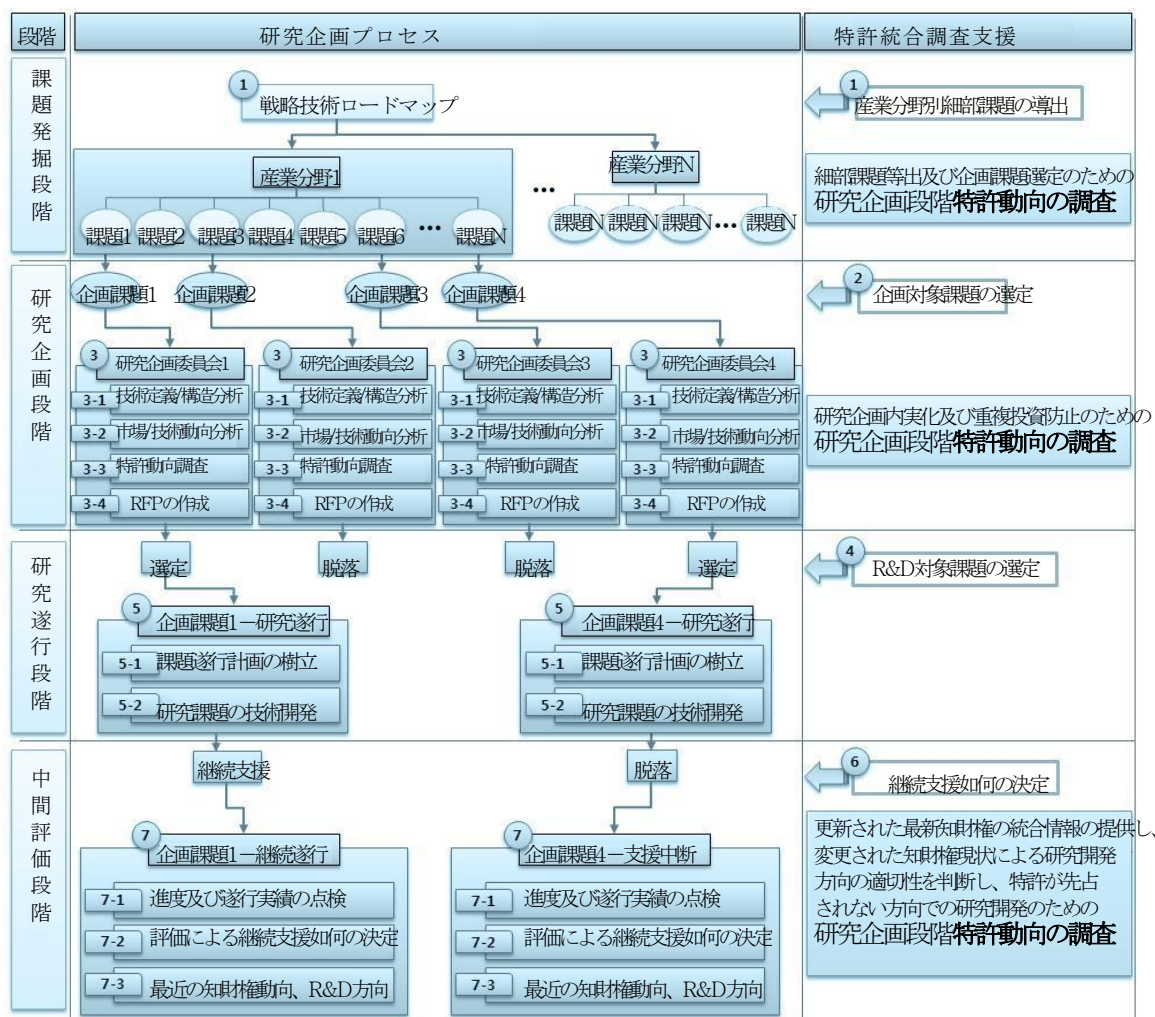
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発部署の中長期、大型研究開発事業を行う際に、課題発掘段階、研究企画段階、中間評価段階に開発中である技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供して、特許がとられていない方向に研究開発を誘導することを目的とする。このため、各省庁の研究開発事業企画のための予算、期間に特許動向調査が反映できるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針などの関連規定に特許動向調査についての具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の際に特許動向調査

特許庁は、国家研究開発部署と協議を通じ、特許動向調査を支援する事業及び課題を選定し、特許動向調査の結果物を省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4省庁で211課題、2007年には、14省庁で290課題、2008年には、14省庁で407課題、2009年には、21省庁で413課題、2010年には、9省庁で558課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。また、2010年にはIPD(Intellectual Property program Director)制度を導入して類似分野のプロジェクトを該当の専門家に責任管理を任せることによって、知識財産と研究開発政策を連携し、高い品質の特許情報分析を支援した。

<図III-1-1> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得られた分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイト「e-特許国 (WWW.Patentmap.or.kr)」を通じ、公開しており、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

<表III-1-1> 2010年度の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

区分	主管省庁	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画時の特許動向調査	教育科学技術部	放射線技術開発事業	20個
		原子力技術開発事業	9個
	国土海洋部	交通体系効率化事業	2個

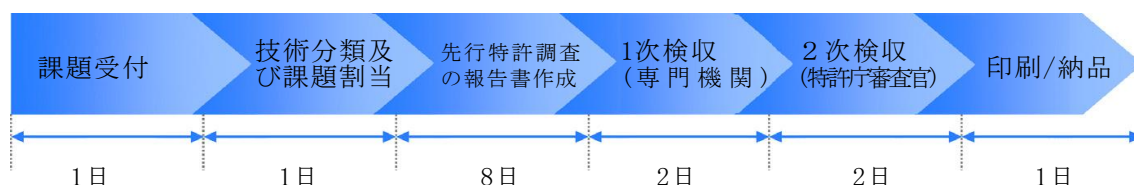
		未来都市鉄道技術開発事業	1個
		航空先進化事業	1個
		海洋研究企画評価事業	4個
	農村振興庁	禹長春プロジェクト	6個
		有機農業技術外発事業	5個
	文化体育観光部	スポーツ産業技術開発事業	1個
		先端複合コンテンツ開発	23個
	文化財庁	気候変動対応文化遺産技術企画研究	1個
	保健福祉家族部	保健医療技術研究開発事業	16個
		漢方医学先導技術開発事業	1個
	山林庁	林業技術研究開発事業	5個
	知識経済部	IT産業源泉技術開発事業	107個
		民・軍兼用技術開発事業	3個
		世界市場先占10大核心素材事業	10個
		エネルギー技術開発事業	131個
		原子力技術開発事業	12個
		融合産業源泉技術開発事業	120個
		中長期産業技術戦略事業	25個
	環境部	グローバルTOP技術開発事業	7個
		気候変動対応戦略技術開発事業	5個
		生活共感環境保健技術開発事業	7個
		土壌・地下水汚染防止技術開発事業	8個
		廃資源エネルギー化技術開発事業	7個
		環境産業先進化技術開発事業	5個
		環境政策基盤公共技術開発事業	6個
中間企画時の特許動向調査	教育科学企画部	未来有望融合技術パイオニア事業	10個
	国土海洋部	研究装備開発及びインフラ構築事業	1個
9省庁			558個

2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

先行特許調査は短期小型課題においてBottom-up方式で研究をする課題を選定する際に該当分野の先行特許などを事前に調査して研究開発が重複されることを防止するために推進された。特許庁は<図Ⅲ-1-3>のような手続きを通じ、各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は、研究課題の選定評価にこれを反映して支援課

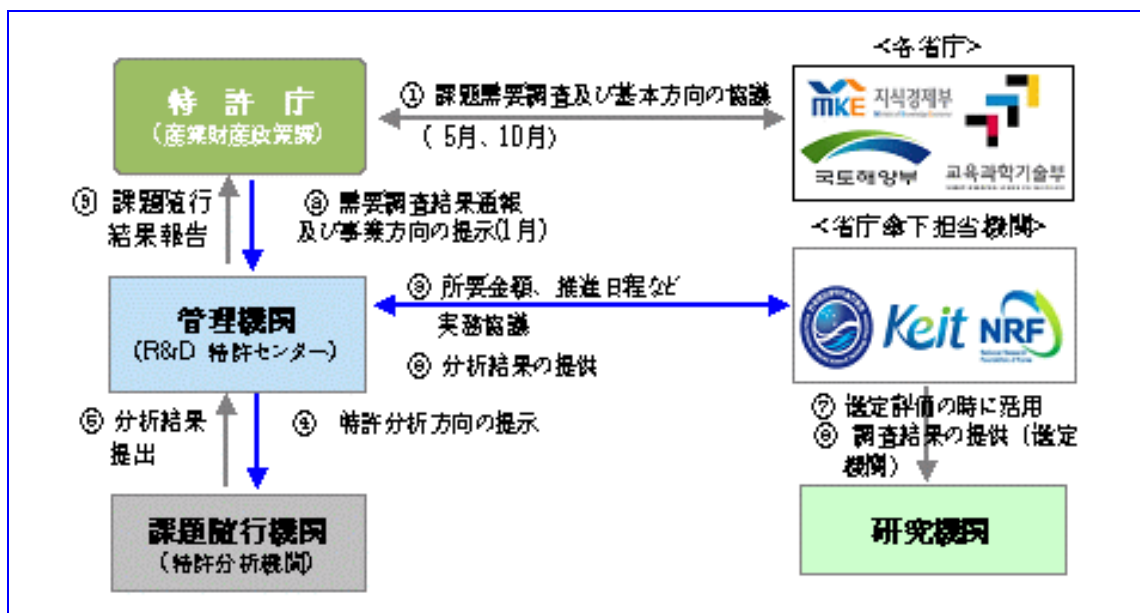
題を選定、先行技術を考慮した研究開発をすることができた。

<図Ⅲ-1-2> 先行特許調査のプロセス



2006年には7つの省庁1,888の課題、2007年には13省庁3,143の課題、2008年には14省庁4,395の課題、2009年には10省庁3,599の課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。2010年には11省庁2,777の課題について先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ-1-3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



これを通じて類似な先行特許があったと調査された計788の課題が、支援対象の選定評価から排除され、事業性のない課題に開発費用を投資することを防止した。

課題選定評価委員を対象と実施した選考特許調査の有用性に関するアンケート調査

では、回答者の76.4%が「重複投資の防止及びさらに優秀な研究課題を選定することに役に立った」と答えた。

<表Ⅲ-1-2> 研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

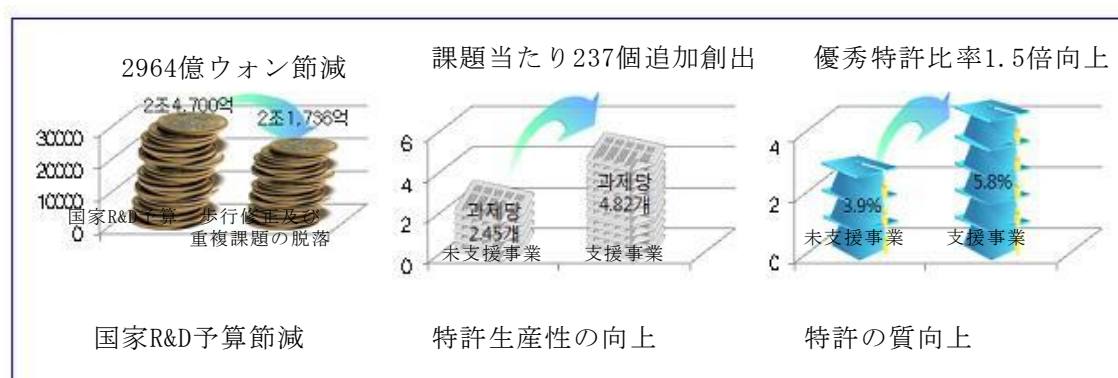
区分	主管部署	研究開発事業名	事業課題数
課題選定時の先行特許調査	国土海洋部	未来海洋産業技術開発事業	12個
	気象庁	気象地震技術開発事業	40個
	農林水産食品部	農林技術開発事業	4個
		農林水産食品技術開発事業	504個
		水産技術開発事業	11個
		食品開発事業	10個
	農村振興庁	国策技術開発事業	351個
	文化体育観光部	スポーツ産業技術開発事業	35個
	保健福祉部	機関固有研究開発事業	65個
		保健医療研究開発事業	204個
		癌征服推進研究開発事業	55個
		漢方医薬先導技術開発事業	38個
	山林庁	山林科学技術開発事業	1個
		林業技術研究開発事業	89個
	消防防災長	安全管理技術開発事業	6個
		人的災難安全技術開発事業	3個
		自然災害低減技術開発事業	11個
		災難安全技術開発基盤構築事業	35個
		次世代核心消防安全技術開発事業	53個
	中小企業庁	購買条件付技術開発事業	178個
		企業協力型技術開発事業	176個
		中小企業技術革新開発事業	633個
	環境部	Eco-star project	4個
		無・低公害自動車事業	6個
		次世代確信環境技術開発事業	86個
		土養・地下水汚染防止技術開発事業	16個
		廃資源エネルギー化及びNon-CO2温室ガス事業	8個
環境融合新技術開発事業		59個	
段階評価時の先行特許調査	教育科学技術部	新技術融合形成動力事業	81個
	保健福祉部	癌征服研究開発事業	3個
11省庁			2,777個

ハ. 評価及び発展方向

国家研究開発事業の企画委員を対象としたアンケート調査の結果、約27.5%課題が特許動向調査を活用して研究企画方向又は研究内容を転換し、修正したこととなった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2010年に2,964億ウォンの国家研究予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は、支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、第1課題当たり2.37個の特許が追加に創出され、創出された特許の質が1.5倍優れていることとなり、特許技術動向調査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許創出に貢献したと分析した。

<図Ⅲ-1-4> 特許技術動向調査事業の支援を受けた課題と受けていない課題の成果比較・分析



2010年まで費用の全額を特許庁より予算を配付して実施したが、財源の限界があり、需要の64.7%しか支援することができなかった。個の問題点を解決するため、調査費用を特許庁と該当の省庁が共同（50：50）で支払うことに事業方式を変更し、全体需要を満たすようにした。

これを通じ、特許動向調査は前年対比33.3%拡大された744課題を行う予定であり、先行特許調査は88.3%拡大された5,230課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を

通じ、もっと競争力ある研究企画報告書の創出を導き、地財権中心の技術特許戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され受益を創出するよう、国家研究開発事業の全周期への特許情報活用を支援する予定である。

今後とも特許庁は国家研究開発の主観省庁、専門機関との共同で同事業を持続的に推進して韓国国家研究開発事業の効率性を向上させるつもりである。また、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上のため努めている。

2. 国家R&D特許成果管理

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・カッビョン

イ. 推進背景及び概要

政府の国家R&D予算は、2003年には4兆9,036ウォンであったが、2011年には14兆9,000億ウォンに、毎年平均約14.9%の増加をしている。このように、国家研究開発事業のR&D予算規模が拡大され、R&D投資の効率性に関する政府の関心も拡大された。したがって、政府は大型化・複合化されている国家研究開発事業に対する全省庁レベルの総合管理体制の構築のため、1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業の調査・分析・評価」を実施している。

2003年パイロット事業以降、2005年から毎年国家R&D特許成果の調査・分析を遂行して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を基本枠とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。2006年8月には第21回国家科学技術委員会で議決された「研究開発成果評価基本計画」を基にして今後5年間（2006～2010）研究開発の成果評価施行の基本方向と原則を提示した。また、R&D関連法令に特許出願の時に国家R&D事業の結果であることを記載することができるように特許法及び実用新案法の施行規則を改正（2006.12）した。また、国家研究開発事

業の管理などに関する規定（2007. 2、以下「共同管理規定」）により、国家研究開発事業の研究成果を特許出願する際に課題出所の記載を義務化するなど持続的に関連法令を整備してきた。

特許庁は成果中心の国家R&D事業評価制度の定着のために、第27回科学技術関係長官会議(2007. 9)で、教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物の専担機関として「R&D特許センター」を指定した。また、同会議で、「国家R&D特許成果調査・分析結果」を国家科学技術委員会で単独に報告して、そのフォローアップとして毎年国家科学技術委員会に国家研究開発事業で発生した特許成果の量的、質的レベル及び活用現状を分析して、これを基に国家R&D特許成果を効率的に管理する方策を設け、報告している。

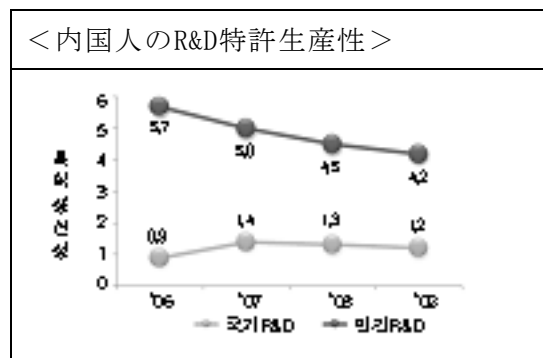
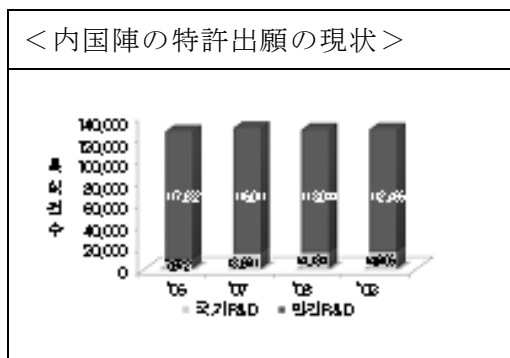
ロ. 推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析の結果をR&D省庁に提供して、国家R&D政策の樹立及び事業評価に活用するように支援するため、2009年度国家R&D特許成果（国内出願14,905件、国内登録4,599件など）を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別などの多様な角度から分析し、2006～2009年に国内及び外国に登録された国家R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システム²⁴を利用して実的なレベルを分析した。

²⁴ （国内特許）オンライン自同評価システム（SMART、発明振興会）を利用して2006年～2009年に登録された国家R&D(23,493件)、民間R&D（246,955件）及び外国人特許（95,604件）計366,052を分析
（米国特許）米国OceanTOMO社の特許自動評価システムを利用して2006年～2009年に米国登録された国家R&D特許（1,401件）及び民間R&D米国特許（300件）を分析

＜国家 R&D 特許成果の主要分析結果＞

- ・（量的成果）国家R&Dより、創出された国内出願は2006年度7,672件から2009年度14,905件として2倍に増加



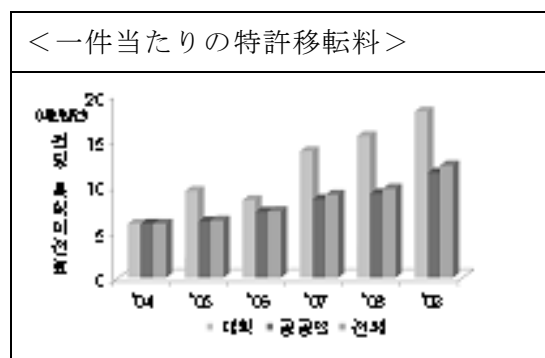
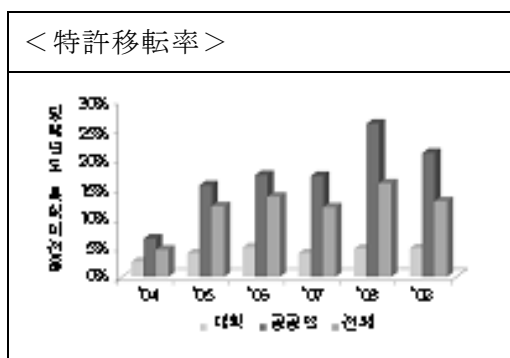
- ・（質的成果）優秀特許シェアは国家R&D特許が民間R&D特許もしくは外国人特許に比べて、相対的に少ない。

区分	専門家評価			オンライン自動評価		
	国家R&D	民間R&D	外国人	国家R&D	民間R&D	外国人
湯集特許シェア (%)	4.0	6.7	28.0	5.6	12.0	31.7

国家R&D特許性が活用現状分析のため国家R&D事業を行った公共部門83個（大学58個、公共研究機関25個）機関を対象として2004～2009年に移転された国家R&D特許の移転実体の調査・分析を行い、国家R&D事業（投入）、特許などの技術成果（中間成果）、技術移転成果（最終成果、4,144件）を連携した構造化された技術移転データベースを構築した。

＜国家R&D特許成果の技術移転の主要結果＞

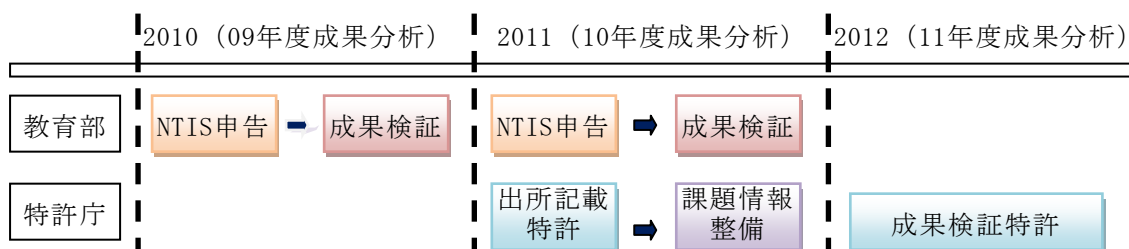
- ・（特許移転率）大学及び公共研究機関の国家R&D特許成果の各年度の特許移転率は、2004年4.6%より、2009年は12.8%と増加している。
- ・（1件当たりの特許移転料）大学及び公共研究機関の1件当たりの特許移転料も2004年～2009年の間、増加されており、大学が公共研究機関より高い傾向である。



国家R&D特許成果の管理強化のため、国家R&D特許成果として申告された特許の中、個人の名義の特許現状を調査〔個人名義特許出願1,174件、登録特許606件の中、個人名義として残っている特許数は出願838件、登録451件、(2010年11月基準)〕をして、国家R&Dとして算出された個別特許成果の権利、技術市場特性を基に専門家が特許の実質的レベルを評価することができるよう特許成果評価指標を開発し、教育科学技術部、知識経済部などの関連省庁に提供した。

効率的な国家R&D特許成果管理体系の基盤調整のためには2011年は過度期的な段階として課題出所を記載した特許権と教育科学技術部NTISシステムに研究成果として入力した特許権をすべて成果であると認めようと教育科学技術部と合意した。2012年からは出願の際に課題出所が記載された特許権のみを研究成果として認めようと教育科学技術部と協議して推進する予定である。

< 国家R&D特許成果の収集体系の一元化 >



電子出願システムによる特許出願の際、研究課題出所記載を NTIS システムの課題情報と連携し、自動入力ができるようにした。また、特許出願の際に2個以上の課題出所及び貢献率の記載ができるよう特許法・実用新案法施

行規則の改定を完了（2010.7）した一方、国家 R&D 結果物として発生された知財権の出願の際に課題出所記載義務違反に対する制裁条項の立法を推進した。

また、R&D 省庁、研究管理専門機関、主観研究機関などを対象に特許成果フォーラムを通じ、課題出所の記載、特許成果評価指標の開発、特許成果関連の政策方向に対する広報及び意見収集を強化し、国家 R&D 特許成果管理強化のための認識を向上させた。

国家 R&D 特許成果総合管理システムの高度化の如何として国家 R&D 総合統計情報システムを構築した。国家 R&D 総合統計情報システムは統計情報の活用目的と活用主体を考慮し、多様な視覚からの統計情報サービス提供のための OLAP(On-Line Analytical Processing)サービスを搭載してユーザーが求める情報を直接照会・加工して分析することができるように支援する。

国家 R&D 特許成果総合管理システムのサービス品質の強化のため多様なサービス障害の状況の中でも迅速にサービスを復旧するための重要情報バックアップシステムを構築して、信頼性のあるサービス提供のための無中断サービス提携を強化した。また、ユーザーが情報にアクセスしやすくするために「国家 R&D 特許成果管理システム（www.rndip.or.kr）ホームページをリニューアルした。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には2010年度国家 R&D 特許成果データ収集・整備のため NTIS システムにより、申告された特許成果及び特許出願の際の研究課題出所を記載した特許成果を収集・検証して整備する予定である。このため、多様な特許分析指標を活用して2010年度国家 R&D 特許成果（海外特許成果を含む）の主要特徴を導出し、分析する。また国内特許及び米国登録特許の評価（専門家

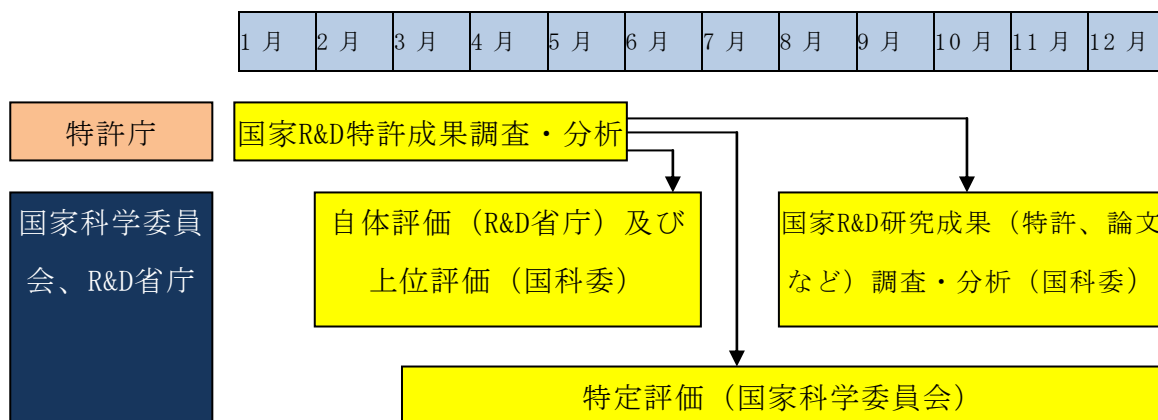
評価及び自動評価システム)を通じ、国家 R&D 特許成果の実的なレベルを分析する予定である。

2011年にはR&D省庁及び研究管理専門機関などが国家 R&D 特許成果現状をモニターリングできるよう周期的(月1回)に国家 R&D 特許成果現状を提供する予定である。国家 R&D 特許成果現状を提供された省庁及び研究管理前門機関は「特許成果管理システム」で統計分析ツール(OLAP)を活用して多観点からの R&D 政策効果率のためのオーダーメイド型の統計情報の量産が可能である。

また、個人名義の国家 R&D 特許実体を定期的に調査(年2回)し、その結果を省庁に通報することによって不適法な個人名義特許に対し、研究主観機関名義に変えられるよう誘導する予定である。

国家 R&D 特許成果調査・分析が毎年下半期(8~12月)に行い、国家 R&D 事業の自体・上位評価(2~6月)にはその分析結果を反映できず、R&D省庁の政策及び事業企画などの基礎資料のみ使われてきた。これに関して2011年からは特許成果の分析時期を上半期で調整して実施する。また自体・上位評価に特許分析結果を提供して評価に反映するつもりである。

<特許成果分析結果と国家 R&D 事業評価の連携度>



2010年の国家 R&D 特許成果活用実態調査の時、国家 R&D 事業を行う 135 公共研究機関を対象としてアンケート調査を実施したが、多数の特許を出願する機関が一部脱落されるなど 83 機関(大学 58 校、公共研究機関 25 機関)しか答えず、信頼性のある特許成果の移転実績 DB を構築することができなかった。2011 年には、調査対象拡大のために韓国大学技術移転協会 (KAUTM) と連携して実施することによって、調査対象拡大を図る。

また、国家 R&D 課題特性(省庁別、研究開発段階別、研究主体別、技術分野別など)にともなう特許成果活用(技術移転)の実態を分析して、国家と民間 R&D 特許成果の活用現状及び米国、EU、日本などの主要先進国との特許成果活用現状を比較・分析して国家 R&D 特許成果活用率の向上のための政策的なイシューを導き出して R&D 省庁に提供するつもりである。

2010 年度は個別特許の質的なレベルを評価できる「特許成果の評価指標」開発に重点を置くことによって「特許成果の評価指標」の要素間の加重値など指標に対する検証が不十分であった。この故、同指標の信頼性向上と出願及び登録特許間の加重値設定など R&D 課題単位の評価のために、専門家検証及び知識経済部など一部国家 R&D 事業にパイロット運用を通じて「特許成果の評価指標」を高度化して課題単位の指標開発を推進する予定である。

2011 年には国家 R&D 特許成果の効率的収集・管理及び活用拡散のための R&D 省庁、研究管理専門機関などの関連機関との人的ネットワーク強化のために国家 R&D 特許成果フォーラムを半期別に開催する予定である。効率的な国家 R&D 特許成果の管理のために課題の出所記載の義務化及び個人名義の特許出願禁止など国家 R&D 特許成果管理関連制度化現状を積極的に広報して、国家 R&D 参加研究者を対象に特許成果管理関連制度、方法、手続きなどに対する教育を実施して、効率的特許成果管理のための教育用動画を製作・配布する予定である。

国家 R&D 特許成果管理システム高度化のために課題出所が記載された特許成果情報を同システムに周期的(月 1 回)に搭載するなど多様な統計情報を適時に提供して、個人のお気に入りコンテンツのオーダーメイドページを構成するなど個人化機能を導入して、暗号化ソリューション導入を通じたシステムセキュリティ機能を強化する予定である。

今後も、特許庁は質的成果中心の国家 R&D 事業評価体系構築を目標に国家 R&D 特許性と管理体系先進化を持続的に推進する予定だ。

3. 国家R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主査 パク・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

2008年に、政府から投資した国家 R&D 予算は 11.1 兆ウォンで韓国全体 R&D 予算(35.4 兆ウォン)の 32%水準に達している。また、2010年には、13.7 兆ウォンの予算が投入されるなど国家 R&D の成果向上のために毎年投資が拡大されている。

* 国家 R&D 予算の拡大：(2007)9.8 兆→(2008)11.1 兆→(2009)12.3 兆→(2010)13.7 兆(2010、国家科学委員会)

このような持続的な投資拡大により国家 R&D 研究団の特許出願増加など量的成長は達成されてきたが、国家 R&D 実施大学・公共研究機関の優秀特許比率は、平均 4~7%であり、質的生産性が低調な実情である。

<表Ⅲ-1-3> 研究遂行主体別の特許出願件数及び特許生産性の現状

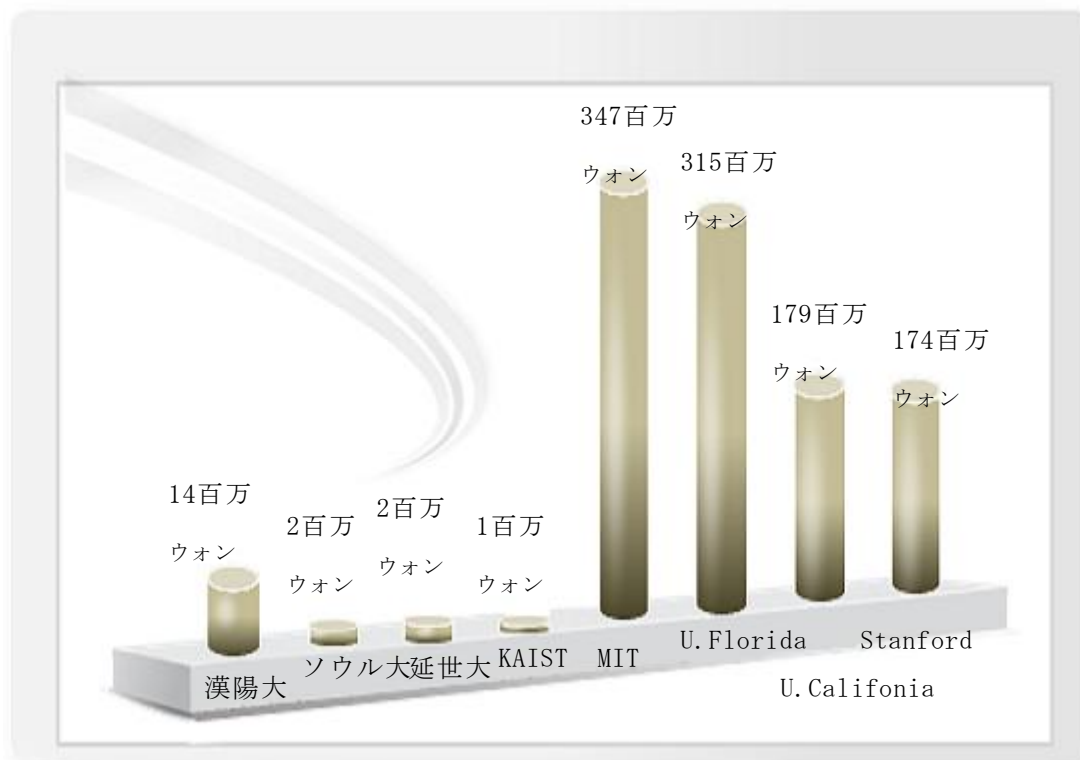
区分	大企業	中小企業	大学	政府出資研究所	国・公立研究所
特許出願件数	1,172 件	1,870 件	4,072 件	4,627 件	257 件
特許生産性 (1 億当たり)	2.0	1.8	1.9	1.1	0.5

優秀特許比率：大企業 17.2%、大学 7.4%、公共研究所 4.8%

* 2009 年の国家 R&D 特許成果分析報告書（特許庁 2009）

また 2008 年の韓国の大学の特許 1 件当たり平均技術料収入は 3 百万ウォンであり、米
国大学の特許 1 件当たりの平均技術料収入である 240 百万ウォンの 1/80 水準であった。
これは国家 R&D に参加する研究者の知的財産認識不足及び研究実績中心の特許出願に
より高品質の特許が不足するためである。

<図Ⅲ-1-5> 国内・海外主要大学の技術移転料(特許1件当たり)収入



* 資料：米国-AUTM 発表(2008)、韓国-産学協力白書(2008)

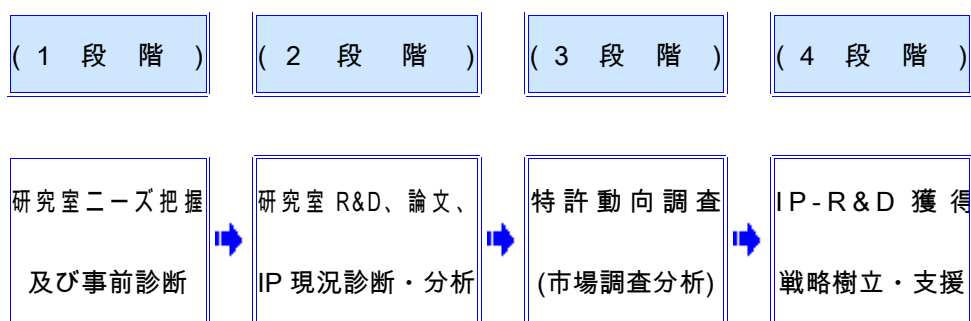
したがって、特許庁は国家 R&D 事業の効率性を極大化して強い知的財産権創出基盤を作るために大学・公共研究機関に知的財産研究開発戦略を支援する「国家 R&D 特許戦略専門家派遣事業」及び「研究室特許戦略支援事業」などの国家 R&D 特許コンサルティング事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 研究室特許戦略支援事業

「研究室特許戦略支援事業」は国家 R&D 遂行の最小単位である研究室に、研究開発の全過程にかけた知的財産権管理・活用戦略を支援する事業で、IP 教育、研究室保有論文・特許分析、特許動向調査などのオーダーメイド型特許コンサルティングを支援している。

<図Ⅲ-1-6> 研究室別の IP-R&D 獲得戦略の樹立の手続き



2007 年から始まった同事業は、今まで計 150 研究室を支援してきた。今年には、研究室別オーダーメイド型支援のために研究室別 IP 事前診断を実施し、その結果により IP 教育及び発明相談中心の基礎段階プログラムと特許戦略支援中心の発展段階プログラムとして細分して大学・公共研究機関の研究室を支援した。

<表Ⅲ-1-4> 研究室特許戦略支援事業の謙譲及び支援内容

区分	コンサルティング	支援規模	支援機関	支援内容
----	----------	------	------	------

	ングのレベル			
上半期	現況分析など基礎 段階	15 研究室	3 ヶ月	研究室保有特許権利範囲分析、IP 教育、 IP 相談など
下半期	戦略樹立など発展 段階	20 研究室		研究室 IP-R&D 連携戦略樹立

2010年には、計35研究室へ支援を行い、新規IP獲得戦略(87件)、問題特許対応戦略(71件)、R&D方向提示(59件)等の成果を導き出した。また、該当研究室の特許生産性を高めるとともに、技術移転などの成果拡散に大きく寄与して参加研究室らから大きい呼応を受けた。

＜表Ⅲ－1－5＞研究室特許戦略支援事業の成果

区分	IP獲得戦略	問題特許対応戦略	IP教育	IP相談	技術動向分析	R&D方向の提示	技術移転の交渉	合計
上半期	34	-	46	96	17	5	-	193
下半期	53	71	36	-	-	54	9	223
合計	87	71	82	96	17	59	9	416

＜図Ⅲ－1－7＞研究室特許戦略支援事業の優秀事例

- ・(K大学：新薬開発研究センター)障壁特許対応戦略提示(2件) → 特許ポートフォリオ補完及び強化(特許出願3件:海外出願1件) → 中外製薬と技術移転契約締結(前金1億ウォン:ロイヤリティー5%)
- ・(B大学：海洋生物工学実験室)障壁特許導き出し及び対応戦略提示(2件) → 特許ポートフォリオ補完及び強化(特許出願6件) → 需要企業群の発掘 → 技術移転交渉中

2) 国家R&D特許戦略専門家派遣事業

「国家R&D特許戦略専門家派遣事業」は、国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し

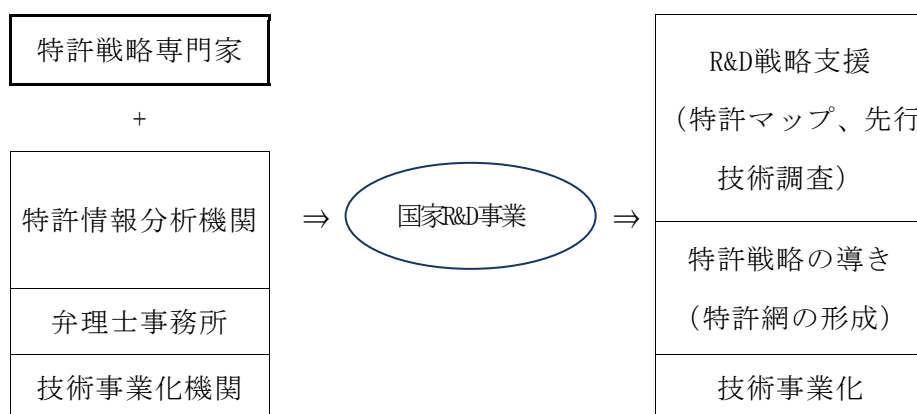
てオーダーメイド型知的財産ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、国家R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知識財産戦略委員会を中心に、支援事業段別の特許戦略コンサルティングを支援している。

<表Ⅲ-1-6> 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

区分	戦略	所要期間	支援内容
基本戦略	戦略遂行 課題発掘	2ヶ月	事業団の基礎分析を通じてR&D現状を診断、既出願の補強、核心細部課題選定などお全体的な事業推進戦略を提示
核心戦略	IP-R&D 戦略樹立	8ヶ月	核心細部課題別の環境(市場、特許技術動向)分析、新規R&D方向の提示、標準・核心特許確保の戦略提示など特許ポートフォリオの構築

2010年には、計10大学・公共研究機関の国家R&D事業団に特許戦略専門家を派遣し、戦略的知的財産権創出戦略を樹立・支援することによって強い特許創出を支援した。また、知的財産教育等を通して研究者の知財能力強化を図った。

<図Ⅲ-1-8> 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の体系図



その結果、新規IP獲得戦略(120件)、R&D方向提示(60件)など、計257件の知的財産権

中心のR&D革新戦略を導き出した。

<表Ⅲ-1-7> 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の事業成果

区分	IP獲得 戦略	問題特許 対応戦略	R&D 方向提示	技術事業 化	特許能ウ 力向上	合計
合計	120	11	60	20	46	257

<図Ⅲ-1-9> 国家R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例

- ・(A大学) 人体内で持続的かつ、反復的に使用可能な電源システムの源泉特許確保のためにIP観点からのR&D方向を提示
⇒ (融合技術分野の源泉特許創出) 生体燃料電池とナノ構造バッテリー分野の要素技術特許とこれらを融合した源泉特許候補のPCT出願
- ・(B大学) 事業団が保有した遺伝子識別技術分野源泉特許を中心とする最強特許ポートフォリオ構築のための周辺特許創出戦略を支援
⇒ (量産型の源泉特許創出) 高麗人参品種、年齢などを正確に判別する技術を世界最初開発して国内出願してPCT出願
- ・(C社) 原子力発電所技術分野の固有化及び海外市場進出のため強い特許ポートフォリオ構築基盤設け
⇒ (新規IP創出、IP専門担当組織構築) 海外市場進出に制約のない固有原発の炉型技術を開発して新規IP創出、弁理士採用などIP専門担当組織体系構築を推進中

ハ. 評価及び発展方向

2010年本事業の支援を受けた大学・公共研究所の主要意見をまとめると以下の通りである。

<図Ⅲ-1-10> 国家R&D特許コンサルティング事業に対する主要意見

- ・(A事業団) 最初は余り期待していなかったが、事業団に特許戦略専門家が派遣され、事業団が保有する識別技術分野の源泉特許を中心とする最強の特許ポートフォリオの構築が可能になるよう周辺特許創出戦略を支援し、量産型源泉特許を創出したことで期待以上の成果をあげる。
- ・(B事業団) 特許戦略専門家が事業団の研究分野に知財権創出戦略を提示し、要素技術

特許を融合させた源泉特許をPCT国際出願するなど核心・源泉特許創出型R&D戦略の樹立に役立ち、今後も同事業に対する持続的な支援を強く希望する。

- ・(C研究センター)本事業を通じて技術動向分析、関連IP状況、IPポートフォリオの構成など、研究所の懸案事項を多く解消するきっかけとなり、IPに対する新しい見方を持つ上で良い機会となった。本事業の後もIPコンサルティングを持続的に受けることを希望する。
- ・(D研究団)これまで特許の重要性に対する認識が全く無く、特許件数も微々たる水準であったが、本コンサルティングを通じて特許の重要性を認識する。現在研究中有る技術分野の特許動向調査を通じてまた他の競合研究機関を認識し、R&D方向設定にも役立ち、本コンサルティングを通じて創出された特許の他にも持続的に特許を出願する計画である。

「研究室特許戦略支援事業」は、2011年には、単位研究室支援費用を拡大してコンサルティングの質的水準を向上した。また支援研究室も、40研究所に拡大する計画である。他にも二分化されていた支援プログラムを、統合コンサルティングプログラムとして改善して研究室のIP力量とニーズに合わせるオーダーメイド型の特許戦略コンサルティングを支援する計画であり、産学協力団などの成果拡散部署との連携を通じて事業結果の特許出願を支援する予定である。

「国家R&D特許戦略専門家派遣事業」は、2011年には知識財産戦略委員会を主軸として基本戦略樹立(1ヶ月)と核心戦略樹立(5ヶ月)まで計6ヶ月間の特許戦略コンサルティングを上・下半期に推進する計画である。また、特許戦略専門家が支援事業団に定期的に訪問して知的財産権中心の技術獲得戦略方法論とIP力量教育等を通して短期間に高品質の成果創出を誘導するつもりである。

4. 国家R&D研究ノート支援

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

イ. 推進背景及び概要

2008年から国家R&Dに対する投資が持続的に拡大することにより、研究開発情報の創出・保護・活用が重要な 이슈と浮び上がっている。しかし研究成果関連紛争と技術移転の際、必須資料である研究ノートの低調な作成率のため、国家R&D情報及び成果に対する保護基盤は不備な実情である。

* 国家R&D予算拡大：(2007)9.8兆→(2008)11.1兆→(2009)12.3兆→(2010)13.7兆(2010、国家科学委員会)

<図Ⅲ-1-11>研究ノートの定義及び活用事例

・研究ノートとは
研究者が研究の開始から研究成果物の報告・発表または、知財化に達するまでの過程と結果を記録した資料で、**研究成果の先取権及び独自性の重要な根拠として活用**されており、米国などの先進国では、**特許紛争発生の際に発明日時などの客観的立証のため最も重要な証拠資料**となっている。

研究開発情報の体系的な記録・管理とともに研究ノート作成の重要性が浮び上がることによって、2011年から国家R&D事業の実施の際には、研究ノート作成が義務化*されるなど、全政府レベルで研究ノート作成が強化されている。

* 「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第9号第1項15号研究ノートの作成及び管理に関する事項

このような政策基調に合わせて特許庁は2007年から「知識財産権保護のための研究ノート作成などの細部事項教育・広報」役割を担当してきている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年には研究ノートインフラ構築事業を推進した。研究ノートの構築・運営・管理のための勧告案を開発し、2009年モデル事業を通じて既に普及した電子研究ノート入力機の機能(時点確認、偽・変造防止など)を改善した。また、電子研究ノートシス

テムが証拠力を整えられるように行政安全部の時点確認システムと連携するなど、電子研究ノートシステムの安定化を推進した。

他に、研究ノート作成・管理に対する機関訪問教育(23機関)実施、書面研究ノート(約2,000部)及び研究ノートの雛形(7種)を配布した。また、研究ノート活性化のための基礎資料確保のために教科部と協力して研究ノート活用現状調査*を実施した。

* (2010.12)国公立研究機関及び大学研究者及び研究管理者1,600人を対象としている。

<図Ⅲ-1-12>研究ノート活用の現状調査の主要内容

- ・質問対象:全国の主要大学、政府出資研究所、国公立研究機関、その他の研究機関など
- ・研究ノート関連の教育経験者:31.2%、2011年の研究ノート作成義務化認知度:5.7%、要件を整えた書面研究ノート使用:43.2%、今後電子研究ノート使用意向:50.9%

<表Ⅲ-1-8>2010年研究ノートインフラ高知事業の内容

区分	内容	成果
オンライン教育 動画構築	研究ノート ガイドライン、電子研究ノート ガイドライン	2件
電子研究ノート 構築支援	電子研究ノートの証拠力確保のために行安 部時点確認連係SW支援 * K A I S T、韓国生命工学研究院、韓国 標準科学研究院	3件
研究ノート訪問教育	研究ノート作成及び管理方法に対する訪問 教育 * 農村振興庁他23個機関1,124人	23個機関、 1,124人
書面研究ノート普及	書面研究ノート無料支給	2,000部
書面研究ノート テンプレート開発	写真・図表など実験データ付着空間の確保、 野外実験場所(農業振興庁など)で作成・携帯	7種

	が便利な研究ノート雛形開発など	
研究ノート活用 現況調査	研究ノート作成・管理・活用現状調査及び電子研究ノート導入関連の認識調査 * 標本誤差:95%信頼水準で±2.44%	回答者:1,600人

ハ. 評価及び発展方向

2011年から国家R&D事業実施の際には、研究ノート作成が義務化されたにもかかわらず相当数の大学及び研究機関では、研究ノート関連規定や管理方針が準備されていない。したがって同事業を通じて国家R&D事業遂行機関に研究ノート指針及び電子研究ノートシステム構築のためのコンサルティングを進行する予定である。

また、研究ノート使用活性化のための教育・広報を持続的に推進する。また、研究ノート ホームページ(www.e-note.or.kr)運営を通じて研究ノート関連規定及び情報、オンライン教育動画、研究ノート雛形、電子研究ノートテスト版の提供など研究ノートと関連した体系的かつ多様な情報を提供する計画である。。

第2節 標準特許創出の支援

1. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 チョ・クァンヒョン

イ. 推進背景

標準は特定技術を使う時、誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味することで、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国際間の交易が活発になりつつ、その重要性が増加している。²⁵

このような環境で、グローバル企業は市場主導権を確保するために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性が高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合して、標準特許²⁶という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤリティー収益を通じて世界経済の激しい競争で優れた地位を維持している。

我が国の現状を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国にもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で特許ロイヤリティーをはじめ、技術貿易収支赤字幅は毎年増えている。特に、我が国の主力産業であり、標準特許の影響力が大きい電気電子・情報通信分野は2009年全体技術貿易収支の赤字が55.6%(27億ドル)となった。

しかし、ISO、IECなどの国際標準化機関に申告された我が国の標準特許は、2010年7月の調査結果、全体3.1%に過ぎないレベルである。また、標準特許は標準化期間とR

²⁵ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

²⁶ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で、必ず利用しなければならない特許として特許請求範囲の請求項の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

&D、特許、標準などの個別能力の戦略的な協力により創出されるので一部の大企業と公共研究機関を除いては、標準特許を保有している機関はほとんどない状態である。

<表Ⅲ-1-9> 国際標準化機関に登録された標準特許の現状(2010年7月)

国家	数	シェア	順番	国家	数	シェア	順番
米国	2,926	38.5%	1	韓国	234	3.1%	6
日本	1,598	21.0%	2	オランダ	128	1.7%	7
フランス	660	8.7%	3	英国	123	1.6%	8
フィンランド	637	8.4%	4	スウェーデン	105	1.4%	9
ドイツ	449	5.9%	5	オーストラリア	99	1.3%	10

(出所：勧告特許情報院 標準特許センター)

このような状況で特許庁では、2009年「標準特許の戦略的な創出支援の総合対策」を用意し、庁内の専門組織の編成及び全国的な標準特許創出支援政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許分析及び戦略樹立事業は、技術互換性を有する市場支配力が高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するためにR&D、標準案開発過程、標準化の全段階にかけて標準特許創出を支援する事業である。

まず国際標準の影響力が大きいIT分野の重点技術を対象として、標準文書、寄稿文、標準関連特許分析を通じて標準特許を創出できるようにR&D、特許管理及び対応戦略を導き出した。この事業により、計16件の標準特許出願と15の標準特許を新規として発掘した。

＜表Ⅲ－1－10＞2010年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

技術分野	標準化機関及び対応標準分野	標準特許戦略		
		標準特許 新規創出	標準特 許発掘	外国特許 対応
3DTV	ISO/IEC JTC1/SC29 WG11	9	8	8
Gigabit WLAN	IEEE 802.11	8	2	9
次世代 RFID	ISO/IEC 24730-2 reVision	3	3	4
有無線の統合	IETF MEXT WG	1	0	6
モバイルIF及びUWB プラットフォーム	ISO/IEC JTC1/SC29/WG11/M18509	4	0	0
知能型ロボット	OMG Platform TC	7	2	1
スマートグリッド	DLMS UA/IEC TC13 WG14, ZigBee SE Profile 2.0	2	0	0

また2010年には、国家標準化機関である技術標準院の国際標準開発事業と連携するモデル事業を通じて、技術中心の標準案作成から特許中心の戦略的な標準案を開発することができるように標準特許分析を支援した。これにより、計15件の国内出願人の特許を標準提案書に反映させ、また、12件の外国技術を排除し、戦略的な国際標準案を作成するようにした。

＜表Ⅲ－1－11＞2010年国際標準案の特許戦略化事業の推進成果

技術分野	標準化機関及び対応標準分野	標準特許戦略		
		標準特許 新規創出	標準特 許発掘	外国特許 対応
位置基盤の無線 ルーティング	ISO/IEC JTC1 SC6 WG7	2	6	2
高効率ビデオの	ISO/IEC JTC1 SC29 WG11,	11	3	4

符号化	ITU-T SG16/Q.6			
U車両交通融合システム	ISO TC204 WG14, WG17	8	2	1
3D用JPEG2000映像圧縮	ISO/IEC JTC1 SC29 WG1	2	4	5

また、国内の産学研の保有特許活用性を高めるために保有特許と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘し、一部補正を支援して標準特許になることができるように支援した。これにより、延世大、電子部品研究院、ファンテックなどの国内産学研の保有特許の中、計48件の特許を新規標準特許として発掘し、それが標準特許になうよう、特許戦略を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

2010年に推進された標準特許分析及び戦略樹立事業は、2009年のパイロット事業に続き国内R&D、標準、特許などでの従事者に標準特許の重要性についての認識を高めることに重点を置いた。また、標準特許を作り出すことができる戦略的方法論に関する多様なアプローチを通じて、一部特許は国際標準案に反映されて標準特許として復活する機会を作った。

しかし、推進過程の中、分析対象を大規模技術分野に定めて短い事業期間内に深みのある分析を行うことが困難であり、標準化期間が最小3年以上かかることによって事業成果として作られた標準特許を持続的に管理する必要があることは、今後事業を推進しながら改善が必要な事項である。

従って、2011年からは標準特許の分析対象を実際R&D中の研究課題と連携し、分析機関を1年として増やし、分析及び支援の実効性を高める予定である。また、過去の数年の間、遂行された標準化を目的に、国家R&D課題で作られた特許成果が標準化進行過程により、最終標準特許になることができるように管理支援をする役割も併行する予定

である。

2. 標準特許DB及びポータルサイトの構築

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準特許DB及び標準特許ポータルサイト構築事業は、標準特許専門家フォーラム(2008年7月以後、月1回、計4回開催)と標準化専門家対象のアンケート調査を通じて、標準特許現状及び標準関連情報に対する普及と持続的な標準化活動支援を通じた標準特許確保支援及び標準特許関連人材の確保などへの要求が切実であり、推進することとなった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1²⁷、ITU、ETSI、IEEE²⁸など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁹など)に登載された標準特許情報を産学研が便利に活用できるよう要旨リストに再加工してDB化する事業で、標準特許の創出能力が絶対的に不足している国内企業を対象に主要標準技術と関連した標準特許オーダーメイド型統合情報を提供することを目的とする。

本事業で構築された標準特許の要旨リストは該当特許の出願情報、ファミリー情報、技術要約、代表図面及び特許請求範囲と権利状態などをまとめ、技術分野別、国家別、企業別の標準特許情報を総合的に提示した。

ロ. 推進内容及び成果

²⁷ JTC1(Joint Technical Committee 1)：ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC T C83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²⁸ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁹ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスングを権利者の代わりに処理する団体

2009年には、計2,945件の標準特許要旨DBを構築し、2010年には、特許プールの管理組織であるMPEG LAが管理するMPEG2、ATSCなど9つの特許プールに含まれた標準特許を分析し、計1,350件の要旨リストを作成した。また、主要標準化機構であるISO/IEC、ITU、ETSIに宣言された標準特許2,650件の要旨リストを作成して計4,000件の標準特許要旨DBを構築した。また、2009年～2010年の標準特許要旨DBを構築するために確保した主要標準化機構及び特許プールに宣言された標準特許約4万件の標準特許DBの構築とともに、このDBを産学研に提供するための標準特許ポータルサイトを2010年下半年に構築した。

<表Ⅲ-1-12> 2009～2010年の標準特許要旨DBの構築内容

(単位：件)

標準化 機構 年度	MPEG LA	IEEE	JTC1	ISO/IEC	ITU	ETSI	計
2009年	2,011	627	307	-	-	-	2,945
2010年	1,350	-	-	549	801	1,300	4,000

<図Ⅲ-1-13> 標準特許リスト提供の例示

The image shows a screenshot of a patent database interface. At the top, there is a table with columns: Patent ID, Rec. No., Organization, Patent, ITU-T registration date, Declaration Form, Contact On File, and checkboxes for '요지리스트' (Abstract) and '특허참조' (Patent Reference). Below this table, a detailed view of a patent is shown. The patent title is 'Digital interface for connecting... for high performance serial bus'. The inventor is 'Apple Computer'. The detailed view includes sections for 'Family 정보' (Family Information), '발명자' (Inventor), and '발명자' (Inventor). The patent number is 5,717,822.

標準特許ポータルサイトには、主要標準化機構別及び特許プールに宣言された標準特許約4万件(標準特許DB)の特許専門及び約6,900件の標準特許要旨リスト(標準特許要旨DB)が搭載された。また、その他の標準特許創出と対応に必要な総合情報が一括に搭載されて産学研にサービスされている。

<表Ⅲ-1-13> 2010年の標準特許ポータルサイトの構築内容



また、構築された標準特許DB情報の提供を通じた事業結果の活用度の向上と産学研の標準特許創出支援のため、2010年の標準特許DB構築の際に、分析した主要標準化機構及び特許プールに宣言された標準特許に対する標準特許分析報告書を50機関の産学研(103人)に普及した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には標準化機構別の標準特許DB構築計画に基づいて、上半期にはETSIの3GPP標準特許1,500件とGSM標準特許1,500件に対して標準特許DBを新規構築して既存標準特許DB2,000件をアップデートして、標準特許関連国内・海外情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトに統合提供することにより、産学研の需要を単一のウェブサイトで解決することができるように支援する予定であ

る。

<図Ⅲ-1-14>標準化機構別の標準特許DBの構築計画

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
標準化 機関	<ul style="list-style-type: none"> ETSI (3GPP) ETSI (GSM) 	<ul style="list-style-type: none"> ETSI (UMTS) ETSI (GPRS) 	<ul style="list-style-type: none"> ETSI (その他) 	<ul style="list-style-type: none"> SisVel OMG, OMA IETF 	<ul style="list-style-type: none"> ITU, ISO IETF
分析 件数	約8,000件	約10,000件	約4,000件	約10,000件	約10,000件

また、標準特許ポータルサイトに対しては、今後ウェブコミュニティ活性化と一般会員加入機能の追加及び情報交換と相互作用を通じたウィキ方式の情報資料網を構築し、その機能を高度化する計画である。

また、国内外の標準化動向情報などの活用のために技術標準院など関連機関との協力体系を広げて、産学研を対象として標準特許創出支援のための標準特許DBを拡充して普及する計画である。

第2章 知識財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 IP-R&D連携戦略支援

1. 知財権中心の技術獲得戦略の支援

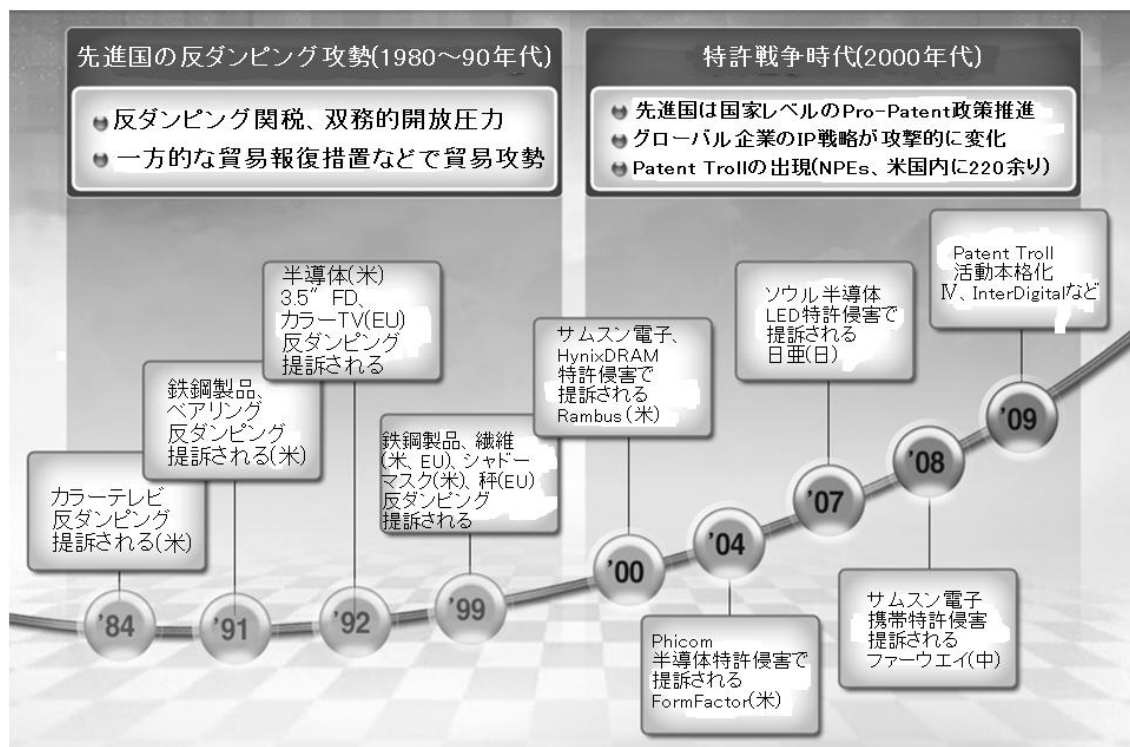
産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の源泉である産業社会を経て情報・知識に基づいた技術力・ブランドなど無形資産を付加価値創出のエンジンとする知識基盤社会といえる。

特に、無形資産の中で権利化された知的財産を活用した収益の最大化を追求することで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる熾烈な競争の時代が到来した。韓国の中堅企業であるS半導体は最終的には勝利したが、日本日亜社と3年間5カ国でLED関連特許訴訟費用として約5千万ドル以上を支出した。

一方、米国・日本など主要先進国も知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用し、知的財産戦争の時代における強者を目指して強い知的財産権の先占するための熾烈な競争を繰り広げている。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実は多くのものを物語っている。

＜図Ⅲ－2－1＞貿易紛争の展開様相



このような熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器としている企業だけが生き残れるが、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の増加にもかかわらず質的生産性は低かった。そこで、特許庁はR&Dの体質を改善し、効率性を高めると同時に、将来グリーン市場を先占できるよう「知財権中心の技術獲得戦略」を重点的に推進している。

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく商品を予測し、それと連携した強い知財権(核心・源泉・標準特許)ポートフォリオとそれを獲得する戦略(R&D、技術提携、M&A)を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占に置くことである。

<図Ⅲ-2-2>製品と技術に対するパラダイムの転換



知財権獲得戦略の樹立プロセス(1段階)は将来の市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、将来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)は国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)は「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(国家、産学研連携または企業独自のR&Dを通じた特許獲得、主要企業の特許買収または技術提携)を産業界などに提供することである。

＜図Ⅲ－2－3＞知財権中心の技術獲得戦略の概念図



ロ. 推進内容及び主要成果

2008年産学研専門家の意見収集を通じてグリーン成長分野の中で核心特許の確保が急がれる次世代半導体、ディスプレイ素材など4大分野に対して知財権中心の技術獲得戦略パイロット事業を推進し、知財権獲得戦略のモデルを産学研官のR&D、知財権専門家に提示した。

2008年パイロット事業を通じて特許庁が提示した知財権獲得戦略の方法論は産業界、学界からその有用性が検証され、研究者たちは知財権ポートフォリオの結果物がR&D課題であることを認識し、拡大施行することに合意した。

そこで、特許庁は2009年4月17日「知的財産権中心の技術獲得戦略推進計画」を大統領が主宰する国家科学技術委員会に報告し、「国家R&Dを効率化する事業」として議決し、本格的に推進した。2009年には企業のニーズに応じて太陽電池、IPTVなど19の分野に対する「知財権中心の技術獲得戦略事業」を推進した。

2009年19の技術分野に対する知財権中心の技術獲得戦略を通じて合計1,415個の核心特許を発掘し、1,396件の知財権獲得戦略、282個のR&D戦略などを導き出し、60社の企業に提供した。R&D課題の遂行が終わる3年後には1課題当たり約2件以上の核心・源泉特許が創出され、企業の競争力をさらに高めてくれる。また、同事業で導き出されたR&D課題の中で特許連携型国家R&D推進課題を知識経済部の「産業源泉技術開発事業」の需要調査段階で反映するなど国家R&Dの効率性向上にも貢献している。

2010年には、31の技術分野で、知的財産権中心の技術獲得戦略を通じて計2,001件の核心特許を発掘し、1,851件の知的財産権獲得戦略、353件のR&D戦略などを導き出して35企業・公共研究機関に提供した。

＜表Ⅲ－2－1＞知財権中心技術獲得戦略事業の実績

年度	課題数	核心特許	IP獲得戦略		R&D戦略		
			無力化	ライセンス等	国策	民間	共同
2009年	19個	1,415件	736件	660件	99個	167個	16個
2010年	31個	2,001件	357件	1,494件	128個	219個	6個

また、知的財産権戦略樹立を通じたIP戦略効果(特許出願11.6件、費用節減5.0億ウォン)と、研究開発期間短縮(5.6ヶ月)及び予算節減(2.1億ウォン)等、R&D戦略効果、雇用創出、売上額増大などの企業の特許経営戦略とR&D戦略樹立に活用した。

＜表Ⅲ－2－2＞2010年の知財権中心技術獲得戦略事業の成果

区分	IP戦略効果		R&D戦略効果			雇用創出			売り上げ増加 (予想額)
	特許出願件数	費用節減効果	研究開発平均機関	研究開発機関短縮	予算節減効果	IP	R&D	計	
平均	11.6件	5.0億	2.3ヶ月	5.6ヶ月	2.1億	0.3人	1.7人	2.0人	50.2億

合計	335 件	144 億	-	-	59.8 億	10 人	50 人	60 人	1455.5 億
----	-------	-------	---	---	--------	------	------	------	----------

2010年知財権獲得戦略事業（19課題）に参加した35企業の中、アンケートに回答した29企業対象

このような知財権獲得戦略は国家と企業の核心・源泉特許の確保志向的なR&D推進に活用され、政府のR&D研究企画機能を補強し、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、企業の強い知財権の創出及び確保を通じた収益創出、技術料（ロイヤルティー）負担の緩和、特許紛争の予防、知財権取引の促進などビジネス能力強化に役立つと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

知財権中心の技術獲得戦略は2008年パイロット事業を通じてスタートし、沿革は短い企業が望むことをオーダーメイド型で提供することで実際に役立つ事業として認められ、特に現場のR&D専門家及び企業CEOから肯定的な評価を得ている。

<表Ⅲ-2-3> 支援企業優秀事例

- (H大、国策研究団長)驚くほど感動的な分析結果であり、国策課題研究提案書(RFP)を修正・補完する計画
- (技術企業A副社長)「国策事業として毎年数兆ウォンのR&D費用が投じられるが、実際それより知財権獲得戦略事業の結果物がまるで本当に韓国企業の痒いところを搔いてくれるのと同時に、次世代の食べ物を提供してくれるだけでなくその食べ物を消化しやすいように直接噛んで口に入れてくれるような感じがした」
- (公企業B社長)「将来新種事業の方向性を定める実用的な戦略であり、今後知財権を元に収益を創出する超一流の知的財産企業に変身することが可能であろう」
- (技術企業C社長)「私は職員と共に(中略)私たちの給与を自ら削減する決議を通じて、その財源を特許ポートフォリオにともなうR&D開発のための研究開発費として投入させることであり(中略)私たちに羅針盤のよう、ナビゲーターのような知的財産権中心技術獲得戦略事業を開いてくれたことに感謝申し上げます」

○（技術企業A副社長）「政府がこのような企業のためにサービスをすることを初めて見ました。米国の最高のIPコンサルティンググループに発注すれば、200万ドル以上の価値がある事業と思います。知的財産権を念頭において事業を行わなければならない。

2011年には、グリーン成長技術分野中心に次世代LED照明、リチウムイオン二次電池両極活物質など40個の核心技術課題を中堅企業中心に集中支援する予定である。

また、特許庁は産学研が自ら強力な特許ポートフォリオを設けるようにIP-R&D戦略樹立方法論教育過程開発及びIP-R&D戦略樹立ガイドブック発刊などの多様な拡散プログラムを開発して知経部、中小企業庁などの政府機関間の協力モデルを構築して事業シナジー効果を極大化する予定である。

2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援事業

イ. 推進背景及び概要

部品・素材産業分野は他の産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が高く、次世代成長エンジンといわれている。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことにより、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に転換し、それに積極的に対応している。しかし、韓国は最近8年間目に見える技術水準向上を成し遂げたにも関わらず、先進国対比比較劣位が持続する中で中国の追い上げは加速化するなど困難に直面している。

代表的に部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は毎年着実に増加し、昨年度には200億ドルを超え、対日貿易収支全体の累積赤字の74.8%を占めている。2008年大韓商工会議所の調査によると、先端部品素材国産化の低迷要因として源泉技術開発の能力不足(39.1%)と海外企業の知財権先占(21.2%)を指摘している。特に、韓国の通貨危機時代、日本は核心源泉技術に対する特許網を形成し、関連技術に対する特許ポー

トフォリオを構築することで、その格差をさらに拡大したことも対日貿易インバランスの見逃せない原因である。

<表Ⅲ-2-4>対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010 1~3四半期
全体産業	△243	△253	△298	△327	△276	△362
部品素材産業	△161	△156	△187	△209	△201	△243
部品素材比率 (%)	66.3	61.7	62.8	63.9	72.8	67.1

部品・素材産業の競争力を強化するためには知財権(IP)を中心に未来市場の動向を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオの設計や技術獲得(R&D)の戦略が求められる。また、それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値が創出できるように誘導する体質改善が急がれる。

特許庁ではこのような趣旨でR&D全周期において市場価値の高い知財権が獲得できるよう支援体系を構築し、部品・素材中小・中堅企業に「知的財産(IP)－研究開発(R&D)連携戦略の樹立」を支援している。

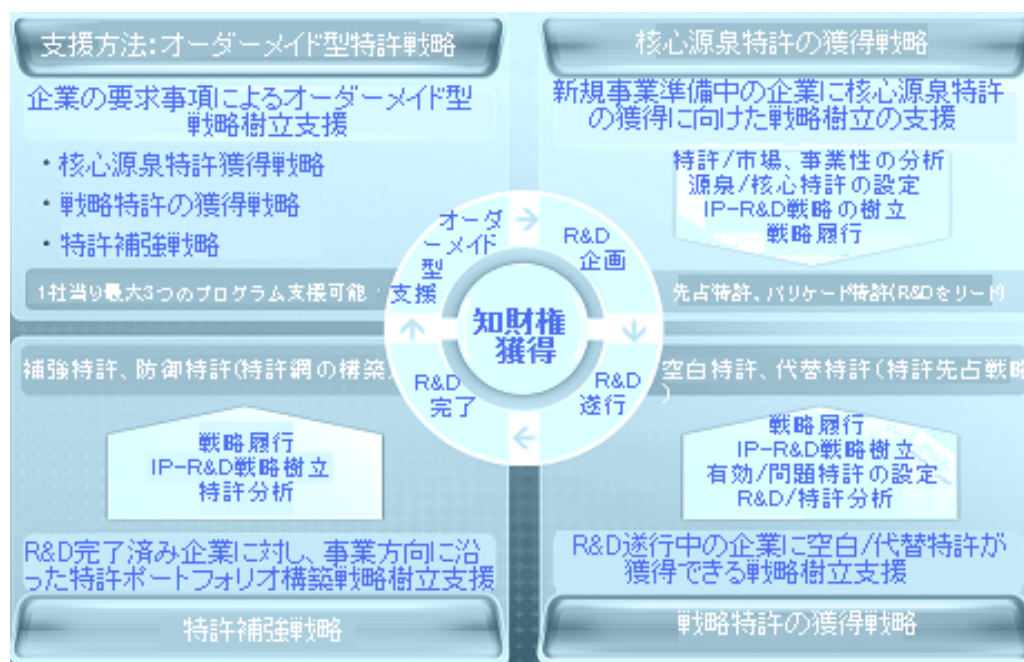
ロ. 推進内容及び成果

部品・素材産業分野のIP-R&D連携戦略は該当部品・素材企業のR&D進行段階によってプログラムを差別化し、大きく3段階に分けている。

第一に、R&D企画段階における核心源泉特許の獲得戦略で、新規事業を準備中の企業に特許及び市場・事業性分析を通じて核心源泉特許が獲得できるようIP-R&D戦略を樹立させることで、バリケード特許(roadblock patents)を先占し、R&D方向をリード

することである。第二に、R&D遂行段階の戦略特許獲得戦略で、R&D遂行過程で該当技術を強く保護できる特許戦略を樹立することで空白・代替特許を獲得し、特許先占戦略を提示することである。第三に、R&D完了段階の特許補強戦略で、R&D完了後に事業方向に適した特許ポートフォリオが構築できる特許補強戦略を樹立することで、補強・防御特許を獲得して安全な特許網を構築することである。

<図Ⅲ-2-4> 先端部品素材のIP-R&D戦略支援プログラム



特許庁は2010年度本事業を通じてR&D企画段階の企業24社、R&D遂行段階の企業35社、R&D完了段階の企業21社のR&D現場に「特許戦略専門家」を派遣し、R&D段階別(企画・遂行・完了、計80社)オーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。

<表Ⅲ-2-5> 2010年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況

(単位：件)

段階	1次支援	2次支援	合計
R&D企画	24	-	24
R&D遂行	12	23	35
R&D完了	-	21	21

合計	36	44	80
----	----	----	----

これに対する主要成果としては、支援企業1社当たり平均新規特許7.4つの出願、新規R&D課題2.2件導出のみならず、企業が事業を展開する上で問題となり得る障壁特許の無力化戦略の導出(企業平均15.1件)、事業化や生産性向上と関連したR&D方向の提示(企業平均4.4件)及び特許インフラ構築戦略などを挙げられる。また、導き出され新規R&D課題を関係省庁と連携または企業が独自のR&D課題として進めるよう誘導するなど、IP-R&Dの拡散のために努めている。

<表Ⅲ-2-6>2010年先端部品素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析

戦略類型	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	問題(障壁)特許の 無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、 R&D課題)	ライセン シング戦 略	特許 インフラ 構築戦略	合計
企業平均 (件)	9.5	15.1	4.4	1.0	2.1	32.1
80社	761	1,210	350	83	167	2,571

ハ. 評価及び発展方向

2010年の本事業の支援を受けた企業の主な反応及び評価を整理すると以下のとおりである。

<表Ⅲ-2-7>支援企業BP (Best Practice) 事例

- ・T社(随行段階)半導体製造用の装備に関連し、大企業L社に納品の際、同事業の結果物を根拠として、特許紛争の可能性がないことを保証する手段で活用
- ・U社(企画段階)植物幹細胞の分離・培養技術に関連し、海外15ヶ国に物質特許、方法

特許、用途特許などの計96件の特許を出願して強力な特許ポートフォリオを構築

- ・S社(企画段階)高容量コンデンサ開発を控え、関連製品の特許ポートフォリオを構築して、最強国である日本の特許障壁を越えて関連技術分野の源泉特許確保
- ・A社(随行段階)日本大企業から特許侵害警告状を受けたが、本事業を通じて相手特許を無効化した上、自社保有特許を持って日本大企業を逆攻撃中

2011年には、既存の特許戦略中心からブランド、デザイン戦略まで支援範囲を拡大し、中小企業の多様な知的財産権の権利確保と製品競争力強化を支援する計画である。また、政府機関間と優秀中小企業相互推薦または、共同支援により、中小企業の競争力強化のための全政府間の協力モデルを樹立する計画である。また、既存のR&D段階別プログラム(2010年80個課題、2.5ヶ月～4.5ヶ月)を単一課題(2011年70個課題、5ヶ月)に拡大支援して、すでに支援された戦略の履行水準を向上させることができる戦略履行課題(12課題)を進行する計画である。

部品・素材産業で、対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるように知的財産権(IP)-研究開発(R&D)戦略支援事業を持続的に拡大・発展させて、核心・源泉特許で武装した世界的レベルの部品・素材強小企業を育成することに一助しようとする。

第2節 中小企業知的財産の経営支援

1. 地域特許総合コンサルティング事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 農業事務官 イ・ヒョンゴン

イ. 推進背景及び概要

「特許情報総合コンサルティング事業」³⁰は、1996年当時、通商産業部が始めた「産業財産権診断及び保護体制構築事業」にその原点がある。同事業は、技術開発過程における先行特許との抵触判断を通じて不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を高めるために始まったもので、1997年11月に特許庁に移管され、2004年まで211社の中小企業に対する診断が行われた。

<表Ⅲ-2-8>年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模や支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤作りというマクロ的な目標には及ぶことができなかつたことが分かった。そこで、企業全体に波及効果が大きい知的財産権創出基盤作り部門への事業転換が求められるようになり、代案として特許情

³⁰ 地域特許総合コンサルティング事業：2006年「特許情報総合コンサルティング事業」との名称で最初に始めてきた事業であり、「特許情報」が占める比重が縮小されることにより、2011年からは「地域特許総合コンサルティング事業」と変更された。

報総合コンサルティング事業が誕生した。

ロ. 推進内容

1) 事業概要

地域特許総合コンサルティング事業は、地域の知的財産権インフラ構築のため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、知的財産権情報分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することによって地域の個人発明家及び中小企業などが総合的かつ体系的な知的財産権創出活動を支援されるようにしている。

地域特許情報総合コンサルティング事業の目的は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発課題の選定に活用することで重複投資を防止し、研究の効率性を高めることにある。一方、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化も目的としている。

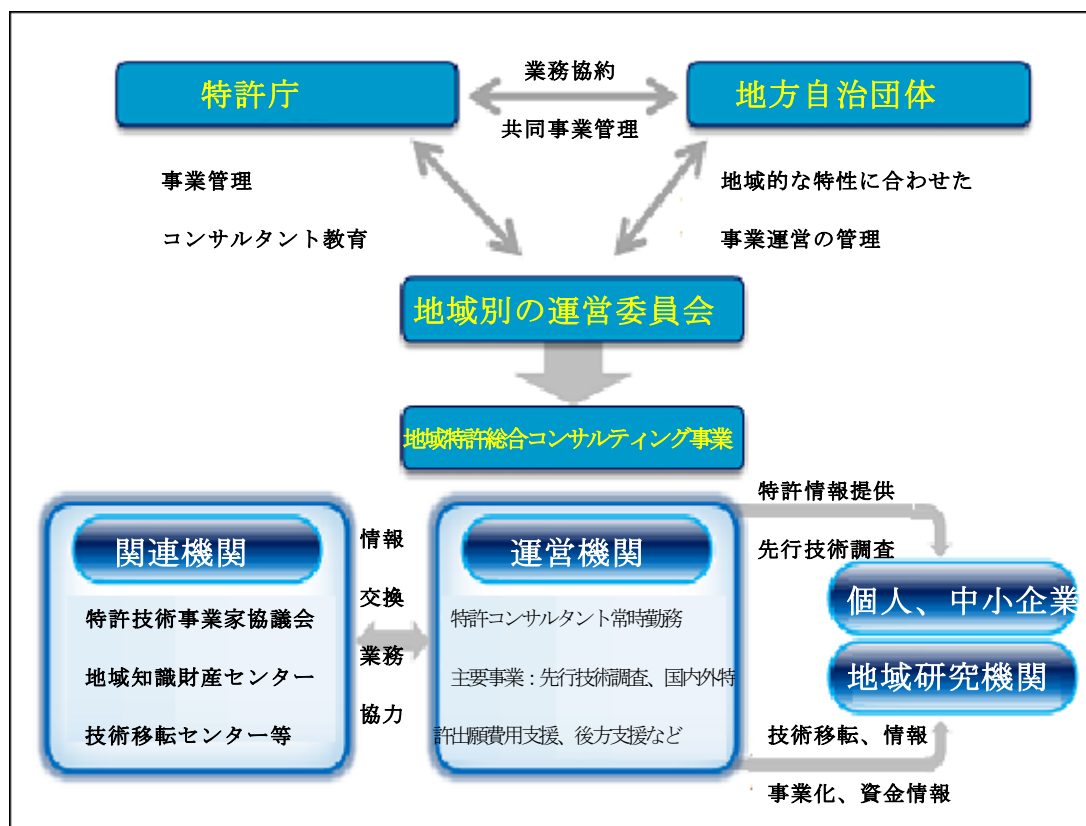
同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50、マッチング金額2億ウォンが原則)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。2005年には2つの地方自治体(大田、京畿)が試験的に運営し、2006年には8つの地方自治体、2007年には9つの地方自治体、2008年には13の地方自治体、2009年には16の自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

<表Ⅲ-2-9>2010年地域特許総合コンサルティング事業の規模

自治体	地域センター (事業運営機関)	住所	事業予算		備考
			国費	地方費	
大田市	大田知的財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	12.0 億	11.0 億	2005年

京畿道	京畿知的財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市四1洞 1271	5.6億	4.8億	モデル 地域
釜山市	釜山知的財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	12.1億	11.2億	200 6年
仁川市	仁川知的財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	12.5億	10.9億	
大邱市	大邱知的財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東区新川3洞107	5.7億	4.5億	
忠清 南道	忠南知的財産センター (忠南北部商工会議所)	天安市院城洞286-7	5.5億	4.3億	
忠清 北道	忠北知的財産センター (清州商工会議所)	清州市上堂区北門路 2 街 116-84	9.2億	7.8億	
慶尚 南道	慶南知的財産センター (昌原商工会議所)	昌原市新月洞97-6	5.6億	4.0億	
江原	江原知的財産センター (江原道中小企業総合支 援センター)	江原道原州市牛山同405-29 番地	7.3億	5.9億	200 7年
全羅 南道	全南知的財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市仲洞2街1番地	6.2億	5.3億	200 8年
光州市	光州知的財産センター (韓国発明振興会光州支 部)	光州市光山区道泉洞621-15 中小企業振興センター2階	8.2億	6.3億	
全羅 北道	全北知的財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区殿洞2街 140-11番地	5.5億	4.7億	
済州道	済州知的財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福 祉タウン4B 1L	3.8億	3.0億	2009 年
ソウル 市	ソウル知的財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC産 学協力センター	4.8億	4.8億	
慶尚 北道	慶北知的財産センター (浦項商工会議所)	浦項市南区上島洞10-2	2.2億	1.5億	
蔚山市	蔚山知的財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区新亭洞589-1	3.0億	2.9億	

<図Ⅲ-2-6> 地域特許情報総合コンサルティングの推進体系



ロ. 推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、第一に特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供、第二に地域特許スター企業の育成、第三に地域特化産業に対する特許技術動向調査という3つの細部事業で構成されている。

成長潜在力のある地域の有望中小企業を戦略的に発掘し、地域代表企業として育成することで地域競争力を高めていくと同時に、地域において良質な雇用を増やすことにも貢献している。

1) 特許情報分析及び活用など総合コンサルティングの提供

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コン

サルティング及び特許事業化コンサルティングをワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタントによって行われ、該当特許情報・事業化分野に詳しい専門家で構成された特許コンサルタントたちは事業運営機関である該当地域の知的財産センターの契約職員という身分となる。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する深層先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援なども含まれている。

特許事業化コンサルティングは、優秀特許技術を保有しているにもかかわらず、特許技術の事業化に必要な資金確保、投資誘致などで困っている多くの中小企業を対象に、政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じて特許技術の早期事業化を促進し、技術の需要者と供給者を直接繋ぐことで特許技術移転の支援に重点をおいている。更に、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品開発支援、創業資金支援などのプログラムと連携・運営し、特許技術の活用によるシナジー効果を模索している。

2010年には計88回の地域特許総合コンサルティング事業運営委員会を開催し、計9,475件の特許コンサルティングを支援した。オーダーメイド型PM176件、国内及び国外出願費用2,844件などを支援した。

<表Ⅲ-2-10> 2010年地域特許総合コンサルティング事業の推進関連主要実績

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	計
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,475件	27,987件
オーダーメイド型	93件	169件	219件	176件	657件

特許マップ					
国内外の出願費用	763件	1,218件	2,110件	2,844件	6,935件

2) 地域特許スター企業の育成

特許庁は選択と集中を通じて地域特許スター企業(Star Company)を育成し、地域中小企業の知的財産の創出や活用を支援している。地域における特許スター企業育成事業の目的は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、試作品製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援することで目的がある。

2010年には108の地域特許スター企業を育成し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援した。全体的に特許スター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけとして、2010年には前年に比べて特許出願10.7%、売上30.3%、雇用規模6.4%がそれぞれ改善されたことが分かった。

ソウル所在の(株)プラス技術は、2010年ソウル知識財産センターの特許スター企業となり、オーダーメイド型PM、企業技術競争力分析支援、国内及び国外出願費用支援等により、知的財産権の重要性を認識され、知財専門部署を設置した。また、知財専門性の向上のため専門担当者を拡充し、該当企業が国内外で唯一の基礎固有技術であると判断したネットワーク基盤技術を活用し、前年対比27%の売上増加ができた。

(株)プラス技術は、特許スター企業に選ばれたことを契機に職務発明報償体系を設け、研究開発意欲を向上させて、創出された知識財産権を効率的に管理することができるようになった。また、特許専門担当部署を開設して体系的な特許管理に力を入れている。

※ 2010年には特許4件出願、売上22億ウォン増加(計100億ウォン)、常時雇用4人増加(計30人)

釜山広域市所在の(株)クリンコン技術は、産業用集塵機設備を製造する企業であり、2010年に釜山知識財産センターの特許スター企業となった。特許技術動向調査分析(PM)、特許技術商用化支援事業、特許製品広報物作成及び先行技術調査などを支援受けた。(株)クリンコン技術は、「新概念集塵期FILTER-Kan」に関する特許出願の後、企業に合わせ商用化段階を体系的に展開して企業の成長が可能となった。また、持続的な研究開発を実現し、売上額26.5%増加するなどの成果を得た。

※ 2010年に特許2件を出願、売上は、8.3億ウォン増加(計40億ウォン)、常時雇用3人増加(計18人)

<表Ⅲ-2-11>特許スター企業への支援成果

区分	2007年	2008年	2009年	2010年
特許スター企業の数	51社	70社	98社	108社
IP能力向上度	-		5.58%	7.38%
顧客満足度	-		83.6点	83.6点
売上増加	▲7.3%	▲40.0%	▲20.8%	▲30.3%
効用	▲12.4%	▲20.9%	▲11.1%	▲6.4%

<図Ⅲ-2-7>特許スター企業育成事業に関するマスコミ資料

중동기업스 2010년 04월 23일 23일 010면 산업과학

사례1. 중동지역 제과 전문기업인 (주)메디푸스는 지난10년 특허정보종합컨설팅사업을 통해 얻은 지식재산권을 수출할 수 있었다.
이는 곧 매출액으로 이어져 전년 대비 매출이 무려 22%(1.13억원) 늘어나는 기세적인 성과를 거뒀다. 또 중동지역에 적합한 브랜드 개발로 중동권 진출에 힘을 모으고 있다.

사례2. 경기도지역의 황태크놀로지는 특허기술 종합조사 분석지원과 중소기업가장 데모사업으로 얻은 지식재산권을 통해 동남아 지역에 지식의 자라권 포털플랫폼을 개발할 수 있었다. 이번 캠페인 힘입어 전년 대비 매출이 20.8%(4억원) 증가했고 해외수출 확대를 통한 매출액이 2배 이상 늘었다고 있다.

특허정보종합컨설팅 '성과종네'

지재권 특허출원·매출액 각각 8%·13% 늘어

특허정보 종합조사, 맞춤형 국내 및 특허정보 조사(Patent Map) 국내의 특허출원비율 및 인증지원, 시작품 제작 등을 포괄적으로 집중 지원한다.

특히 지난해 이 사업의 일환으로 진행된 특허스타기업 육성사업에 선정된 8개 기업은 전년 대비 특허출원건수와 매출액이 각각 12%, 12.5% 증가하는 성과를 거뒀다.

이같은 성과를 바탕으로 특허스타기업이 어려운 경제상황에도 불구하고 지역경제 발전의 밑거름 역할을 해내고 있다고 특허진흥국은 설명했다.

이를 반영하듯 특허출원이 상반기 특허스타기업 선정을 위한 신청접수를 받은 결과, 400여개 기업이 신청해 4호기에 달하는 높은 경쟁률을 보였다. 특허심 관계자는 "앞으로 해

상특허기술을 보유한 경쟁력 있는 기업이 기업활동을 펼칠 수 있도록 지역에 밀착된 종합적이고 지역경제에 활력을 불어넣을 수 있도록 지역의 유망 중소기업을 전략적으로 발굴, 지속적으로 지원해 나가겠다"고 말했다. 대변·이종기 기자 bongchu@



＜表Ⅲ－2－12＞2010年特許スター企業の現状(108企業)

センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
1 仁川 (10)	(株) イエムタブリュ	仁川市南洞区	電機電子	
	(株) 永遠コーポレーション	仁川市南洞区	電機電子	
	(株) ナスケム	仁川市西欧	その他	
	(株) トビス	仁川市延寿区	電機電子	
	(株) スリエイクルライジエン	仁川市富平区	機械金属	
	(株) テクラノ	仁川市西欧	機械金属	
	(株) コテク	仁川市延寿区	電機電子	
	デアメタル	仁川市南洞区	機械金属	
	(株) 対英ケイティエックス	仁川市桂陽区(ケヤング)	機械金属	
	(株) キョンイン機械	仁川市中区	機械金属	
2 京畿 (5)	ガラムソリューション	京畿始興市	電機電子	
	ドンイルカンバース	京畿平沢市	テント及びその他キャンパス製品製造業	
	エンジニアリング	京畿城南市	システム ソフトウェア開発及び供給業	
	オープンステック(株)	京畿城南市	電磁気測定、	

		チャステク (株)	京畿平沢市	試験及び分析器区	
3	京畿北部 (7)	韓国クーラー (株)	京畿揚州市	自動車部品製造業	
		(株) カス	京畿坡州市	電機電子	
		(株) ハイtrol	京畿議政府市	電機電子	
		ユーアンドアイ (株)	京畿高陽市	化学生命工学	
		(株) ルトゥロニク	京畿東豆川市	化学生命工学	
		(株) ディリ	京畿抱川市	電機電子	
		(株) シンウコミュニケーション	京畿坡州市	電機電子	

番号	センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
4	ソウル (15)	(株) ルクセンテクノロジ	ソウル麻浦区	電気/電子	
		(株) リニュシステム	ソウル麻浦区	建築/その他	
		韓国バイオシステム (株)	ソウル城北区	化学/バイオ	
		ジンヨン情報通信 (株)	ソウル九老区	電気/電子	
		プラス技術 (株)	ソウル江南区	電気/電子	
		(株) 民インフォ	ソウル九老区	電気/電子	
		(株) イントゥロメディク	ソウル九老区	化学/バイオ	
		(株) チョンパイエムティ	ソウル衿川区	電気/電子	
		(株) エムスリモバイル	ソウル江南区	電気/電子	
		(株) コリアポステク	ソウル九老区	電気/電子	

		(株) バイオミストテクノロジー	ソウル陽川区	化学/バイオ	
		(株) アイティビエムジ	ソウル瑞草区	電気/電子	
		ポカス (株)	ソウル麻浦区	機械/金属	
		(株) ヒュテク21	ソウル衿川区	電気/電子	
		(株) アレネルバイオ	ソウル冠岳区	化学/バイオ	
5	大田 (6)	(株) 韓国書誌研究所	大田大徳区	電機電子	
		(株) エスピーエス	大田大徳区	電機電子	
		(株) ケイエンテック	大田大徳区	化学/生命工学 /食品	
		(株) メニックス	大田儒城区	情報通信	
		システムディエンディ (株)	大田儒城区	機械/金属/建 設	
		(株) ブガンテック	大田儒城区	機械/金属/建 設	
6	(5)	(株) セファエエネルギー産業	忠北沃川郡	機械/金属	
		(株) テックウィン	忠北清州市	機械/化学/電 機電子	
		Jahwa電子 (株)	忠北清原郡	電機電子	
		(株) ソドン	忠北清原郡	機械金属	
		エース電子技術 (株)	忠北清原郡	電機電子	

番号	センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
7	忠南 (7)	ドンインテック	忠南牙山市	機械金属	
		KBオートシース	忠南牙山市	機械金属	
		シティーネットワークス	忠南論山市	情報通信	

		ヘスボン	忠南唐津郡	機械金属	
		ゴソン	忠南牙山市	機械金属/電機 電子	
		キューエスアイ	忠南天安市	電機電子	
		ミソンメタル	忠南天安市	機械金属	
8	釜山 (6)	(株) チョンジネンテク	釜山沙上区	機械金属	
		(株) コダクト	釜山江西区	機械金属	
		(株) ネドテク	釜山沙上区	電機電子	
		クリンコン技術 (株)	釜山江西区	建設	
		クァンジン失業 (株)	釜山沙下区	機械金属	
		(株) コバル	釜山沙下区	機械金属	
9	大邱 (5)	(株) JVM	大邱達西区	薬剤自動包装 期	
		(株) ログ	大邱北区	S/W開発	
		ミョンイルポムテク	大邱達西区	合成樹脂発布 (発砲) 圧出機 器	
		(株) セシン精密	大邱達西区	歯科用ハンド ピース	
		(株) エコ委は	大邱達西区	天敵及び生物 農薬	
10	慶南 (5)	サングァン工業 (株)	慶南昌原市	化学	
		FDC (株)	慶南金海市	機械/金属	
		エンジョイライト	慶南馬山市	電気/電子	
		(株) インポステク	慶南昌原市	情報/通信	
		ドンソン総合電気	慶南馬山市	機械/金属	
11	蔚山	ジンミョン21 (株)	蔚山蔚州郡	機械/金属	

	(5)	(株) ティケイティ	蔚山蔚州郡	機械/金属	
		(株) イルグァン	蔚山蔚州郡	その他	
		(株) ドンダンウェルディング	蔚山蔚州郡	機械/金属	
		パウエルテクウィン (株)	蔚山北区	電機電子	
12	慶北 (5)	(株) メガジェニムプルラントウ	慶北慶山市	医療(製造)	
		(株) ピエンティ	慶北亀尾市	機械(製造)	
		(株) ハンドンアレンシ	慶北浦項市	化学(製造)	
		(株) エサ	慶北慶州市	建築(製造)	
		サムソンパウォテク (株)	慶北金泉市	土木(製造)	

番号	センター名	企業名	所在地	分野(業種)	備考
13	江原 (5)	(株) ニュボテク	江原原州市	化学/バイオ	
		(株) サムIMC	江原春川市	化学/バイオ	
		(株) ウェルビンエレス	江原江陵市	化学/バイオ	
		(株) ヌリテク	江原三陟市	化学/バイオ	
		ピコムシステム (株)	江原原州市	電気/電子	
14	全南 (6)	(株) 錦湖HT	全南長城郡	電子	
		(株) セッコ	全南光陽市	機械	
		(株) ユリム産業	全南順天市	機械	
		(株) 先端環境	全南潭陽郡	化学	
		(株) 太平塩	全南新安郡	食品	
		(株) フィクスは	全南光陽市	金属	
15	光州 (6)	(株) グローバルオートテック	光州光山区	機械/金属	
		(株) ティジキュブ	光州光山区	化学/生命	
		(株) Linuxハイチ	光州北区	電気/電子	

		(株) ムジョン機縁	光州光山区	機械/電気	
		(株) チオメディカル	光州北区	化学/生命	
		(株) ハイコリア	光州光山区	化学/生命	
		ハンサムコラ(株)	全北金堤市	ヤギ投入期製造	
16	全北 (5)	(株) セギ総合環境	全北全州市	水質汚染防止 施設製造	
		(株) グムソン産業	全北南原市	機械/金属	
		(株) 韓国セントラル	全北益山市	機械/金属	
		チョンヤン製紙(株)	全北完州郡	化学/生命工学 /食品	
		(株) トアムエンジニアリング	済州市	建設/エンジニアリング	
17	済州 (5)	(株) トアムエンジニアリング	済州市	建設/エンジニアリング	
		(株) チャンジョバイオテック	済州道西帰浦市	製造	
		済州窯	済州市涯月邑	陶芸	
		(株) インフォマインド	済州市寧坪洞	IT	
		株式会社トダム	済州市吾羅3洞	飲食品(コーヒー)	

3) 地域特化産業に対する特許技術動向調査の作成・普及

従来提供されていた特許技術動向調査は第一に、IT、BT、NTなど産業全般又は国家規模の広範囲な特許技術マップであり、第二に、過剰な専門用語の濫用と単純な統計的資料の羅列であったため、特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の特許技術動向調査に対する活用度は非常に低かった。また、従来の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の先占戦略提示が不十分であるという指摘もあった。

このような認識の下で、特許情報総合コンサルティング事業では地域特化産業に従事する企業のニーズを反映した特許マップ(Patent Map)のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果の普及を通じて、その活用度を向上させようとしている。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じて地域の戦略産業を発掘し、該当地域が重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物を普及することで、地域企業の技術需要を伝える通路として活用している。

2006年の場合、8つの地方自治団体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する10の課題を遂行し、特化産業に従事している企業60社に対するオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行った。2007年には9つの地方自治団体の特化産業従事企業に対する90のオーダーメイド型PM、2008年には13の自治体の特化産業従事企業に対する169のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを施行した。

2009年には16つの地方自治団体の特化産業従事企業に対して219のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行い、従来の定量分析中心の画一的な調査分析を止揚し、コンサルティングを通じた企業ニーズに合った定性的な分析中心特許技術情報資料を調査した。また、企業の技術開発育成支援戦略の樹立に必要な基礎資料を提供し、効果的な地域特化産業の育成方向に対するガイドラインを提示した。

＜表Ⅲ－2－13＞2010年知識センター別のオーダーメイド型特許マップコンサルティング支援実績

センター	番号	企業名	事業分野(主題 品)化粧品	PM分析課題名	PM
					発注機関

仁川 (24)	1	(株) Bio FD&C	化粧品	港炎及び抗酸化機能が優秀なパイトケミカルリサリチル酸が結びついた新しいペプチド誘導体合成	5T特許事務所
	2	(株) イェスキ ン	化粧品	機能性漢方化粧品 (肥満治療体)	5T特許事務所
	3	(株) ヒョシン テック	ボイラー部品など	大型ガス式コンビスチーマー	(株) ウィンティ スグローバル
	4	(株) TMC	異種材料接合	オイルリース焼結ベアリングに適用する潤滑オイル	5T特許事務所
	5	(株) モリス	文句製品	乾き防止、自動密閉構造及びノック式筆記具	(株) ウィンティ スグローバル
	6	(株) 電子ネッ ト	電光掲示板、CCTV	街灯及び垂れ幕用電光掲示板	(株) ウィンティ スグローバル
	7	(株) デヨンKT X	電子センサー通信機器部品製造業	すべてのタッチパネルに適用されるタッチペン(スタイルロスペン)	(株) ウィンティ スグローバル
	8	(株) ハンド起 工	ゴム加工プラントなど	ゴムシート冷却(クーリング)システム	5T特許事務所
	9	(株) ミックス アンドマッチ	化粧品	化粧品(マニキュア)類プロシユイ製造及び加工方法	(株) アイピプル
	10	(株) テクライ ン	半導体LCDPCB分野ク リーニングマシン 製造	光学的粒子計数器	(株) アイピプル
	11	スリエイクルラ イジェン(株)	自動車部品製造	自動車用クーラーコムプレッシャ	(株) アイピプル
	12	(株) シンビ& ソン	太陽光街灯、太陽電池パネル	圧電素子を含む太陽電池パネルと太陽光発展システム	(株) アイピアイ
	13	(株) ウアム建 設	建設業	親環境鋼材類塗装工法	(株) アイピプル
	14	(株) クラスン	超音波洗浄器など	TV部品水路洗浄装置	(株) アイピアイ

15	(株) 永遠コーポレーション	冷温水機、浄水器製造	冷温水機用炭酸水製造技術	特許法人 セハ
16	韓国端子工業(株)	コネクタ自動車電子装備モジュール、H EV製品、ITモジュール、LED L/F	電気自動車の高電圧コネクタ	(株) ウィンティスグローバル
17	(株) トビス	産業用モニター、TFT-LCDモジュール、タッチウインドウ	Forming LCD	(株) アイピプル
18	ネオモス(株)	自転車傾斜路製造、リハビリ補助機器製造	患者用リハビリ治療機器	(株) ウィンティスグローバル
19	(株) EMW	アンテナ製造、電子製品製造	磁性体を利用して周波数を持つ素子開発	(株) ウィンティスグローバル
20	(株) S&Pワールド	化粧品用機能性勇氣及びスポンジ	化粧品用機能性容器(液体、パウダー容器など)	特許法人 セハ
21	(株) ネクシオ	タッチスクリーン、タッチLCD開発及び製造	カメラ方式及びIR方式タッチスクリーン	(株) ウィンティスグローバル
22	(株) エコマイスター	鉄道車両用検水装置製造、SAP(Slag Atomizing Plant)、PS Ball(Precious Slag Ball)	スラグ安定化方法及びこれを通じて生成された物品	(株) アイピアイ
23	(株) C-ネット	コネクタ製造(電気供給及び制御装置)	ハンダ付けなしにシルを付けるWir to Boardコネクタ	(株) アイピプル
24	(株) 三湖精密機器	製造/自動化設備	円形式自転車駐車タワー	(株) ウィンティスグローバル

京畿 (12)	1	グザ化学機械	化学工業、産業機械	原料混合期	特許法人ダナ
	2	(株) ドニルキ ヤンパスエンジン ニアリング	水処理装置、脱水設 備、移送設備	電気脱水式減量装置	特許法人ダナ
	3	(株) パナクス イエム	電磁皮遮蔽材、ガス ケット、機能性モノ マー、ColorMillbase	光光学(広域洞)治療用phthalocyanine 化合物	特許法人ダナ
	4	チャステク(株)	自動車診断機器、環 境装備、 テレマティックス、 チャリヤヤIT	Ssmart-OBd	特許法人ダレ
	5	(株) ガラムソ リューション	CDMA-Dual+GPS SIGNALCABLEASSEY	4G通信のための先行アンテナ	特許法人ダレ
	6	イルテク(株)	部品洗浄器、 空気清浄器	親環境部品洗浄器	特許法人ダレ
	7	オープステク (株)	顔認識映像エンジ ン、 IPNetworkCamera、 VoIP/IMSプロトコ ルステク	VoIPスパム防火壁	アイン特許事務 所
	8	テス(株)	半導体蒸着装置(PE- CVD)、 ソーラー装置	非晶質炭素膜、蒸着関連装置及び工程	アイン特許事務 所
	9	(株) APシステ ム	半導体/LCD/レーザ ー装置製造及びソフ トウェア開発	半導体RTP装置	アイン特許事務 所
	10	韓国クーラー (株)	自動車部品製造 (オイル冷却器)	オイル冷却器	ハンリム特許事 務所
	11	セミリンク(株)	BLUETOOTHモジュール	Bluetoothモジュール2.4GHz	ハンリム特許事

		ル、無線技術、画像 モジュール	無線技術画像モジュール	務所	
12	レインボー (株)	産業用液体濾過器及 びピルトエルメン ト素子	産業用液体フィルター及びピルトエル レメント素子	ハンリム特許事 務所	
京畿 北部 (8)	1	(株) カス	情報保安	Auto Wrapping System	(株) インフォベ ース
	2	(株) ディリ	情報保安	産業用UVインクジェット プリンタ	(株) インフォベ ース
	3	(株) ソヌコミ ュニケーション	情報保安	基地局アンテナ	(株) インフォベ ース
	4	(株) ハイトロ ール	情報保安	流量計&レベル界	特許法人イルム
	5	シント産業 (株)	情報保安	衝撃吸収のための再び安全 施設	特許法人イルム
	6	(株) ロニク	情報保安	多機能家庭用食べ物調理器	特許法人イルム
	7	(株) ルトロニク	情報保安	IPL(Intense Pulsed Lingt)装置	特許法人ミヨン イン
	8	ユーアンドアイ (株)	情報保安	背骨固定用インプラント	特許法人ミヨン イン
ソウ ル (8)	1	(株) リニユシス テム	建築 (防水剤)	スプレータイプの防水材及び装置	(株) アイピアイ
	2	(株) バイオミ ストテクノロジー	香り及び親環境消毒 装備	親患經由物及び記録物消毒装置	(株) アイピアイ
	3	RNLバイオ	幹細胞を利用した細 胞治療剤	呼吸、小便を利用する乳癌または肺癌早 期診断法	(株) アイピアイ
	4	(株) CDネット ワークス	データ送信品質保障	クラウドコンピュータ (cloud computin g) 技術	ユミ特許法人

	5	(株) チョンパイ エムティ	教育装備及び位置追跡システム	低圧配船系統の接地測定方法及び装置	ユミ特許法人
	6	(株) MGモバイル	産業用PDA	産業用PDA	ユミ特許法人
	7	(株) ヒュテク 21	TV放送、移動通信カバレッジソリューション	IP基盤の有、無線統合網構築	(株) インフォベース
	8	(株) アイティビ エムジ	デジタルデータ通信放送システム	両方向データ放送サービスソリューション	(株) インフォベース
大田 (12)	1	(株) テイエネ プ	情報保安	遺伝子分析統合システム	特許法人テドン
	2	(株) エスピーエス	情報保安	廃油器物を利用したガス利用技術	特許法人テドン
	3	(株) エイティエ ン	情報保安	微細モ及び微細モを利用した歯ブラシ製品製造技術	(株) アイピアイ
	4	(株) エムトゥエ ムコリア	情報保安	照明エネルギー管理システム及びスマートメートルシステム	(株) アイピアイ
	5	BBC (株)	情報保安	次世代ハイパスサービス複合端末機	プラス国際特許法律事務所
	6	(株) パイオニア	情報保安	待機電力節電のためSMPS技術	プラス国際特許法律事務所
	7	(株) ブガンテ ック	情報保安	LCD及び半導体デバイスに使われるフォトレジストストリッパー	プラス国際特許法律事務所
	8	(株) キュディ ソルルション	情報保安	応用技術	(株) アイピアイ
	9	エセンティシ	情報保安	可変フィルター	(株) アイピアイ
	10	(株) ティティエ ム	情報保安	親環境的次世代動力システム自動車の放熱部品及び素材技術	(株) アイピアイ
	11	(株) エスエナル	情報保安	地磁気センサーを利用した車両の検地器術	(株) テクラン

	12	(株) ハギソニック	情報保安	家電機器の待機電力 取締り装置	(株) テクラン
忠北 (15)	1	シリコンDNA	産業用粘着フィルム	シリコン及びシリコン 変成減圧粘着剤	(株) IPI
	2	(株) ヒュロム	紅参製品健康機能食品	機能性原料として紅参/高麗人参素材	(株) IPI
	3	FMエグテック	土壌微生物剤など	親環境微生物農薬	(株) IPI
	4	(株) テックウイン	防止及び各種機器	Chlor-Alkali公正を利用した 高濃度塩 素酸ナトリウム発生装置	(株) IPI
	5	(株) メタバイ オメドゥ	歯科用機資材	MTA系統歯科用充電材	(株) IPI
	6	(株) デュボン	プラスチック難燃 材	非ハロゲン難燃再議製造方法	(株) IPI
	7	バニラアイス	木材ボード	木材ボード製造方法	特許法人イルム
	8	メタルクラフト コア (株)	メタルクラフト機器	開閉式モーター設置	特許法人イルム
	9	(株) ポルリテ ク	ポリエチレンバル ブ	化学用合成樹脂バルブ	特許法人イルム
	10	(株) メディトク ス	ボトックス素材	Atopy dermatitis (アトピー皮膚炎)	特許法人イルム
	11	ミレナノテック (株)	光学フィルム	シート	特許法人イルム
	12	(株) ソドン	建設機器及び公正	下水及び浄水スラッジ	(株) アイピプル
	13	(株) エンベッ ディッドソリューション	移動通信端末機	圧電セラミック スピーカー	(株) アイピプル
	14	Jahwa電子 (株)	半導体	画像印刷機器定着装置	(株) アイピプル
	15	(株) ソン半導 体	LED	LEDに適用可能な放熱器術	(株) アイピプル

忠南 (6)	1	シンハンテック	自動車部品	ディーゼル車両の燃料噴射装置	アイピアイ
	2	シンウオンテック	自動車部品	自動車排気列回収装置	アイピアイ
	3	ゴボン	電動車椅子	個人移動手段	アイピアイ
	4	クルロテック	通信部品	シリカを利用した武器断熱材	アレックス特許事務所
	5	シティーネットワークス	通信部品	防水型光コネクタ	アレックス特許事務所
	6	STS半導体通信	半導体部品	System In Package	アレックス特許事務所
釜山 (10)	1	(株) チョンジンネンテック	機械金属	急速開閉装置	ソンヨン特許事務所
	2	(株) 極東陳列	機械金属	自転車用後輪転覆防止駐車対	ソンヨン特許事務所
	3	プロモールエンジニアリング(株)	その他	ベントナイトリサイクル方法	ソンヨン特許事務所
	4	(株) デドン計測	その他(土木計測期)	土木計測期間連動向	ソンヨン特許事務所
	5	アクアセル(株)	機械金属	船舶バラスト水、電解水処理システム	ソンヨン特許事務所
	6	(株) ガンガサン	その他(キャンプ製品)	パズル型火鉢テーブル	(株) ウィンティスグローバル
	7	グァンドンFRP	化学バイオ	海外yacht設計技術	(株) ウィンティスグローバル
	8	クァンジン失業	機械金属(鉄鋼)	Steelの精密圧延	(株) ウィンティスグローバル
	9	The system	電機電子	バッテリー充電器	(株) ウィンティスグローバル

	10	(株) エジンコ メタル	機械金属	発電用ガスタービンエンジン用締結部 品	(株) ウィンティ スグローバル
大邱 (8)	1	(株) ケプ	自動車ワイパー	車両用フラットワイパーブレード	特許法人テドン
	2	(株) JVM	ATDPS製造(全自動精 製分類包装システ ム)	病院/薬局自動化ソリューション	特許法人テドン
	3	(株) ビエスジ ー	透湿・防水ラミネー ティング加工	ポリアラミト繊維に対する造成物及び 方法	ソンヨン特許法 律事務所
	4	(株) ブウオン 生活家電	家庭用電動ミキサー 製造、販売、サービ ス	ミキサー器用ブレード/シャフト	ソンヨン特許法 律事務所
	5	ミヨンムン歯科 技工所	歯科起工物製造	インプラント用オボトメントスクリュ	ソンヨン特許法 律事務所
	6	京倉産業 (株)	自動車部品製造	車両用ウォッシャー額加熱装置	特許法人ダレ
	7	デドン工業 (株)	農業及び林業用 機械製造業	コンバイン脱穀及び選別装置	特許法人ダレ
	8	(株) サムコ	洗濯機用部品(防塵 機構、排水ポンプな ど)	電子製品用防塵機構	特許法人ダレ
慶南 (13)	1	(株) ブマCE	機械金属	基礎土木工事に用多目的ベースマシン	ソンヨン特許法 律事務所
	2	(有)創成精密	機械金属	風力発電用break	ソンヨン特許法 律事務所
	3	(株) ティケイ シ	機械金属	コントロールバタフライバルブ	ソンヨン特許法 律事務所
	4	三光機械	機械金属	車両乗車感向上装置	ソンヨン特許法 律事務所
	5	(株) シンジン	機械金属	タイタニウム合金ボルト	ソンヨン特許法 律事務所

	6	永豊電子 (株)	電機電子	航空機トロトル装置	(株) ウィンティ スグローバル
	7	(株) インポステ ク	情報通信	顔認識を利用した出入り管理システム	(株) ウィンティ スグローバル
	8	ムンテック株式 会社	情報通信	PLC gateway	(株) ウィンティ スグローバル
	9	(株) イエムテ ク	電機電子	マイクロスピーカーの高出力、高音質装 置	(株) ウィンティ スグローバル
	10	FDC (株)	機械金属	N2 blanketing system	(株) アイピアイ
	11	(株) シエスピ	機械金属	LPG複合材容器	(株) アイピアイ
	12	(株) チョンハ	化学、材料	複合手袋に対する複合素材	(株) アイピアイ
	13	(株) コテク	機械金属	インプラントのコーティング、 表面処理技術	(株) アイピアイ
蔚山 (7)	1	(株) イルグア ン	自動車部品製造	インライン コムパウンディン内蔵 射出整形システム	ソンヨン特許
	2	ジンミョン21 (株)	自動車部品、ポンプ	小型消防車	ソンヨン特許
	3	(株) ユソン	産業廃棄物収集処 理、肺電子製品リサ イクル、再生固体燃 料生産及び販売業、 廃油再生フィルタ ー、代替エネルギー 生産供給業など	温室ガス低減用高効率ナノ分離膜モジ ュール及びシステム開発	特許法人ダウル
	4	(株) ハンテク テクノロジー	自動車部品製造	燃料電池分離版の製造技術	特許法人ダウル
	5	エンバロテック (株)	シャント、トリメタ ル、電子ビーム溶接 サービス	異形/異種電子ビーム溶接技術	5T特許

	6	パウェルテクウ イン (株)	自動車消耗品電子総 合管理期製造、工場 自動化(FA)	自動車用センサー故障診断 システム	5T特許
	7	ハングゲノコム (株)	LED登記救済 (郵除) 作、街灯機構、景観 照明	多様な調度具現が可能なLED照明器具及 びグローブ	5T特許
慶北 (8)	1	(株) ソンジン テク	農業勇氣界	多目的作物収穫機	(株) テ克蘭
	2	(株) エサ	上下水道設備、 汚水施工業	ろ過機	(株) テ克蘭
	3	ズイン産業 (株)	コンクリート2次製 品	コンクリートブロック	(株) テ克蘭
	4	(株) ハニルリ ュズ	ヨット及び船舶	高速断定	特許法人テドン
	5	(株) メガジェニ ムプラントウ	インプラント	生体活性物質を搭載したインプラント	特許法人テドン
	6	(株) PNT	ロールコーティング ラミネーター	ロールコーティング装置	特許法人テドン
	7	ハンドンアレ ンシ	建設廃棄物処理、 アスファルトコンク リート、舗装工事業	再生アスファルトコンクリート	特許法人テドン
	8	(株) イゼンテ ック	クレーン	小型風力発電機	特許法人テドン
江原 (8)	1	(株) ゴファ	水処理機器	原形沈殿槽(駆動軸回転装置、スラッジ 除去装置、挟雑物除去用細目スクリーン	(株) アイピアイ 版
	2	(株) シユメディ カルシステム	AED (自動済世動機)	拍動型人工心肺期-PLS (Twin Pulse Life Support System)	(株) インフォベ ース
	3	(株) メディコ	医療機器(高圧酸素	スライディング座席搭載自動	アレックス国際

	ルネット	治療期)	改廃ドアシステム (高圧酸素治療期)	特許法律事務所
4	(株) サムIMC	建設/包装工事、施設維持管理業	ポリマーコンクリトウル利用した 矯面再包装工法	(株) インフォベース
5	(株) ウェルビン エレス	植物性乳酸菌	プロバイオティクスを利用した高機能 性ジンセノサイドを 含有した発効紅参の製品化	(株) アイピアイ
6	(株) スリテク	上下水管用パイプ	回転整形加工(Rotationmolding)を通 した精密レジャーボート製造方法	(株) アイピアイ
7	(株) ニュボテ ク	上下水管用パイプ	CPVCパイプ製造方法	(株) インフォベース
8	タイム産業	水冷式ロス	水冷式の焼肉機	アレックス国際 特許法律事務所
全南 (8)	(株) ユリム産 業	2次電池	陰極活性物質	特許法人ダナ
	JA建設 (株)	イオン除去	CDI原理を利用した 勇戦イオン除去	特許法人ダナ
	(株) 錦湖HT	LED照明	輸送装置のLED照明	特許法人ダナ
	(株) 先端環境	空気浄化装置	竹草液の気化式空気清浄機	ガオン特許法律
	(株) フィクス ン	波形降板印鑑 (道場 、塗装)	波形降板/鋼管塗装	ガオン特許法律
	(株) セッコ	移送ローラー	移送ローラー装置及び石炭保存組	ガオン特許法律
	(株) テッピョ ン塩	天日塩	伝統食品の製造方法	ソンソンチョル 特許法律
	BM生命工学研究 所 (株)	天然薬用植物	天然薬用植物の安定及び心身安定効果 製品	ソンソンチョル 特許法律
光州 (14)	1 (株) グローバル オートテック	特長自動車改造、電 気自動車製造	低速電気自動車コントローラー統合制 御システム	ガオン特許事務 所

	2	(株) ケイジェ イメディテク	インプラント製造	インプラント表面処理技術	ガオン特許事務 所
	3	(株) Linux I T	赤外線基盤家電制御 機術	赤外線家電機器制御機術	ガオン特許事務 所
	4	(株) CL	環境計測装置、有無 線通信	地下水統合制御システム	ガオン特許事務 所
	5	(株) ハイコリ ア	建築内・外装断熱材、 冷暖房機製造	火災安全性が向上したカラー鋼管断熱 材	プラス国際特許 事務所
	6	(株) ニューロ コスメチック	化粧品及び被用医薬 品	感覚機能を調節する局所梯形イシリン の臨床的効能	プラス国際特許 事務所
	7	(株) ヒュモン テク	頭皮管理期、脱毛防 止剤	脱毛改善頭皮管理機器	プラス国際特許 事務所
	8	(株) 大徳GS	駐車管制装置、映像 監視装置	知能型映像監視システム	プラス国際特許 事務所
	9	(株) ムジン技 研	原子力設備及び機械	油圧ナット	プラス国際特許 事務所
	10	(株) ティジキ ュブ	フォト用紙、フィル ム	写真印刷機術	特許法人 新世紀
	11	(株) SOS	乳児用哺乳瓶	機能性乳母車	特許法人 新世紀
	12	(株) FTS	映像射撃システム、 実弾射撃システム	鉄と特殊物質を利用した弾頭回収装置	特許法人 新世紀
	13	(株) セマンテ ク	歯科用医療機器、 インプラント	デジタルドアロック	特許法人 新世紀
	14	(株) ジュンソン ENR	太陽光/風力 電力転換期	ハイブリッド発展システムの中央制御 機	特許法人 新世紀
全北 (10)	1	(株) ロードシ ール	建築及び土木 建設資材	ゴム化アスファルト式防水材、これを含 む施行方法	プラス特許 法律事務所

	2	アイディアル	いびき睡眠無呼吸防止装置、呼吸補助器具製造	いびき及び睡眠無呼吸防止装置	プラス特許法律事務所
	3	(株) ヒュベツ	前臨床実験、診断キット研究開発、機能ソノビーム評価	天然物由来健康機能食品擬製品シリーズ開発のための特許分析	プラス特許法律事務所
	4	ティクスビジョン (株)	知能型形状分析交通安全地図システム、鉱山業通信用機資材	全方向船舶安全監視用映像レーダー開発	プラス特許法律事務所
	5	(株) キャノル	LPG車両タンク、鉄道車両/商用車燃料タンク	LPG車両用アルミニウム燃料タンク開発	H&H特許法律事務所
	6	(株) クールテナー	低温貯蔵庫製造	小型高性能熱交換器及びPCMを活用した低温冷却方式	H&H特許法律事務所
	7	(株) ティユエイエナイ	アルミ製品、船舶部品、鉄道車両部品、自動車部品	バス用アルミニウム車体製作技術	H&H特許法律事務所
	8	ハンサムコラ (株)	塩素投入機、STS円筒形水タンク製造	水車薬品投入機	ソンヨン特許法律事務所
	9	(有) ウォンジョンエンビーテック	除塵機及び乾燥器	熱媒体のボイラーとヒットパイプ、熱伝達に対する調査分析	ソンヨン特許法律事務所
	10	サムスンCNS	情報通信工事、映像CCTV、構内放送	水中の地下浄水処理場分	ソンヨン特許法律事務所
済州	1	(株) インフォ	情報通信機器	農産物生産履歴管理システム	(株) ウィンティ

(5)		マインド	応用ソフトウェア		スグローバル
	2	(株) トアムエンジニアリング	建設、サービス	スマート分電盤	(株) ウィンティスグローバル
	3	Swaterテック	超音波機器	製造方法	(株) ウィンティスグローバル
	4	株式会社トダム	濟州ミカンコーヒー	天然薬用植物定及び心身安定効果製品	特許法人 テウン
	5	(株) 創造パイオテク	飼料添加剤	低速電気自動車コントローラー	特許法人 テウン

ハ. 評価及び発展方向

地域特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台にした技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品政策などを支援する特許スター企業を2010年には108社育成し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進する。

2009年には慶北、蔚山、ソウル知的財産センターで新規に特許情報総合コンサルティング事業を推進し、全部で16の広域自治体、16の地域知的財産センターで地域中小企業の技術開発及び事業化を地域現場で支援した。2010年には従来の広域地方自治体のみ事業費マッチングをしたことを基礎地方自治体とも事業費マッチングを通じて同事業に参加できるようにした結果26の基礎地方自治体がマッチングを通じて特許総合コンサルティング事業に参加することになった。(マッチング金額1,096百万ウォン)

また、一方的な支援形態から脱し、各地域の知財権ニーズと特性に従って知財権支

援の規模及び方式を変更し、需要者中心のOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供する計画である。

2. 中小企業の知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・ソクヒョン

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会へ進入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権創出・活用・保護を積極的に推進している。従って、輸出を根幹にしている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で、極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内又は海外営業において製品と関連した優秀特許の確保、競合社との知財権紛争可能性など知財権関連の懸案を認識し、当面の問題の解決策に対して特許庁への持続的な問い合わせがあった。中小企業を対象にコンサルティングを支援する前に、特許庁は主に担当審査部署で個別的に電話相談を行ったが、該当企業に体系的な支援はできていなかった。

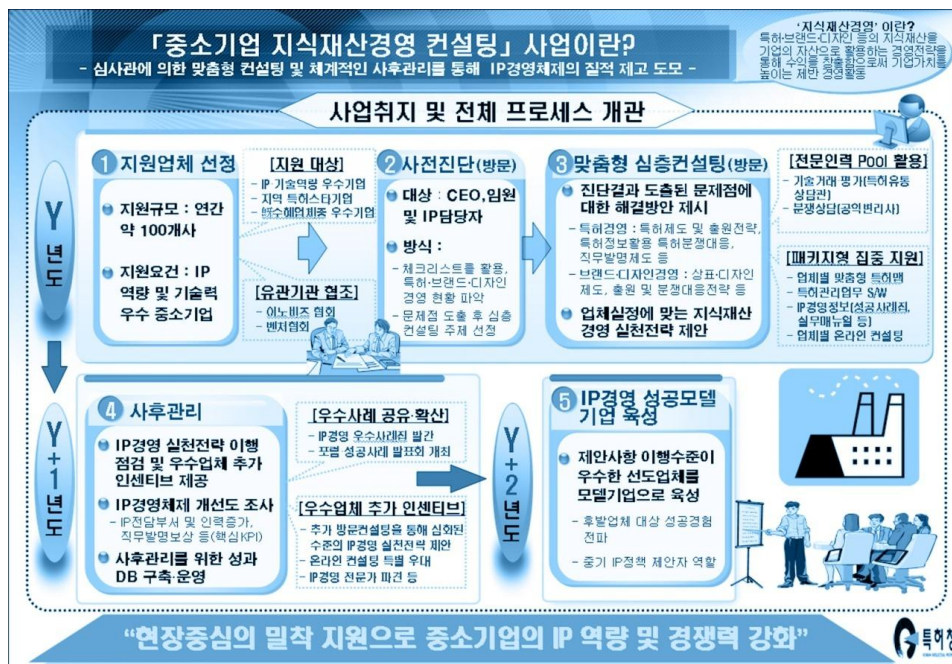
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力強化を通じて韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供して良い反応を得た。特許庁は特許以外に、商標、デザインに対する中小企業のコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007

年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の場合、中小企業支援事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握し必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。³¹特許庁の中小企業対象の知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専担人材と地域知的財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専担組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型深層コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専担人材だけでなく、公益弁理士、弁理士など民間のIP専門家を活用したコンサルティングを実施する。

<図Ⅲ-2-8> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



³¹ WIPO SME division of the best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/을参照

ロ. 推進内容及び成果

2006年から2010年まで約400企業を対象に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。コンサルティングにより、自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がさらに体系的に進行されるように特許マップ及びIP経営戦略報告書を提供した。

コンサルティングを提供する中で、中小企業は持続的なコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)支援などを求めてきた。このような企業からのニーズを反映し、オンラインコンサルティングのためのポータルサイト(www.ipp.or.kr)、特許管理S/Wを開発し、コンサルティング支援を受けている企業に提供した。

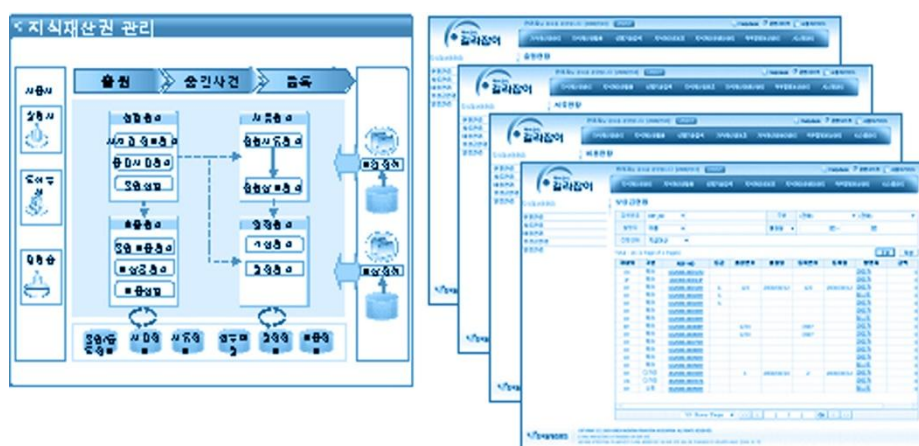
オンラインコンサルティングのためのポータルサイトは知的財産の創出・活用・保護及び専門人材の養成事業など知的財産経営全般に対するオーダーメイド型の政策情報を提供して国内IPポータルサイトとしてのプレゼンスを確立し、中小企業の追加コンサルティング要求に対応及び補完するためのオンラインコンサルティングネットワークの構築を通じた常時コンサルティング体系の構築及びコンサルティング業務効率を向上させるために開発された。知的財産経営関連の紹介、知的財産経営関連の最新ニュース、IP経営自己診断機能の提供など様々な機能を提供する。

<図Ⅲ-2-9>知的財産経営ポータルサイト



特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムで、中小企業の知財権業務効率の増進を目的として開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて企業の知的財産経営の能力を強化することができる。

<図III-2-10>特許管理S/Wの実行画面(例)



コンサルティング以降も「中小企業の特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明報償手続きガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供して、企業のCEOと担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明報償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

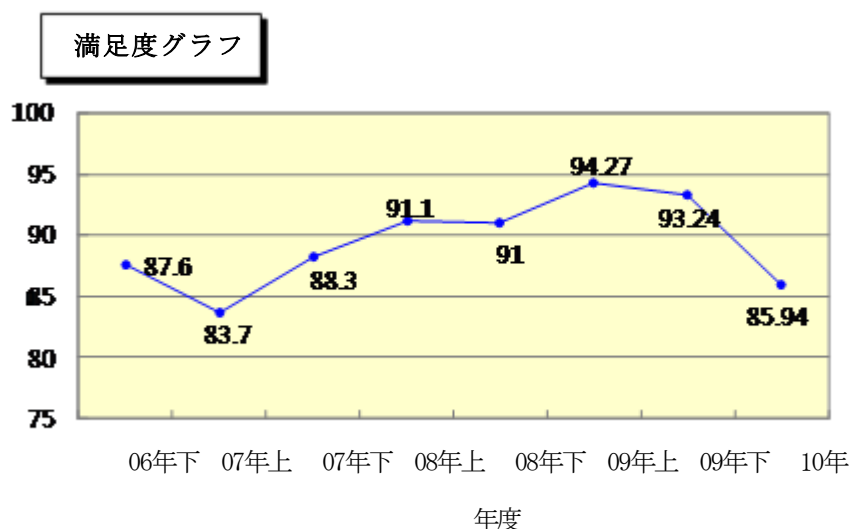
ハ. 評価及び発展方向

中小企業に対する知的財産経営コンサルティングの提供及び中小企業知的財産経営の基盤構築を通じて、中小企業が優秀知財権を確保し、独自の知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象

に、支援に対する満足度調査よりコンサルティングについて高い反応が確認できた。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると思う。ただし、2010年からは完成度高い知財経営コンサルティング実行のため、満足度調査項目をさらに具体的に体系化して再設定し、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まることによって前年対比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は続けて増加している実情である。

これは中小企業CEOより、コンサルティングの所感を特許庁長宛てに送ってきた手紙でも表れている。

<図Ⅲ-2-11> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



<図Ⅲ-2-12> 中小企業CEOからのお礼状

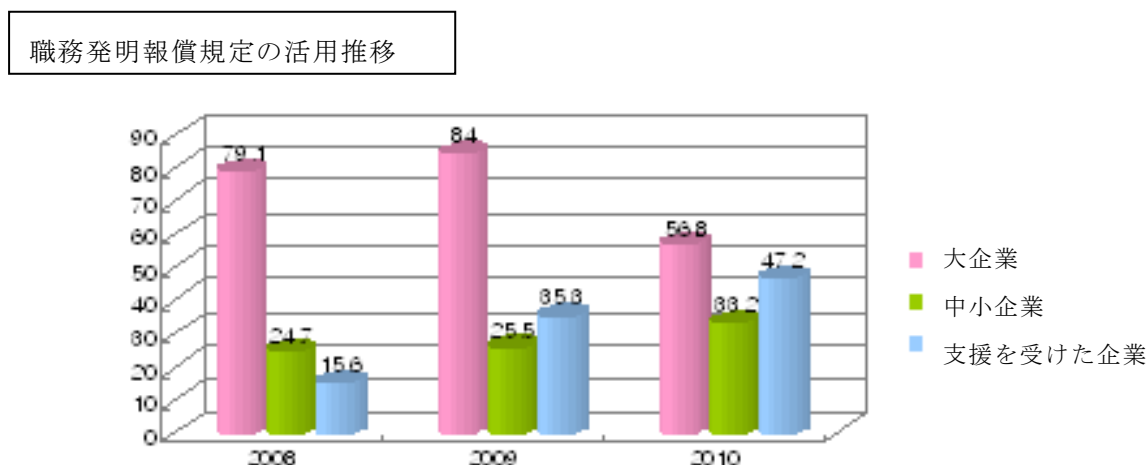
안녕하세요.
 (주) 메일 전자 대두이사 강윤규입니다.
 지난 12월 11일 힐링대전에서 금상을 수상하여
 청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
 청장님을 뵈게 되어 영광입니다.
 폐사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영 컨설팅
 지원을 받으며 특허의 질을 한단계 높여
 되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
 되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
 특허 map의 중요성을 알았습니다.
 또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
 PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
 받고 있습니다.
 폐사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
 열심히 노력하겠습니다.
 청장님! 새해 복 많이 받으시고
 건강하세요.
 감사합니다.
 강 윤 규 드림

弊社は特許庁が施行中である知的財産経営コンサルティング支援を受けたことで特許の質を更に高めることが出来ました。これまではただ出願さえすれば良いと思っておりましたが、今は特許戦略と特許マップの重要性に気付きました。また、仁川で特許スター企業として選定され、PMの支援も受け、営業に大変役立ちました。

弊社も特許強国を目指す上で少しでも役に立てるよう頑張っております。

ほとんどの中小企業の経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用すると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業が2010年末知的財産経営体系企業の職務発明報償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明報償規定の活用現況を企業類型別にみると、大企業は27.2%ポイントの減少であるが、中小企業は7.7%ポイントの小幅増加となった。コンサルティング支援を受けた企業は11.9%ポイントの増加となり、コンサルティングがCEO及び企業の認識転換に一助したことが分かる。

<図Ⅲ-2-13> 企業の類型別の職務発明報償規定の活用推移



その他にも、パッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、IP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣するなど集中的に支援したことで、国内中小企業の実情に適合した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営の全部門にわたって総合的な支援を受ける。支援を受けた企業は短期的な知財権分野の懸案を解決することができるのはもちろん、企業の中長期IP経営計画を立てられるようになり、基礎体質の改善はもちろん、企業の競争力強化にも大きく役立つものと期待される。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングとの連携を支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

添付： 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

○ 特許経営コンサルティング	
特許経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度 及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求の範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の 活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の 対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明 (公益弁理士の協力)
特許事業化及び 取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策を紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明報償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導

○ ブランド経営コンサルティング

ブランド経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

○ デザイン経営コンサルティング

デザイン経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報 の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などのデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争 の対応	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

添付2：知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容











의 도장이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 허만기부터 케이를 광고를 시작하고 지퍼를 만들고, 나아가서는 베이직급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 권력을 기울여 시장에서 선두지위를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고 기술을 자랑하는 자신의 기술력에 안주하지 않고 다양한 분야에 진출이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적으로 권력을 기울일 것입니다.

지난달 비석칼리볼경사에공차 후원사로 나선 것도 그러한 홍보 전략의 하나. 허만기에는 집지 지퍼 광고를 비롯해, 케이를 TV 3개 채널, 지하철, 네이버 키워드 광고 등 공격적인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 권력, 전세계 제약업계에서 자리매김할 비

장식은 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것은 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내 입에 100% 만족하는, 1등 제품이여야 한다'는 것이다.

"내가 만든 제품이 자식감이 있어야 갖내는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일을 할 수 있습니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 권력을 비롯하여 세월만 30년 권력원은 우리 제품이 일등 제품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대가가 주어져도 아무도 볼품 못쳐 버려야 끝을 위해 노력할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금은 중소기업으로서 힘들지만 회사 성장과 함께 산성 될 때

기업 못지않은 대우를 해줄 것을 약속하고 있습니다."

한편 인터뷰 일미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨으로 활동한 장식은 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 30여년간 경험을 이어가며 신경써온 중소기업의 성장 환경에 대한 고민의 마음을 전했다.

"현재 시판중인 제품의 브랜드명이 애니센스입니다. 하지만 처음에는 아이센스라는 브랜드로 등록을 했었지만, 그 반대 8개월 만에 '링기'가 나왔습니다. 포스너, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 급전 손실은 물론 사업 일정에 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 중기지원처 중 건설발사업에 참가하게 되었는데 급전적 지원과 더불어 전산 허인도 등을 받으면서 제 입장에서 정말 큰 힘이 된 경험이 있습니다. 모두가 중소기업 특성을 강조하지만 말로만 중기 특성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 전경으로 중소기업에 도움이 되는 중기 특성이 이루어졌으면 하다는 바람입니다."

의료비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내외에서 비즈니스와 함께 전제가 깊은 특성의 CEO, 장식은 사장, 그는 이제껏 돈을 찾아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, 단지 하고 싶은 일을 찾아서 최선을 다했노래고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 "가식성 필름 원천기술을 필름, 전세계의 제약업계에 이를 하라는 단거였다"는 뜻을 향해 뛰고 있다. 특성의 CEO, 장식은 사장이 그가 꿈인 "블루오션"의 세계에서 마음껏 나태를 펼치기를... 기대한다.

☎02-600-7007

73

3. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ジョンギョン

イ. 推進背景及び概要

地域所在の中小企業はブランド・デザイン開発の際、予算及び専門担当者不足を訴えており、開発人材の非専門性及び権利化に関わる認識不足により、紛争などへ積極的に対応することができない実情である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%2007Design Census、KIDP)地域ブランド・デザイン価値向上事業は、このような要求を積極的に解決するために地域中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年から始まった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 事業概要

地域ブランド・デザイン価値向上事業の目的は、地域中小企業にブランド・デザイン経営コンサルティングを実施することで、ブランドと製品デザイン開発支援事業による企業の経営環境を改善し、知財権を強化することによって地域の働き口の創出と地域経済活性化を目的としている。

同事業は地方自治体でとって、国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)するようにし、事業に対する効果性と責任性を担保して、地域別の特性に符合する事業支援を通じて地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2010年にブランド事業は、11地方自治団体、デザイン事業は、9地方自治団体とマッチングファンドを構成して運営した。

<表Ⅲ-2-14> 2010年地域ブランド・デザイン価値向上支援地域

	地域センター(事業運営 英気(靈気)観)	住所	マッチング金額		備考
			ブランド	デザイン	
大田	大田知識財産センター(大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	1.5億	2億	ブランド/デザイン
釜山	釜山知識財産センター(釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	1億	0.7億	ブランド/デザイン
仁川	仁川知識財産センター(仁川商工会議所)	仁川市南洞区ノンヒョンドン447	2億	2.1億	ブランド/デザイン
大邱	大邱知識財産センター(大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	1.8億	0.7億	ブランド/デザイン
忠北	忠北知識財産センター(清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	2億	0.7億	ブランド/デザイン
江原	江原知識財産センター(江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29番地	1億	0.7億	ブランド/デザイン
全南	全南知識財産センター(木浦商工会議所)	全南木浦市中東2が1番地	1.5億	0.7億	ブランド/デザイン
光州	光州知識財産センター(韓国発明振興会光州支会)	光州市光山区道泉洞621-15中小企業振興センター2階	1億	0.7億	ブランド/デザイン
全北	全北知識財産センター(前週商工会議所)	全北全州市完山区電動2が140-11番地	1億	0.7億	ブランド/デザイン
済州	済州知識財産センター(済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	1億	-	ブランド

ソウル	ソウル知識財産センター(ソウル産業通商(通常)振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC 産学協力センター	1億	-	ブランド
-----	-----------------------------	---------------------------	----	---	------

ハ. 推進内容及び成果

地域ブランド・デザイン価値向上事業は、まず、ブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供、二番目は、地域ブランド・デザインスター企業育成、三番目は、地域中小企業のブランド・デザイン開発支援の三つの細部事業で構成されている。

成長潜在力がある地域の有望中小企業を発掘してブランド・デザイン集中支援を通じて、地域のブランド・デザイン代表企業として育成し、地域に良質の働き口創出と地域経済活性化に一助となっている。

1) ブランド・デザインコンサルティング及び開発支援

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援までOne-Stop総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは、地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントにより、行われる。コンサルティングのために2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。

まず、ブランド・デザインコンサルティングは、ブランド・デザイン専門知識と開発能力が弱い地域中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方針案などを提供することによって、ブランド・デザイン経営強化にポイントを置き、コンサルティング過程より、必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願費用支援などを含んでいる。

ブランド・デザイン開発支援は、専門人材及び開発資金が不足する地域の有望中小企業を対象に、企業の地域的特性に適合したブランド(CIまたはBI)とデザイン(製品または、包装)を開発して権利化を支援する事業であり、2010年には、11センター(ソウル、仁川、江原、忠北、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北、済州)でブランド経営コンサルティングは1,684件、出願費用支援は1,336件、ブランド開発は71件を支援し、14件の地理的表示団体表装を支援した。

また、9センター(仁川、江原、忠北、大田、大邱、釜山、光州、全南、全北)でデザイン経営コンサルティングは、1,290件、出願費用支援は701件、デザイン開発は78件を支援し、7件のデザインマップを支援した。

<表Ⅲ-2-15>2010年の地域ブランド事業の支援企業の現状

センター	企業名
仁川	(株) チョイステクノロジー、(株) ナスケム、チディテク(株)、(株) キョンイン機械、(株) ティエムコリア、(株) ソロモンスポーツ、(株) アールエフテックワン、(株) ワールドドリーム、トルウル、(株) ケドエンソプト
ソウル	(株) シャボ、(株) エコカ、(株) アイティビエムジ、(株) イントロメディク、(株) キルラシエナイ
大田	(株) エスエナル、(株) ブルーアンド、(株) トップ、(株) チョリン、(株) チョアステク、チャンシン情報通信(株)、(株) モシンバイオテク、(株) ブガンテック、(株) パイオニトリジェン
忠北	(株) コースメーカーコリア、(株) アイエネス、デヨン食品(株)、(株) 生活樂園、(株) カシ食品、(株) FMエグテク、(株) JSM、(株) Jahwa電池、(株) 韓国インターネット、(株) MCS、(株) 声優特長
釜山	(株) 大糾弾イズ、(株) シュメクス、タコス、西進産業
大邱	(株) エコー、(株) セシン精密、(株) ヒョンデ技電、(株) BSG
江原	(株) AZI、ソラクサン紅葉パン、(株) ウェルビンLS、タイム産業、(株) チョンウテエム、(株) ウィットビ、(株) キュテク、サムスン生薬(株)、(株) オトケア

全南	(株) Dania、(株) ドールF&B、マイル食品 (株)、(株) テッピョン簫金、(株) エスアルシ、(株) MK、(株) あざらし産業
光州	(株) ナヨンサノプ、(株) エコウオクス、(株) ヒュモンテク、(株) 韓国麦食品
全北	(株) ジンソン企業、(株) ロドシル、(株) パイカン、(株) トレディオ、エリディエスティ、(株) もやし営農組合法人、バイハーブ (株)、マイサン紅参営農組合法人、(株) ヒューマンドリーム、(株) ラパエルライブ、(株) オプトウエル、(株) アレムティ、クルロエネム(株)、(株) メクインターナショナル、アイディアル
済州	(株) アイジエス、(株) シエチディ、(株) 済州ローヤル食品、(株) 青い済州、ECO (株)、e済州営農組合法人、ドゾンシステム、(株) ハルラサン

＜表Ⅲ－2－16＞2010年の地域デザイン事業の支援企業の現状

センター	企業名
仁川	(株) チョイステクノロジー、(株) ナスケム、チディテク(株)、(株) 3国産業、(株) エネコ、(株) オトウエル、ロゴスクラフト、(株) ゴウンエンジニアリング、(株) トイルロ、(株) ケドエンソプト、(株) イェスキン、(株) チョビン地上、(株) アールエフテックワン、(株) GMTI、(株) ビジョンエックスコリア、(株) 東洋テクノロジー、(株) セロンジョンボトンシン、ノックステック、(株) コリー、(株) ソロモンスポーツ
大田	(株) 科学技術分析センター、(株) パイオニュトリジェン、(株) ビットコ、(株) エセテル、(株) オミクシス、(株) チョアステク、タウムコステク、(株) モシンバイオテク、パイオジェニクス、ユニプルラテク
忠北	(株) HMAX、(株) パウレプ、(株) 建国生活健康、(株) ポルリテク、チェチヨン漢方薬営農組合、エンベッディドソリューション、クリンパムテク、ジンミ、チョンサ青蜜
釜山	タコス、(株) イセンデンタル、アミ失業、(株) 青い食品
大邱	(株) ヒョンデ技電、(株) オトクロバ、(株) ブウォン生活家電、(株) KCW

江原	(株) AZI、ソルレウオン、ソラクサン、(株) ウィネクスグルロボル、(株) ウェルビンLS、サムスン生薬(株)、(株) GA、(株) イノポニ、第一エンジニアリング(株)
全南	(株) Dania、(株) 太平簫金、(株) PMK、BM生命工学研究所、バイオテック(株)、(株) シンアングリーントテック
光州	(株) ナヨンサノプ、(株) エコウォクス、(株) スーパー、ガンチョン、(株) SOS、(株) バイオニクス、ウェルロ
全北	(株) ジンソン企業、(株) ロドシル、(株) ツルゲム、(株) アラムソリューション、マイサン紅参営農組合法人、(株) ティエネス、(株) ヒューマンドリーム、エコプラス、農業会社法人(株)、(株) ラパエルライブ

2) 地域ブランド・デザインスター企業育成

同事業は、選択と集中を通じて地域ブランド・デザインスター企業を育成して地域中小企業の知財創出・活用のために努力している。

地域ブランド・デザインスター企業育成の目的は、成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘して出願費用、ブランド・デザイン開発、デザインマップなどを集中支援し、地域の代表的な企業として育成することにより、地域競争力を向上することである。

2010年にブランドスター企業の39社、デザインスター企業の31社など計70社のブランド・デザインスター企業が発掘・育成された。

大邱に所在している生活家電専門企業である(株) ブウォン生活家電は、デザイン開発及び権利化、海外デザイン出願費用などを支援され、前年対比輸出額が69%増加し、国内のグッドデザイン(GD)マークのみならず、世界3代デザインアワードの「レッドドットデザインアワード(Red dot Award)」を受賞し、これを製品パッケージに表記することによって消費者信頼度を高めた。

＜表Ⅲ－2－17＞2010年のブランド・デザインスター企業の現状

連番	センター名(業者数)	業者名	所在地	分野(業種)	備考
1	ソウル (3)	(株) シャポ	鍾路区八判洞35-1白月ビルディング3階	帽子/雑貨	ブランド
		(株) エコカ	衿川区加山洞147-19	電気二輪車/製造	
		(株) アイティビエムジ	瑞草区蚕院洞76-4ウジンビルディングB1	インタラクティブTVソリューション開発	
2	仁川 (8)	(株) チョイステクノロジー	南欧桃花1洞592-5仁川ITタワー1102号	電機電子(ポインター)	ブランド
		(株) ナスケム	西欧石南洞223-427	アウトドア商品	
		チディテク (株)	富平区清川洞190-28 2F	電機電子(ヘッドセット)	
		(株) キョンイン機械	中区港洞7が53-1	冷却塔	デザイン
		(株) チョイステクノロジー	南欧桃花1洞592-5仁川ITタワー1102号	電機電子(ポインター)	
		(株) ナスケム	西欧石南洞223-427	アウトドア商品	
		チディテク (株)	富平区清川洞190-28 2F	電機電子	
(株) 3国産業	西欧佳佐3洞263-5	産業用リール			
3	江原 (6)	(株) AZI	春川市後坪洞198-53バイオ産業振興院320号	機能性化粧品(アトピー)	ブランド
		(株) ジョンウTM	原州市台庄洞1720-26医療機器産業技術団地1棟114, 115号	医療機器	

		雪岳山紅葉パン	束草市朝陽洞1034-49清楚プラザ117号	食品	
		(株) GA	原州市台庄洞1720-18	LED照明製造 (電気・電子)	
		サムスン生菓(株)	春川市後坪洞198-53生物産業ベンチャー企業支援センター304号	健康食品、その他加工食品製造 (化学・食品)	デザイン
		(株) イノポニ	原州市牛山洞566-5	事務用椅子製造・販売	
4	忠北 (9)	(株) コースメーカーカコリア	清原郡玉山面竹籬136-1	化学生命(化粧品製造)	ブランド
		(株) INS	清原郡玉山面竹籬136-1	化学生命(プラスチック製造)	
		デヨン食品(株)	報恩郡報恩邑302-1	食品 (食品、農水産物、その他通信販売)	
		(株) 生活楽園	清原郡オチャン邑ソング理316-9	化学生命製造、卸売(事務及び生活安全用品)	
		(株) カン食品	陰城郡大所面副倫理370	食品製造 (そうめん及び五色そうめん類)	
		(株) パワーラップ	清原郡江内面110-30	合成樹脂(ビニールラップ)	
		(株) 忠北焼酎	清原郡内秀邑牛山里503-7	製造	
				(株) ポルリテク	清原郡江外面153-1

		(株) デュボン	清原郡江内面357-6	化学生命 (化合物及び化学薬品)	
5	釜山 (6)	(株) デソンTOYS	沙下区新平洞484	玩具製造(自動車及びブロック)	ブランド
		(株) シュメクス	江西区大渚1洞378-3	履物	
		(株) タコス	沙下区槐亭4洞1126-14	乳児安全用品 高齢化親和用品	
		(株) イセンテントル	水営区広安洞115-1	歯自動化製作機器 歯科インプラント 補綴物	デザイン
		(株) デソンTOYS	沙下区新平洞484	玩具製造(自動車及びブロック)	
		(株) アミ失業	沙下区長林洞980-61	医療補助機及び保護帯、高齢親和用品	
6	大邱 (8)	(株) エコーウィン	達西区保算洞1-11先端 産業支援センター208号	化学生命(天敵及び生物農薬)	ブランド
		(株) 細身精密	達西区長洞404-25	電機電子 (歯科用ハンドピース)	
		(株) 大経物産	東欧、新川3洞281-16	衣類製造(女性衣類)	
		(株) BSG	北区蘆原3街20-1	化学生命	
		(株) オトクロバ	達城郡論工邑北リ1-21	自動車部品、用品	
		(株) ブウォン生活家電	達西区巴湖洞92-19	台所用品	デザイン
		(株) KCW	達西区葛山洞358-86	自動車部品、ワイパ	

				ー	
		(株) ヒョンデ技 電	達西区長洞404-25	油圧プレス	
7	全南 (8)	(株) Damian	海南郡溪谷面反計理 18-6	食品(茶)	ブラ ンド
		(株) ドールF&B	求礼郡光義面715-2	食品(穀類加工, 茶)	
		メイル食品(株)	順天市書面292	食品(醤油類)	
		(株) テッピョン 塩	新安郡曾島面大草履 1650-37	食品(天日塩)	デザ イン
		BM生命工学研究所	順天市海龍面栗村縁生 産洞A202	化学生命(医療機 器)	
		バイオテック(株)	木浦市蓮山洞1236-5	食品(機能性塩)	
		(株) 新案グリー ンテック	順天市仁月洞58-24	機械金属	
(株) テッピョン 塩	新安郡曾島面大草履 1650-37	食品(天日塩)			
8	全北(6)	(株) ジンソン企 業	任実郡新平面多理309	組み立て金属製品 製造	ブラ ンド
		(株) ロドシル	全州市徳津区鎮北洞 1044-5	アスファルト界製 品	
		(株) バイカンヌ	完州郡参礼邑後整理409	自転車製造	
		(株) 真性企業	任実郡新平面多理309	組み立て金属製品 製造	デザ イン
		(株) ティエネス	完州郡伊西面イムン里7 11	道路交通安全/屋外 広告	
		一日の朝	全州市完山区中華山洞2 が528-1	韓食弁当製造	

9	光州 (6)	(株) エコーワー クス	北区斗岩洞771	化学生命	ブラ ンド
		(株) ヒュモンテ ク	北区龍鳳洞全南大学校 産学協力2冠302号	電機電子	
		(株) ナヨン産業 ガンチョン	光山区鰲仙洞270-106	電機電子	
		(株) SOS	北区五龍洞1110-10朝鮮 大学校先端産学キャン パス104号	電機電子	デザ イン
		(株) ナヨン産業	光山区鰲仙洞270-106	電機電子	
10	大田(7)	(株) ドクイン	儒城区花岩洞63-7	研究及び開発(産業 機器)	ブラ ンド
		(株) シンジ	大徳区中里洞49-1シン ジビルディング1階	電機電子(美容機 器)	
		(株) チョアステ ク	儒城区長洞171韓国機械 研究院7棟239号	電機電子(温水機 器)	
		(株) ユニプルラテ ク	儒城区文旨洞104-10	電機電子(発熱ベス ト)	デザ イン
		(株) シンジ	大徳区中里洞49-1シン ジビルディング1階	電機電子(美容機 器)	
		(株) ユニプルラテ ク	儒城区文旨洞104-10	電機電子(発熱ベス ト)	
		(株) エセテル	西欧屯山洞1286僻姓ビ ル3階	電子通信(端末機)	
11	済州(3)	(株) IGS	済州市1棟4-8済州イテ ク産業振興院	天然化粧品製造	ブラ ンド
		(株) 済州愛農水	済州市旧左邑杏源里	天然化粧品製造	

	産	542-5	
	(株) アートピキ ユー	済州市寧坪洞2170-1先 端科学技術団地スマー トビル306号	キャラクター開発 及びライセンス

ハ. 評価及び発展方向

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘して出願費用、ブランド・デザイン開発などを集中支援することにより、2010年ブランド・デザインスター企業70社を育成した。地域ブランド・デザイン価値向上事業は、ブランド・デザイン開発と権利化過程で困難を経験している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保への支援を行い、特許とともに強い知的財産権を保有した強小企業として育成している。

2011年からは、ブランド・デザインスター企業をIPスター企業として統合して選抜し、グローバルIP強小企業として復活するように特許、ブランド、デザインを統合的に支援する形態で発展させた。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 ゴン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

所得水準の増加により、消費者が製品を選択する基準が機能と価格からブランドやデザインに順次的に移され、我々の経済生活に密接な手段として作用していることは周知の事実である。これは、技術水準の平準化が深刻化される一方、個性や好みなどを重視する消費者の関心が移動する変化により、企業の売上増加のための経営活動のうち、ブランドを広報する費用増加が大幅に増えている。

しかし、企業財政が弱い中小企業の場合、莫大な資金を入れて自社ブランドで大企業と競争して海外市場を開拓することは、限界がある。また、英語圏先進国の場合、既にほぼ成長が完了したり、市場が成熟しているため、中小企業が市場を先占したり、ニッチ市場を探し難い状況である反面、非英語圏市場はグローバル競争に比較的露出されていない状態であるため、中小企業にとっては新しいチャンスの市場である。

そこで、特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を助けようと、非英語圏ブランド開発支援事業を実施した。2008年にパイロット事業として始め、非英語圏国(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出し、進出予定の売上額30億ウォン以上又は、輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、国庫補助金80%、企業負担金20%のマッチング方式(現金)で、約45百万ウォン程度で支援している。特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん、登録を可能にした。

ロ. 推進内容及び成果

2010年度には、17企業の現地語ブランド開発を支援した。選定対象企業を調べれば小企業が6社、中企業が11社で非英語圏現地ブランド開発分布結果は、中国10件、ロシア2件、中東アジア3件、南米2件となった。

中小企業事業説明会を通じて事業に参加しようとする事業参加者の事業理解度を向上する一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整し、中小企業の事業満足度を向上させた。

また、事業実施社と中小企業間のコミュニケーションが円滑にするように直接的な意見交換が行われることができる体系を構築した。ブランド経営戦略樹立(現地事情及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略樹立及びネーミング開発など)、ブランド・デザイン開発(デザイン開発戦略樹立及び基本デザイン開発など)、現地出

願費用支援(現地国家出願及び事後ブランド教育など)等に実質的なオーダーメイド型ブランド開発のための支援を、ブランド需要者の中小企業に実施している。



<表Ⅲ-2-18>非英語圏のブランド開発現状

連番	企業名	進出品目	進出国	開発全(前)	開発後
1	コースメーカー コリア	色調化粧品	アラブ		
				[فن التجميل (Artio)、アティオ] ‘Art’ + ‘io’ 森の女神というスイス語で、自然の美しさを親芸術で連想化したブランド	
2	ハンソンフード 営農組合	ゆず茶	中国		
				[柚苑、ハンヨウイアン] 韓国ゆず茶と共にする美しくてロマンチックな集い場所を意味して素敵な感じを与えるブランド	
3	ケプ	ワイパー	中国		
				[瑞希、ルイシオウ] 希望的で楽しい感性満足と、‘Bring new way’ メッセージを持っているブランド	

4	メール食品 (株)	醬油類	ロシア		
<p>[ДженДжен (JenJen)、チェンジェン] ‘JenJen’ をロシア語で音がするにつれ翻訳、親環境自然の意味</p>					
5	メディトクス	医薬品	南米		
<p>[Neuramis、ニューラミス] 真の美しさを追求し、若くて活動的であり元気な美しさを表現するフィラーブランド</p>					
6	システムDND (株)	エンジニアリング	アラブ		
<p>[EPISROM、エピストム] 完璧な制御機能のEPISTOMの革新的技術意志を表現したブランド</p>					
7	(株) シコ	電子製品	中国		
<p>[= 可 (CICOCICI)、種鼻種種] ‘C’ を浮び上がる太陽化一緒に表現して、国内で世界へ伸びていく企業の未来を形象化</p>					
8	エイエマイ	化粧品	中国		

				<p>[Forêt des Orga、フォーレデオガ]</p> <p>緑色の森のようにさわやかな純粋天然化粧品 品の高級なイメージで親環境と天然の哲学 を守って行くブランド</p>	
9	オトクロバ	自動車部 品	アラブ		
				<p>[أوتوحظ (utuhadz)、ウトハツツ]</p> <p>オトクロバ製品のブランドイメージを象徴 的に表現し、‘幸運の自動車’という意味</p>	
10	(株) イノポニ	椅子用品	南米		
				<p>[Inobles、イノーブレス]</p> <p>安らかな革新、発音がやさしくて高級な家 具を連想させるブランド</p>	
11	(株) ゼニック	マスクパ ック	中国		
				<p>[雪魅(Cel-Derma)、スエプメイ]</p> <p>雪のように白くてきれいな魅力的な皮膚を 連想させるブランド</p>	
12	(株) ジンヤン オイルシール	オイルシ ール	中国		 <small>WORLD BEST SEALING TECHNOLOGY</small> 紧密相连 无懈可击

				<p>[JINCO、ジンコ]</p> <p>顧客と一緒にする信頼性ある企業イメージ と人類普遍的価値を追求する方向性表現</p>	
13	ジンヨンアパ レル	衣類	中国		
				<p>[芽、インア]</p> <p>‘富の開始は今から’ という意味、社会の 第一歩を踏み出す女性を意味すること</p>	
14	クァンジン失 業(株)	形鋼	中国		
				<p>[克拉維斯(CLA VIS)、コラウェイス]</p> <p>鍵のように精巧な加工が入ったI形鋼ボン の属性を象徴的に表現</p>	
15	錦山高麗人参 協同組合	紅参製品	中国		 <p>年长地久参入我心</p>
				<p>[参之元、サンジウォン]</p> <p>長い間の伝統を持った高麗人参は、自分を 守るという意味を内包しているブランド</p>	
16	(株) ナノフィ ルム	ソーラー ウインド	ロシア		

		ウフィルム		[Окларо (OCLARO)、オクルラロ] 独創的なナノ技術を通じて光を完璧に遮断する技術的属性を浮上させたブランド
17	ダミアン	茶及び 茶加工食品	中国	 
				[イエウエンペイ] 日常の小さい森、特別な私の安息所、エスプレッソ方式を利用して茶を作る新概念ティカフェ

中小企業の立場より、進行された本事業は、事業に参加した17企業は現地出願完了または、現地出願進行中である。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業事情に符合する特化された主力商品のルートを開拓し、売上を増加するため、現地に適合したブランドを開発して大企業と差別化される戦略を持ち、中小企業が生存できる実質的な支援が行う点で、その意味がある。

また、商標登録を通じて新規ブランドを企業資産として成長させるなど、ブランドの企業資産化実現で企業の価値を向上させることにも寄与している。

2008～10年の成果を基にさらに内実のある事業として、本事業を発展させるため、持続的に予算を増額して支援中小企業を拡大し、非英語圏進出国の現地消費者及びバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査などを実施するなど結果を分析してフィードバックすることにより、ブランド競争力確保のため、持続的に努力するつもりである。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知的財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 シン・ウルゴン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産創出の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料を利用できるように15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に更なる改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2010年12月末現在、全国に31ヶ所の地域知的財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権説明会の開催及び地域発明関連機関との協力事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとしての機能を担当させ、地域の発明ムードを造成し、知的財産権創出の促進や積極的な活用を働きかけることにより、地域の競争力強化を通じた地域経済発展と国家競争力の向上を同事業の目標として掲げている。

地域知的財産センターは特許情報サービスと総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を

実現している。

また、地域知的財産センターは知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進するとともに地域経済の活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進し、地域の特色に適した戦略的支援を強化している。

2006年、地域知的財産センターは地域の知的財産創出・活用のため、地域知的財産権サポーターズ、地域ブランド価値の向上、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2007年には地域知的財産センター職員の専門性を高めるために教育を強化することで、地域の知的財産権総合支援サービスの品質を高めた。2008年には特許情報総合コンサルティング及び地域知的財産センター運営事業の予算を更に拡大し、2009年には広域拠点中心のセンターを追加し、運営指針の改正、事業手続きマニュアルの作成など運営の充実化を図ってきた。

2010年には、地域ブランド・デザイン価値向上事業の新規推進、京畿北部知識財産センターの設置及び予算拡大など外形的成長のみならず、地域知識財産センターの組織及び運営体系改善を通じて運営上の効率性を高め、国民サービスの質を向上して地域の知識財産総合機関としての機能と役割を強化した。2010年一年の間、54,574件の特許情報サービスを提供し、51,841件の知識財産権に関する総合嘆願相談を実施し、578回の知識財産権説明会を実施した。このような事業改善及び能力強化によるサービス向上は、センターユーザーの全般的な満足度のアンケート結果84.1%(2010年12月、現代リサーチ)の高い満足度を受けた。

ハ. 評価及び発展方向

地域知的財産センターを地域における知財権創出の総合支援インフラとして構築し、自治体、関連機関との共同事業及び協力体制を強化し、地域の知的財産創出基盤を強化していく計画である。自治体との協力強化及び拡大のため、地域別の知的財産フォ

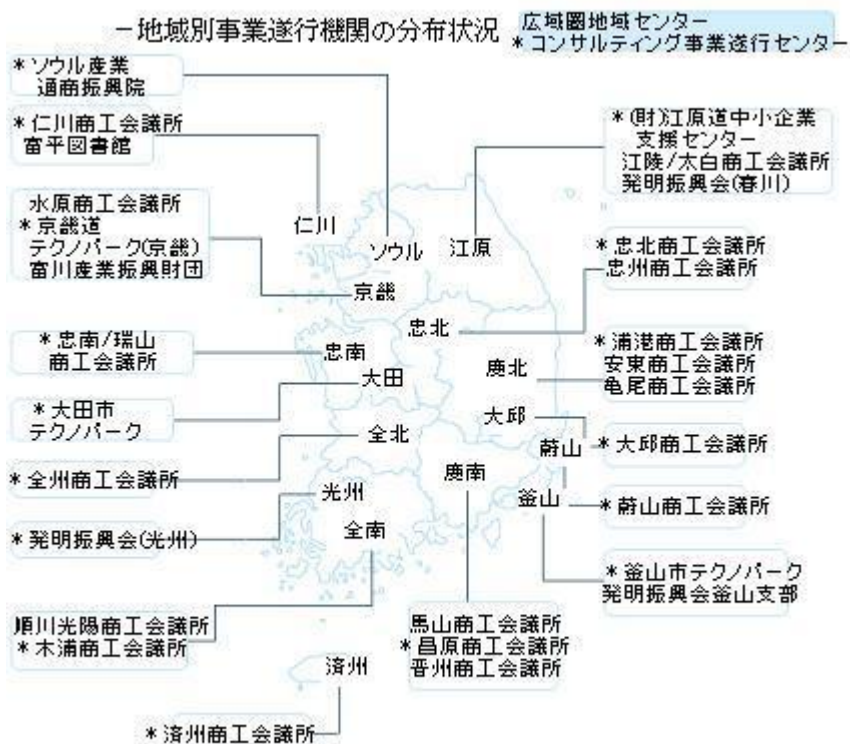
ーラムの開催、知的財産都市の造成及び支援、知財権IP発展戦略の樹立支援など認識向上から施策支援に至る多様な支援事業を推進し、地域特化・伝統産業の発展のために基礎自治体とのマッチングを通じて伝統産業従事企業の知的財産支援事業を推進している。

そして、地域知的財産センターの能力を強化するために専門教育プログラムを取り組み、団体教育を大幅に拡大する計画である。また、学術クラブ（Cop）運営などを通じて、自発的な学習を誘導する計画である。

＜表Ⅲ－2－19＞運営主体別の事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員数）	備考
発明振興会支部 (3センター、16人)	釜山南部(4)、光州(9)、春川(3)	発明奨励官を含む
地域商工会議所 (21センター、91人)	大邱(8)、仁川(11)、蔚山(4)、水原(2)、忠北(9)、忠南(6)、亀尾(2)、慶北(3)、馬山(2)、全州(3)、順天(2)、済州(6)、慶南(7)、全北(7)、江陵(1)、忠州(2)、全南(7)、安東(3)、瑞山(2)、太白(2)、京畿北部(2)	
テクノパーク、 産業振興財団 (5センター、31人)	釜山(7)、京畿(7)、富川(3)、大田(9)、ソウル(5)	
仁川広域市（富平図書館） (1センター、2人)	富平(2)	
中小企業総合支援センター (1センター、8人)	江原(8)	
小計	30センター 148人	

<図Ⅲ-2-14>地域別事業遂行機関の分布状況



<表Ⅲ-2-20>地域知的財産センターの設置運営状況

連番	センター名	運営機関	連絡先	登録(設置)日	住所
1	釜山南部知的財産センター	韓国發明振興會釜山支部	051) 645-9684	2000.2	釜山市南区門岷3洞 243
2	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	2000.2	仁川市南東区論岷洞447
4	光州知的財産センター	韓国發明振興會光州支部	062) 954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知的財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知的財産センター	韓国發明振興會江原支部	033) 258-6580	2000.2	江原道春川市後坪洞198-25

8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	2000. 2	忠北清州市上党区北門路 2 街116-84
9	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	2000. 2	忠南天安市西北区仏堂洞49 2-3番地
10	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	2000. 2	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知的財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	2000. 2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	馬山知的財産センター	馬山商工会議所	055) 241-4121	2000. 2	慶南馬山市山湖洞17-5
13	全北知的財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	2000. 2	全北全州市完山区前洞 2 街140-11
14	順天知的財産センター	順天・光陽商工会議所	061) 741-5511	2000. 2	全南順川市長泉洞58-2
15	濟州知的財産センター	濟州商工会議所	064) 757-2164	2000. 2	濟州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001. 7	慶南昌原市新月洞97-6
17	江原知的財産センター	江原道中小企業支援センター	033) 749-3310	2001. 7	江原道原州市牛山洞405-29
18	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001. 12	慶南晋州市上大洞341-3
19	富平知的財産センター	仁川広域市富平図書館	032) 512-8023	2003. 1	仁川市富平区十井洞186-454
20	釜山知的財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003. 3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
21	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003. 10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
22	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003. 10	大田市儒城区長洞23-14
23	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003. 10	江原道江陵市校2洞349-2
24	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005. 7	忠北忠州市文化洞562番地
25	富川知的財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005. 7	京畿道富川市遠美区若大洞198
26	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005. 7	全南木浦市中洞2街1番地
27	安東知的財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005. 11	慶北安東市雲興洞300-6
28	瑞山知的財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内洞114-1

29	太白知的財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005. 11	江原道太白市黄池洞264-6
30	ソウル知的財産センター	ソウル産業通商振興院	02) 380-3640	2009. 3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
31	京畿北部知的財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010. 2	京畿道議政府新谷洞801-1

2. 知識財産都市の調整

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 イ・オググ

イ. 推進背景及び概要

知識財産都市造成事業は、地方自治制度が発展され、地方分権化が進み、地方政府の役割が拡大している現在、中央政府のみならず、基礎地方自治団体の知識財産インフラ構築及び関連事業開発を図り、高付加価値を創出して独占的な権利保障により、技術革新を誘引することにより、知識基盤経済成長を促進するために2009年光州南区庁をモデル都市として指定し、2010年から新規事業として推進した。

ロ. 推進内容及び成果

知識財産都市造成事業は、公募を通じて毎年5つの基礎地方自治団体を選定し、3年間国費1億ウォン、地方費1億ウォンの事業費を配付し、推進する。事業内容は、知識財産認識向上、創出支援、活用支援などで構成され、地域特徴に合わせて推進する。

最初に、知識財産認識向上のため、地方公務員と地域住民の関心の中、多様な事業を推進した。2010年度に知識財産都市に選ばれた慶北安東市、大邱達西区、江原原州市、忠北提川市、光州南区は、知識財産振興条例を制定して中長期発展戦略樹立及び専門人材を確保して行政的支援のインフラを整えた。また、地域住民と学生、企業家及び公務員6,654人を対象に知識財産教育及び特講を76回実施して知的財産権に対する学習機会を提供した。これと共に地方自治団体別に発明イベント及び体験行事を開

催し、約10,000人の住民が発明について接することができる機会を持った。

二番目に、知識財産創出支援事業を実施した。地域住民と中小企業の特許、ブランド、デザインを支援して122件の出願及び登録費用を支援した。特に、慶北安東市は伝統文化遺産である古宅の12の門中について徽章製作などブランド開発事業を支援して大きい呼応を得ている。また、光州南区は、市民が直接発明品を作ってみることができる「発明工作所」を運営して住民特許を登録し、ロイヤリティー収入を上げる成果を見せた。

三番目に、知識財産活用支援事業を実施した。地域中小企業の広報物、試作品、3Dシミュレーション製作など14件の初期事業化を支援した。知識財産都市造成事業第1年目には、教育と認識向上に重点を置いて推進するので今後知識財産創出及び活用に集中して支援する予定である。

＜2010年度主要事業別の開催回数及び参加者＞

主要事業	回数 (件数)	参加者(件数)	
知自体知財発展戦略の樹立	5件	提川市、安東市、原州市、達西区、光州南区	
知自体知財発振興条例の制定	5件	提川市、安東市、原州市、達西区、光州南区	
専門人材の確保	6人	提川市、安東市、達西区、光州南区	
知財権、発明教育及び特別講演	76回	6,654人	住民2,509人
			学生3,078人
			企業家342人
			公務員725人
発明イベント及び体験イベント	12回	10,547人	

先行特許、商標、デザイン調査・開発及び出願・登録費用の支援	122件	特許60件、商標35件、デザイン20件、実用7件
広報物、試作品、3Dシミュレーション製作品などの初期事業家の支援	14件	広報物 5件、試作品3件、シミュレーション6件

ハ. 評価及び発展方向

知識財産都市造成事業は、基礎地自体の知識財産条例制定及び専門組織確保などのインフラ構築を支援し、地自体が地域住民と企業のため、教育及び発明体験イベント、特許情報提供及び活用支援など知財権総合サービスを提供するように支援した。

毎年選定する5つの基礎地自体の円滑な事業推進のため、随時訪問及び協議会開催等を通して専門人材と地方費確保を促して積極的かつ特色のある事業を推進して、知識財産創出・活用の成功モデルを作ることができるように地自体とともに努力していく予定である。



3. 地域知財権認識の向上及び制度の広報

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 シン・ウルゴン

イ. 地域知財権サポーターズの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁では地域の多様な階層が参加する知的財産権協議体を構成し、地域知的財産創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の世論を造成する機能が遂行できるようにする地域知的財産権サポーターズを2006年から運営している。

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど地域別に平均30～50名規模のサポーターズPOOLを構成し、地域知的財産権サポーターズとして運営している。

2) 推進内容及び成果

2008年には24のセンター(計85回、1,170人)、2009年には24のセンター(計107回、1,596人)に地域知的財産権サポーターズを構成・運営した。また、知的財産権サポーターズとの会議を通じて、知的財産創出企業に対する諮問提供、アイデア発掘及び発明イベント、世論造成、中小企業支援主要事業の説明及び企業からの意見収集、産学協力育成政策及び協力事例、特許活用策、次期年度新規事業の発展方向に対する議論などの成果を上げた。2010年度には地域の知的財産中長期戦略、地方自治団体マッチング協力事業などの地域の特色に適合する知財反転方向及び事業を図った。

＜表Ⅲ－2－21＞地域知財産サポーターズの運営状況

(単位：回(人))

地域	京畿	水原	仁川	富平	富川	春川	江原	忠南	大田	忠北	忠州	釜山南部	釜山
08年	4 (46)	3 (37)	3 (39)	3 (52)	5 (62)	4 (37)	3 (52)	3 (33)	3 (48)	5 (64)	4 (49)	2 (48)	3 (42)
09年	4 (40)	4 (62)	3 (68)	4 (55)	7 (81)	4 (81)	5 (71)	5 (92)	6 (63)	7 (74)	2 (36)	4 (42)	4 (51)
10年	4 (32)	2 (39)	2 (33)	2 (46)	5 (70)	-	4 (53)	3 (43)	3 (26)	5 (43)	2 (36)	3 (24)	3 (38)

蔚山	大邱	慶北	亀尾	安東	馬山	晋州	慶南	順川	全南	光州	全北	済州	合計
9 (79)	2 (28)	-	3 (46)	-	2 (56)	3 (48)	4 (49)	3 (58)	3 (44)	5(85)	4 (33)	2 (35)	85 (1,170)
12 (76)	3 (44)	1 (28)	-	-	4 (56)	4 (77)	4 (95)	3 (40)	3 (91)	6 (168)	4 (44)	3 (59)	107 (1,596)
12 (81)	2 (26)	1 (24)	-	2 (42)	3 (106)	7 (110)	3 (109)	3 (36)	3 (32)	6 (179)	3 (31)	2 (27)	85 (1,286)

3) 評価及び発展方向

地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体を通じ、現事業に対する推進方向の諮問、地域別特性に合わせた新規事業の発掘など地域知的財産の創出事業に対する多様な意見を取り入れ、共同事業の推進及びネットワーク強化を通じて地域知的財産センター事業への積極的な参加を誘導していく計画である。

ロ. 地域巡回知的財産権フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁では企業競争力の核心要素である知的財産創出能力の強化を支援するため、1999年7月以来「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」を持続的に展開している。

2006年以降は全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産

権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに変更して運営している。

2) 推進内容及び成果

全国巡回説明会の場合、2003年は67回3,931人、2004年は64回3,907人、2005年には54回3,145人が参加した。その後、持続的な需要減少により、2006年以降は地域需要を反映したオーダーメイド型説明会に変える必要があった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現状に対して議論する地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を高める一方、地域関連機関の専門家など各界の参加を誘導した。2007年には合計16回2,011人、2008年は合計16回1,776人、2009年合計16回1,503人、2010年合計6回、815人が参加した。

知的財産権巡回フォーラムを通じて自治体主導の知的財産条例制定の必要性を強調すると同時に標準条例案を普及した結果、仁川広域市では「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も多数の自治体が知的財産条例の制定を推進し、2010年12月末まで17の自治体が知的財産条例を制定した。

<表Ⅲ-2-22>自治体における知的財産条例の制定状況

連番	自治体	条例名	日付
1	仁川広域市	仁川広域市知的財産の振興に関する条例	2008.8.4(公布)
2	光州南区庁	光州南区知的財産都市造成に関する条例	2008.11.28(公布)
3	大邱広域市	大邱広域市知的財産振興条例	2009.4.20(公布)
4	蔚山広域市	蔚山広域市知的財産振興条例	2009.5.8(公布)
5	忠清北道	忠清北道知的財産の振興に関する条例	2009.6.5(公布)
6	慶南昌原市	慶尚南道知的財産振興条例	2009.7.17(公布)
7	慶北浦項市	浦項市知的財産の振興に関する条例	2009.11.10(公布)
8	忠清南道	忠清南道知的財産振興条例	2009.12.30(公布)

9	慶尚南道	慶尚南道知的財産振興条例	2009. 12. 31(公布)
10	慶北安東市	慶北安東市知的財産振興条例	2010. 1. 6(公布)
11	忠北提川市	忠北提川市知的財産振興条例	2010. 4. 2(公布)
12	江原原州市	江原原州市知的財産振興条例	2010. 5. 14(公布)
13	江原道	江原道知的財産振興条例	2010. 6. 25(公布)
14	光州広域市	光州広域市知的財産振興条例	2010. 6. 30(公布)
15	大邱達西区	大邱達西区知的財産振興条例	2010. 8. 11(公布)
16	光州光山区	光州光山区知的財産振興条例	2010. 8. 20(公布)
17	全南光陽市	全南光陽市知的財産振興条例	2010. 12. 29(公布)

3) 評価及び発展方向

自治体及び地域住民を対象にした知的財産権条例に対する必要性の広報及び標準案の普及を通じて、自治体別の知財権条例制定を早めるきっかけを提供し、今後も自治体と知財権フォーラムの共同開催及び地域財産センター事業に対する成果報告会などを通じて地域知財権制度の樹立及び知財権への関心を誘導する計画である。

第4節 伝統産業における知的財産競争力の強化

1. 伝統産業ブランド権利化の支援

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、伝統産業³²に従事する企業の知的財産権の能力強化のため、知的財産権利化及び管理体系構築支援のための「地域伝統産業IPの権利化支援」、地理的表示団体表装を支援する「伝統産業ブランドの権利化支援」、地自体の共同ブランド概念及び地域優秀ブランド育成のため「共同ブランド競争力強化支援事業」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

伝統産業ブランド権利化支援事業は、知財に対する認識が低い地域伝統産業従事企業を対象に、伝統産業IPの権利化のため知財Total Serviceを提供(1段階:IP戦略樹立・コンサルティング、2段階:IP権利化・初期事業化の支援)することで、2009年には、全額国庫でパイロット事業を実施した。2010年からは地自体と共同で推進した。

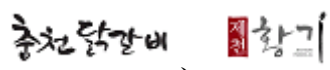
主要推進内容をみると「2009年3地域3品目」から「2010年6地域8品目」に支援対象を拡大した。事業推進主体も発明振興会を中心に進行したが、各地域の地域知識財産センターを中心に支援することとなった。予算は、355百万ウォン、支援対象は、地理的表示団体表装及び商品は、黒山ガンギエイ、原州韓紙・漆、沃川漆、泰安唐辛子・ユリ、錦山高麗人参、咸安スイカなどである。

*2009年パイロット事業:進島紅酒、槐山唐辛子、光州南区アプチョンメジュ

³² 伝統産業:一定の地域社会で特性のある資源を開発あるいは活用して付加価値を創出する産業である。地域を基盤で相当な期間にわたって自生的に現れた地域縁故産業の形態-日本の地場産業と類似の概念

推進実績は、IP権利化支援が75件{特許13件(PCT 1件含む)、デザイン26件、商標33件、地理的表示団体表装3件}であった。初期事業化支援はパッケージデザインなど41件とカタログ及び包装ボックス製作などである。

特に、2006年から実施された地理的表示団体表装出願支援事業に2010年には、20の地域特産品を対象として地域知識財産センターで権利化を推進しようとした結果、




などの19品目の地理的表示団体表装出願を完了(予算:478百万ウォン)した。

【2006～2008年慶南南海（竹部屋鯛）等58個地自体(営農組合法人)支援】

年度別	2006年	2007年	2008年	計
地自体数	31	17	10	58

*2009年事業中断、地自体の関心向上で2010年事業再開

また、地理的表示団体表装の支援事業着手説明会と並行してIP権利化及び管理認識向上のためのブランド経営教育を7回実施して地理的表示団体表装制度及び登録品目

に対する案内・広報のために  との表題で、パンフレットを製作し、地自体及び地域センターなどに配布して放送(2件)、報道資料(85件)、博覧会参加(4件)、パームツアー(2件)等を通じた広報を実施した。

「共同ブランド競争力強化支援」事業は、3地域(江原道、江陵市、旌善郡、全南、羅州市、合計120百万ウォン)の地自体保有の共同ブランド実態調査及び商標・デザインの問題点を分析してコンサルティングを実施した。

【2008～2010年支援実績：江原寧越郡（東江愛）等33の地自体支援】

年度別	2008年	2009年	2010年	計
地自体数	14	16	3	33

*2009地域地財創出支援事業から2010年地域地財インフラ構築事業に転換

ハ. 評価及び発展方向

事業遂行方式で、伝統産業関連支援事業が3つの単位事業(「IP権利化」、「地理的表示」、「共同ブランド」支援事業)に分けて推進されており、選択と集中支援という政策的な目標達成に限界があり、支援事業を一元化して事業遂行方式の標準化を通じた体系的な支援体制を確立し、「地域伝統産業IP競争力向上支援事業」の名称で通称した。

事業遂行手続きでは、事業別の標準課題範囲を定めて、次年度の支援事業範囲を前年度にあらかじめ確定して適切な予算が確保されるように改編する必要性があった。そのため、中央運営委員会より申込事業に支援事業範囲を確定すると地域センターは確定された支援事業に連携した地自体マッチング予算を確保しなければならない。

また、支援事業選定の客観性確保及びフィードバックを通じた政策反映・事後管理などに適用されるように診断及び成果指標開発が必要である。

加えて、伝統産業育成を通じた地域の安定した収益創出のためには、IPの権利化が先行することにも関わらず、伝統産業従事者及び地自体の公務員の権利化への認識がまだ低い状態であり、産業財産権に対する認識向上と理解を助けるための教材開発及び体系的な教育も拡大する計画である。

2. 伝統産業DB構築事業

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン

生命工学の発展により、伝統医薬知識及び遺伝子原の経済的・産業的重要性が増加している。特に、米国が2000年8月に「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表した以後、中国・インドを中心に伝統医薬知識の保護の動きが深刻化されている。

これに伴い、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心

に伝統知識の概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方針などの議論が活発に進行している。

このように知財保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野まで拡大され、特許庁は、韓国伝統知識に対して外国人が国内・海外で特許権を取得することを防止するために韓国の伝統知識を国文・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月には、PCT国際調査機関会議で漢方医学・食品・薬学・生物分野の韓国の主要伝統知識関連学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルをPCT最小文献³³に選定されるようにして、韓国伝統知識が国際的に保護されることになる成果を上げた。

2008年までは、主に伝統漢医薬分野に限定してDBを構築してきたが、2009年及び2010年には、伝統食品分野まで拡大してDBを構築しようと農村振興庁及び韓国食品研究院と協力して伝統郷土食品と天然染色などの伝統農業生活知識及び伝統料理と関連したDBを構築した。

<表Ⅲ-2-23> 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

<単位：100万ウォン>

年度	主要推進実績	予算
2004	・ 伝統知識DB構築のための情報化戦略計画(ISP)樹立	45
2005	・ 漢方医学分野論文DB 8,100件構築 ・ 各国の伝統知識保護体系及び活用戦略比較研究	998
2006	・ 論文(14,052)、天然薬剤(5,500)、伝統処方(20,100)、漢方病症(5,500)について計45,152件のDB構築	4,675

³³ PCT最小文献(PCT Minimum Documentation:PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する時、必ず備えて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

2007	<ul style="list-style-type: none"> 論文(1,559)、病症(7,000)について計8,559件のDB構築 伝統知識DB国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、www.koreantk.com)開通 	1,434
2008	<ul style="list-style-type: none"> 韓国伝統知識PCT最小文献に選定(2008.4、2009.1.1.より効力発効) 論文(1,649)、化合物索引(8,039)について計9,688件のDB構築 	418
2009	<ul style="list-style-type: none"> 論文(1,600)、化合物索引(8,000)DB構築及び検索システム機能改善 	400
2010	<ul style="list-style-type: none"> 論文(1,600)、化合物索引(8,600)DB構築 農村振興庁伝統知識10,449件、韓国食品研究院伝統料理2,569件の移管搭載 	352

また、2009年から一般人が伝統知識DBを簡単に接近・活用することができるようにした。関連分野産業・学問のR&Dを促進するため、ネイバーなど検索ポータルサイトで伝統知識検索することができるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携した。また、英文化された伝統知識DBをWIPOの伝統知識ポータルに連携した。

第3章 知識財産権の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

1. 特許管理専門家の派遣

イ. 推進背景及び概要

2009年の大学・公共研究機関の技術移転率は、22.7%であり、前年対比0.5%増加したが、先進国に比べ、相変わらず低いレベルである。また、技術料収入とR&D生産性(研究開発費投入対比の技術移転収入料比率)においても、米国に比べて大きく低いことが明らかである。

<表Ⅲ-3-1>海外先進国との大学・公共研究機関の技術移転の現状

区分	韓国			米国			欧州		
	大学	研究所	計	大学	研究所	計	大学	研究所	計
技術移転率(%)	16.6	31.2	22.7	25.2	28.2	25.6	27.8	48.2	33.5
技術料収入(100万ドル)	23.9	63.9	87.8	2,376	1,015	3,391	71.1	55.4	126.5
R&D生産性(%)	0.76	1.91	1.35	5.33	19.50	6.82	1.24	1.46	1.33

* 韓国:知識經濟部、2009年度の公共研究機関の技術移転・事業化調査分析(2010、146大学、126研究所)

* 米国:AUTM U.S.Licensing Survey:FY 2008 (191大学、研究所)

* 欧州:The ASTP(Association of Europe Science & Technology Transfer Professionals) Survey:FY 2008 (21EU国家、4非EU国家の71大学、28公共研究所)

このように技術移転成果が低調な主要理由は、大学・公共研究機関の専門的な知識財産管理インフラが全般的に脆弱なことを上げられるが、2009年の調査によると技術移転事業化専門部署が設置された大学が79.3%であるが、専門人材の中、特許管理及び技術移転人材は1機関当たり2.2人に過ぎないことが分かった。

<表Ⅲ-3-2>技術移転・事業化専担(主管)部署設置などの現状(2009年)

区分	設置		未設置	計
大学数	115		30	145
比率(%)	79.3%		20.7%	100%
平均人数(人)	4.6人	特許管理及び技術移転(2.2人)	-	-
		研究振興・管理(1.0人)		
		その他(1.4人)		

*出所：大学産学協力白書（2009年）

大学及び公共研究機関の知識財産管理能力の強化のため、2006年より特許専門家を派遣してIPインフラ構築及び体制確立を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣して、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略樹立など多様な活動により、各大学・公共研究機関に適合した特許管理体系を構築し、知的財産権セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問提供等を通して大学・公共研究機関の知識財産に対する認識を向上させることに貢献している。

<表Ⅲ-3-3>2010年の特許管理アドバイザー派遣期間の現状

派遣時期	派遣機関（計20機関）
2008年	慶北大、蔚山大、昌原大、慶尚大、圓光大、成均館大、済州大、朝鮮大、仁済大、中央大、亜洲大
2009年	檀国大、韓国技術教育大
2009年	光州科学技術院、蔚山科学技術対、郡山大、忠州大、ソウル大、高麗大、食品研究員

特に、アドバイザーは大学の知的財産権管理能力の向上の他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2010年には454件の技術移転を通じて約131億ウォンに達する技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

<表Ⅲ-3-4> 2010年の特許管理専門家の派遣期間実績

区分	技術移転収入	セミナー及び説明会	技術移転件数	相談及び諮問
2008年	7,120百万ウォン	141件	374件	1,337件
2009年	7,094百万ウォン	307件	310件	2,060件
2010年	13,159百万ウォン	300件	454件	1,743件

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理アドバイザー派遣事業が安定化段階に入り、2010年より、大学のみならず、知識財産管理能力が足りない公共研究機関まで支援対象を拡大した。特許管理専門家派遣を通じて相談及びセミナーの開催、職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセス標準化など大学・公共研究機関の知識財産に対する認識向上と派遣機関の知識財産創出インフラ構築に寄与した。しかし、これからは創出さ

れた技術事業化など、大学・公共研究機関の保有技術の活用をポイントを置いて推進すべきである。

したがって特許管理専門家の役割をIPインフラ構築中心より、技術事業化支援中心に転換し、11年には技術事業化に重点を置いた特性化された特許管理専門家派遣機関を前年3機関から6個機関までに拡大して支援する計画である。加えて特許管理専門家の技術事業化能力強化のための定期教育を実施する予定である。

2. 大学・公共研究所の知的財産管理能力の向上

イ. 推進背景及び概要

最近R&D投資が持続的に増加する傾向により、特許など研究成果物も急増する傾向を見せている。国家R&Dのここ3年間の年平均増加率は8.64%である一方、同期間の国家R&D主要遂行機関である大学の特許出願年平均増加率は49.6%となっている。そこで、国家研究開発事業を通じた優秀研究成果の創出以外に、創出された研究成果物の効率的な管理及び活用の重要性が浮き彫りになっている。

しかし、大学及び公共研究機関の知的財産管理能力の水準は海外優秀研究機関に比べて45.8%に過ぎず、研究成果物を戦略的に管理する専門性に欠けていることに起因していることが分かった。したがって、研究開発成果を高めるためには大学・公共研究機関の知的財産管理能力の強化が必要となり、そのため第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で「研究成果(特許分野)管理能力評価」を推進することを審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研究機関の自発的な知的財産管理能力の強化及び知的財産活用成果(研究開発の効率性)の最大化するため、能力評価策を樹立した。大学・公共研究機関の知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標を基準に、申請機関の知的財産管

理能力を診断・分析し、その結果の診断点数が一定水準以上の機関には知的財産関連の政府支援事業などで優遇措置を取ることにした。

＜表Ⅲ－3－5＞知的財産管理能力の評価項目

評価項目	評価部門		
	IP創出(創出支援)	IP保護(権利化・維持)	IP活用(移転・事業化)
基盤(体系化)	各部門別組織、人材、予算、規定、基礎情報システムの測定		
運営(戦略化)	各部門別教育及び4つの核心活動の測定		
成果(効率性)	各部門別量的、質的活動成果の測定		

評価モデルはIP創出・保護・活用能力別の投入と算出の関連性を考慮した還流構造モデルで、大学・公共研究機関のIP創出能力、保護能力、活用能力部門別に、基盤、運営、成果を測定する計42の評価項目と82の細部評価指標で構成されている。評価プロセスとしては、大項目(基盤、運営、成果)別に測定した点数とその点数の合計である部門(創出、保護、活用)別の総点を活用して被評価機関のIP管理能力を評価する。

＜表Ⅲ－3－6＞知的財産管理能力の評価プロセス

段階(1)	創出、保護、活用部門別各評価項目の点数を算出	
	◦ 基盤、運営、成果各々100点、部門別総点300点満点(全体総点900点満点)	
段階(2)	項目別点数を活用した部門別IP管理水準の測定	
	◦ 大項目(基盤、運営、成果)別点数と部門別総点を基準に部門別管理水準を測定	
	区分	部門別IP管理水準
		評点基準
	A	各大項目別70点以上&総点240点以上
	B	各大項目別50点以上&総点180点以上
	C	各大項目別20点以上&総点90点以上
	D	各大項目別20点未満または総評点90点未満
		完成段階
		高度化段階
		基礎段階
		不十分段階
段階(3)	部門別管理水準を活用した個別機関のIP管理能力を評価	
	◦ 部門(創出、保護、活用)別の点数と全体点数を基準に、機関のIP管理能力を評価	

ハ. 評価及び発展方向

国内主要大学及び公共研究機関を対象に特許管理の能力を診断した結果、特許管理専門性が高い機関であればあるほど、1件当たりの技術料収入が高いことが分かった。すなわち、特許管理専門能力と技術料収入の間には密接な相関関係があることが分かった。

しかし、主要大学及び公共研究機関の特許管理専門能力は全般的に特許管理の基礎能力及び特許の活用能力に比べて最も弱く、特許管理分野での現状診断のみならず、コンサルティングを通じて専門性を高める対策が必要であることがわかった。

したがって、大学・公共研究機関に対して知的財産能力指標を通じた定量化で機関の能力を診断し、集中改善分野を支援するオーダーメイド型支援体制を構築するため、「特許管理能力診断及びコンサルティング支援事業」を推進する計画である。特許管理アドバイザーを対象に知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標に対する集中教育を実施し、アドバイザーが直接大学の能力を診断できるようにする計画である。また、事後モニターリング及び戦略コンサルティングを実施し、持続的に能力を強化していく計画である。

<表Ⅲ-3-7> 主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)

年度	対象期間数	診断結果
2009年	19大学	<p>— 知財管理能力の点数が平均33.8% (=33.8点/100点) で相当低いレベル</p> <p>* 創出部門34.02点、保護部門39.62%、活用部門39.92点</p> <p>— 等級評価の結果： 基礎段階が6機関、不足段階が13期間</p>
2010年	22大学	<p>— 知財管理能力の点数が平均38.3% (=38.3点/100点) で相当低いレベル</p> <p>* 創出部門36.87点、保護部門40.00%、活用部門38.61点</p> <p>— 等級評価の結果： 基礎段階が10機関、不足段階が12期間</p>

3. 大学・公共研究所の有望特許発掘及び事業化の支援

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として登場したことで、技術革新の革新主体である大学や公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学は2008年度に国家総R&D投資の11.1%を使用し、博士級研究人材の67.5%を保有しているが、内国人全体の特許出願(2004～2008年)中のシェアは2008年の時点で6.6%に過ぎず、高付加価値の知的財産創出のための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

<表Ⅲ-3-8> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2009年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費 (シェア)	42,043億ウォン (11.1%)	55,584億ウォン (14.6%)	281,659億ウォン (74.3%)	379,285億ウォン (100%)
博士級研究人材 (シェア)	50,566名 (66.1%)	11,953名 (15.6%)	13,961名 (18.3%)	76,480名 (100%)

*資料：2010科学技術研究開発活動調査(教育科学技術部、2009年実績)

<表Ⅲ-3-9> 特許出願件数及び占有率(2006年～2009年)

区分	2006	2007	2008	2009
大学	4,189件 (2.5%)	6,129件 (3.6%)	8,296件 (4.9%)	9,150件 (5.8%)
公共研究機関	6,699件 (4.0%)	7,784件 (4.5%)	7,207件 (4.2%)	8,298件 (5.3%)
大企業	63,848件	54,749件	46,951件	37,809件

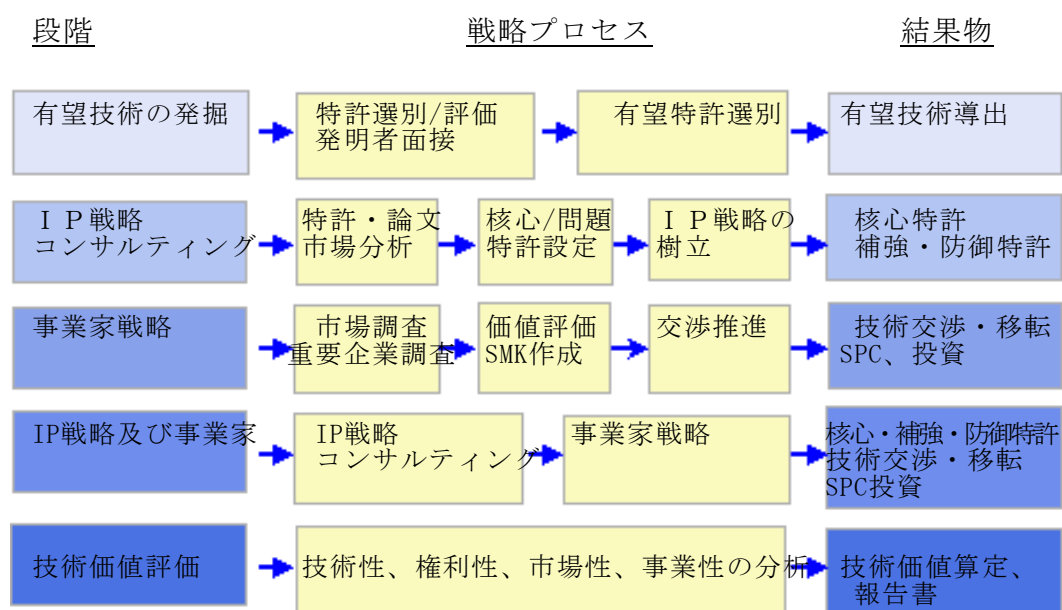
	(38.4%)	(31.7%)	(27.5%)	(24.1%)
中小企業	24,846件 (15.0%)	28,670件 (16.6%)	23,292件 (13.7%)	21,093件 (13.4%)

*資料：韓国の特許動向2009

ロ. 推進内容及び成果

2010年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて優秀技術選定の後、特許分析、戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業発掘及びマーケティングに至る全段階における戦略樹立を支援した。

<図Ⅲ-3-1> 有望特許発掘及び事業化の段階別のプロセス



産学協力団及び研究成果管理のための専門部署が設置されている28大学・公共研究機関のBT・IT技術分野の有望特許の中、技術の動向及び完成度、事業化可能性、市場進入容易性及び産業波及効果などが優秀な有望特許技術261件を発掘・選別して、特許戦略（補強、防御、ポートフォリオ）提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などの79戦略課題の支援を行った。

＜表Ⅲ－3－10＞有望特許発掘及び段階別の主要支援内容

段階	戦略	支援内容	支援規模
有望技術の発掘	有望技術の発掘	未来有望技術分野(IT、BT、NT)別の機関保有特許を対象に有望技術選別・導出	28の機関
戦略パッケージ (A) (IP戦略コンサル ティング)	IP戦略獣率及び 強特許の創出	IP戦略コンサルティングを通じて知財権障壁特許など対応戦略と新規獲得技術方針の提示	32の技術
戦略パッケージ (B) (事業家戦略)	技術移転、投資な どの事業化連携 戦略	事業化が可能な特許技術を対象に事業化推進戦略樹立及び戦略実行	22の技術
戦略パッケージ (C) (IP戦略+事業家)	IP戦略及び事業 化戦略の推進	事業化有望な特許の中、IP戦略コンサルティングを通じて強い特許を創出して、事業化を推進	19の技術
戦略パッケージ (D) (技術価値評価)	事業化可能な有 望技術の価値評 価提供	事業化可能な特許技術を対象に技術価値評価	7の技術

＜表Ⅲ－3－11＞2010年の戦略支援課題の技術事業化の成果

(単位：件)

区分	企業設立		技術移転			業動技術開発			価値評価	
	設立 推進	設立 完了	交渉 推進	契約 条件 協議	契約 完了	交渉 推進	契約 条件 協議	契約 完了	技術 移転用	現物 出資用
79の技術	2	1	26	5	14	17	0	6	6	1

ハ. 評価及び発展方向

2010年の発掘有望技術に対して技術事業化段階別にIP戦略コンサルティング、事業化戦略、価値評価など4種類戦略パッケージとして細分化し、支援したが、IP戦略コンサルティング及び価値評価Typeの場合、技術移転の成果創出が低調であった。2011年には、事業化戦略に集中して技術移転成果を創出する計画である。

また、技術移転及び事業化を活性化するため、発掘された有望技術を創意資本(IC)及び投資資本(VC)等と連携を推進し、R&D特許センターの技術信託事業課を連携して技術事業化の活性化方針を設ける予定である。

4. 創意資本の育成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的な価値の増加により、世界的に知財基盤の多様な事業が登場している。その中、サービスの生産・提供なしで知的財産の売買、ライセンスを通じ、受益を創出する特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近には、アイデアを仕入れて追加開発などにより、大規模の特許ポートフォリオを構築する新しい特許管理会社も登場した。

このように、知的財産投資市場が米国などの先進国を中心として急成長するにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材と、その経験がまだ足りない状況である。また、国内の知財投資資本及び市場が成熟されていない。それで国内で創出される創意的なアイデアや特許が活用できず、海外に流出される恐れもある。

したがって、アイデア・特許など知財の価値を認識して活用を促進するために国内資本を基に創意資本を造成・運営を通じ経験を蓄積し、知財についての国内資本の投資を誘導して知財市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会（2009年7月）では、創意資本造成計画などを含んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本造成のため、多様な意見を集めた。大学・公共研究所のアイデアの確保及び事業家のための専門家フォーラムを開催（2009年6月～8月）して、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマーキングした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などと構成された実務協議（2009年6月～12月）をもち、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本造成の必要性にもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間で自ら創意資本が造成し難い状況である。資本及び市場形成の初期には、政府からシード・マネー（Seed Money）を支援して民間の参加で専門性を確保する官民共同型に創意資本を造成することが正しいと判断された。

企業及び金融機関などの民間投資と特許庁から出資したマザーファンド資金により、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。第1回で結成された組合は50億ウォン以上を創意資本に投資するつもりであり、第2回でマザーファンド組合の特許アカウントと民間投資者などが参加して245億ウォンを造成した。このように造成された資金はアイデアや特許を買取して、価値向上させ、活用する特許管理会社に投資する計画である。

＜表Ⅲ－3－12＞マザーファンド組合の子組合及び創意資本投資計画

（単位：億ウォン）

事業回数	運用者	マザーファンド出資額	総結成額	創意資本投資
第1回事業	スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス	250	1,100	50*
第2回事業	産銀キャピタル	90	245	245
第3回事業	産銀キャピタル	100	300	150

計		440	1,645	345
---	--	-----	-------	-----

*特許庁出資金額（250億ウォン）の20%（50億ウォン）以上を特許管理会社に投資する計画

ハ. 評価及び発展方向

創意資本造成により、国内資本を基に大学・公共研究所などの研究機関の研究成果が、価値のある特許として創出・活用され、知的財産が効果的に流通できる環境づくりをし始めた。さらに創意資本の成功的な運営を通じ、韓国においても知財基盤のビジネスの活性化可能性をみせて、今後民間中心の投資が活発に行われることができる基盤を設ける必要がある。

今後も知的財産市場の活性化のため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産の全ライフサイクルを支援する生態系構築を積極的に支援する計画である。

第2節 優秀知財権の創出・活用のためのインフラ拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの構築

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術などの無形資産に変わりつつあり、企業の価値で技術などの無形資産が占める割合も持続的に増加している。国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっている一方、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を削減し、活用されていない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいライフスタイルへの変化を促している。

2000年4月1日からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技

術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じた事業化成功を導き出せるため、技術需要者と供給者間の技術取引が直接行われるよう支援している。

2009年には6の主な民間・公共技術取引機関が運営する技術取引上法DBを連携して関連DBを拡充して、IP-STAR特別コーナーを新設し、専門家が推薦する技術、技術価値評価優秀技術、政府政策資金の支援技術、人気検索技術別にクォリティのいい技術情報を提供している。

2010年には、技術分野別の専門家検索機能、オンライン技術取引契約書の自動作成機能などを追加して技術取引便利性を増大させた。また、IP-Mart英文ホームページを構築して海外取引活性化のための基盤を設けた。2010年末現在、約54,000件の移転希望技術DBを含み、計130,000件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合は出願書にその旨を表示するようにし、出願公開された技術又は登録された技術に対してインターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供が中心となり、実際の取引は当事者間の直接相談による個別直接取引又は特許技術常設広場の間接支援によって行われている。

<図III-3-2>インターネット特許技術広場のホームページ



<表III-3-13>インターネット特許技術広場のDB構築状況

年度	プログラム開発	追加D/B の構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・Eメールサービス ・IPCインデクシング ・Full-Text検索システム ・会員管理の強化(重複する住民番号の検索、ID、Password紛失時のメール発送) ・ユーザーインターフェースの拡充 ・登録技術別に使用者の関心度を把握する機能 ・オンラインアンケート調査システム 	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス開始

2001	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術常設広場と技術オンラインの連携展示 ・システム速度の改善 ・人工知能K-2検索エンジンの適用 ・D/B情報の細分化 ・移転希望技術の現在進行状態の確認方法を提供 ・ユーザー分析、管理ツール ・ヘルプ機能の強化 	7,000件 (累計 42,000 件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・新規構築技術移転情報D/Bの信頼度検証 ・リアルタイムの書誌情報確認 ・Front-end/Back-end サーバープログラム言語変換(JSP/JAVA Scriptなど) ・特許技術取引のガイド ・My Pageでの一括技術管理 ・本人連絡先の選択的な公開 ・サイト検索機能及び結果内の検索機能 	8,000件 (累計 50,000 件)	16,100人	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報の最新情報自動更新機能 ・ユーザーの実名確認プロセス構築 ・国有特許提供情報の多様化 ・特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・大学及び研究機関の移転対象の優秀特許技術に関する情報提供 	5,000件 (累計 55,000 件)	19,980人	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サーバー及びストリーミングシステムの構築 ・コミュニティー構築、ショートメッセージ機能 ・Full Text検索の安全性などの機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF明細書サービスの提供 	6,000件 (累計 60,000 件)	21,730人	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニュースレター」の発刊 ・発明自己診断／評価システムの搭載 ・技術移転DBマーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・独自の検索エンジンを導入 ・追加ドメインネーム(インターネットアドレス)の確保 ・政策資金／産業情報／テスト／装備情報提供機関と提携 	4000件 (累計 64,000 件)	24,090人	
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・技術マッチングシステムの開発 ・オンライン技術競売システムの開発 ・技術金融照会システムの開発 ・技術動向調査のための特許庁PIASシステムの搭載 ・技術情報書式の変更・改善 ・検索ロボットCIMSの導入 	4,000件 (累計 68,000 件)	26,800人	

2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページデザインの開発及び構成の変更 ・ユーザー技術登録の有効性チェック機能の追加 ・ユーザー動向分析機能の追加 ・オンライン技術競売システムの機能拡大(複合技術競売、写真・動画の編集機能など) ・サーバー増築(2つ)及びシステムソリューションのアップグレード ・統合フレームワーク (Framework) の構築 	6,000件 (累計 74,000 件)	29,700人	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのリアルタイムモニターリングのためのジェニファーソリューションの導入 ・ユーザーの個人情報保護のためのSSL構築 ・需要者検索便利性及び販売技術選別機能の強化のためのIP-STAR特別コーナーの構築 ・IP-MARTのデザイン改編 ・IP-MARTユーザー向けの利用案内フラッシュアニメの製作 	12,000件 (累計 86,000 件)	31,800人	
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・発明振興会のホームページとIP-Mart間のSSO(総合サイン・イン)の構築 ・IP-MartDBのバックアップ装備の拡充 ・グリーン技術コーナー、技術取引機関の販売技術コーナー、アドバイザー派遣大学の販売技術コーナーの設け ・出願時に移転希望技術コーナーのアップデート 	19,000件 (累計 105,000 件)	37,615人	
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・他技術取引機関の取引対象特許技術DBとの連携 ・地域別技術分野別の技術取引専門家検索機能の構築 ・技術取引Q/Aなどの技術取引コミュニティー構築 ・オンライン技術取引契約書自動作成技能の用意 ・IP-Mart英文ホームページ構築 	20,500件 (累計 130,000 件)	52,712人	

特許取引情報センターは、訪問客のアクセス改善のため、2000年11月ソウル江南区駅三洞にある発明会館3階に展示場、投資説明会場など611.57㎡(185坪)の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター(KIPS)建物の3階に移転し、2008年11月特許技術常設広場を改編し、流通相談官室、知的財産専門図書館、特許技術常設展示場で構成された特許取引情報センターとして機能を複合化した。

特許流通相談官室には、専門流通相談官が常住し、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合専門家との相談・技術取引斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必要である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、試作品製作においては、時間や費用がかかり、個人及び中小企業には大きな負担となり、ほとんどの移転希望特許技術は試作品がなく特許明細書が全部である場合が多かった。

特許取引情報センターでは、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。開館以降2010年まで、計2,360点余りの動画製作や技術評価書作成を支援した。さらに、インターネット特許技術広場と連携してストリーミングサービスを行うことで、技術需要者の取引技術に対する理解を深め、実際の取引にも役立っている。

また、技術購買者に客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

特許取引情報センターを通じて移転された技術は2000年の30件からスタートし、2010年まで、計1,998件の技術取引の実績を上げた。

<表Ⅲ-3-14> 権利別の技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	281	388	266	1,682
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	55	34	20	283
デザイン		1		9	-	-	2	1	7	2	4	26
商標			1	6	-	-	-	-	-			7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	290	1,998

＜表Ⅲ－3－15＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	43	62	89	310
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	300	362	201	1,688
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	290	1,998

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販売過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2010年まで合計98の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

従って特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、2007年より、重要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施し、特許技術移転説明会を行っている。

特に、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに向上させるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方針など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるようオーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が高級技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入の判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

2010年には、需要技術調査によって発掘された245件の需要技術の情報を基に、公共研究機関及び研究開発企業が保有した計655件の適正供給特許技術を調査して技術需要者に提供した。

ハ．評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営による特許技術取引支援実績は、持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、関連する参考資料を提供できる基盤が相当不足である。今後、特許技術取引促進のため特許技術取引を支援し、認識を向上するため努める予定である。

特許技術取引市場は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を大きな2つの軸として展開

していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関との連携強化及び事業間の連携を通じて、良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。

また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関との協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにする。また、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年には、技術取引用の付加サービスを追加開発し、システムに搭載して、取引される特許の価値に対する信頼度を向上させるように特許技術取引DBを構築していく計画である。

2. 試作品製作支援を通じた事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

優秀発明の試作品製作支援事業は1982年から始まった事業で、資金力の足りない個人・中小企業が保有した特許・実用新案・デザインとして登録された権利を対象に、事業化の可能性、事業の成長性、輸出の有望性、商品の市場性、技術の革新性や優秀性(特許・実用新案の場合)、デザインの審美性や優秀性(デザインの場合)、国家産業への波及効果、最高経営者の事業化推進意志や事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品製作にかかる費用を支援することで事業化を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

毎年1月に支援申請を受けて、3D設計支援は、計2,000万ウォン以内で、70%範囲(3

0%は申請人の負担)を支援している。実物製作、シミュレーション、デザイン設計などの後続支援は、計3,000万ウォン以内で70%範囲(30%は申請人の負担)を支援している。

発明振興法第35条に基づき、評価機関の評価結果が優秀な発明、職務発明報償制度を実施している企業の発明、特許技術賞など特許庁が主催する発明関連行事で受賞した発明、海外出願費用の補助金支援を受けた発明、申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化支援を受けた発明である場合には、選定審査の際に優待している。

試作品製作費の支給は、契約時点で手付金として契約金の30%を支給し、試作品の製作が完了すると、試作品を検収した後、残りの製作費用を精算して試作品の製作者者に支給する。

最近の試作品の製作の支援実績は以下の表の通りである。

<表Ⅲ-3-16>最近5年間の試作品製作に対する支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
予算(直接事業費)	3,400	3,230	2,184	2,300	1,800
申請件数	442	673	769	589	376
支援内訳	165	135	91	76	76
	3,140	3,005	1,850	1,669	1,669

最近3年間の試作品製作支援事業で支援を受けた特許技術の事業化率が、70.9% (2010年10月調査)で企業の一般的な特許技術が事業化される比率(2010年56.5%)より高い数値を見せているが、これは特許技術で事業を始めようとする個人及び中小企業にとっても有用な事業として定着しつつあることを物語っていると評価できる。

＜表Ⅲ－3－17＞最近3年間に支援された試作品の事業化実績

(単位：件、%)

年度	製作支援件数	事業化件数	事業化率(%)
2007年度	135	102	75.6
2008年度	91	73	80.2
2009年度	76	39	51.3
総計及び平均	302	214	70.9

*注：事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2009年は支援した翌年の10月に調査実施

また、現場インタビューを実施して権利者の特許技術事業化の隘路事項及び同事業に対する要求事項を直接取りまとめ、前年度(2009年81.5点)に比べ、支援事業の満足度(2010年82.4点)を向上させた。また、2009年度には、技術競売プログラムである「アイデアハウマッチ」放送プログラムの製作支援を通じて特許技術の重要性と試作品製作支援事業広報に貢献した。

ハ．評価及び発展方向

試作品製作支援事業は利用者の便宜を図るため、地域別の事業説明会及び地域別の選定者会の名度を開催するなど「尋ねるサービス」を提供している。

＜図Ⅲ－3－3＞地域別巡回事業説明会の様子(ソウル)



今後特許技術の活用促進のために国際出願費用、試作品製作支援及び発明の評価費用支援をパッケージの形にして特許技術の活用率を高め、試作品製作支援の後1年ないしは3年の一定期間の間、事業化支援機関と連携して事業化資金、販路開拓などの支援を推進していく計画である。2011年度には、試作品製作支援範囲を細分化して一次的に、3D設計支援を始め優秀な特許技術については、発表審査を通じて後続支援(実物製作、シミュレーション、デザイン製作)を追加で支援する予定である。

3. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業などの技術革新主体が熾烈な技術戦争の中で国際特許を通じて競争優位を確保できるよう、開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から遂行している。

申請資格は外国に特許、実用新案又はデザイン登録出願を行った個人及び中小企業で、技術性評価の結果、優秀な発明に限り、申請日基準で過去5年以内に送金した出願費用に対して、事後的に支援している。特に、特許協力条約(PCT)による国際出願である場合、外国の特許庁に対して出願手続を始める場合に限り、最初出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

ロ. 推進内容及び成果

これまで個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は下記の表のとおりである。

＜表Ⅲ－3－18＞国際出願費用支援実績の細部内容

(単位：件、千ウォン)

年度別	予算	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援率 (B/A)	備考
2005	800	743	371	800	49.9%	個人 178、中小企業 180 大学 5、研究機関 8
2006	1,544	1,170	618	1,461	52.8%	個人 290、中小企業 290 大学 35、研究機関 3
2007	1,544	2,148	509	1,443	23.7%	個人 180、中小企業 252 大学 59、研究機関 18
2008	2,500	1,620	547	2,302	33.8%	個人 255、中小企業 292
2009	2,800	2,910	574	2,568	19.7%	個人217、中小企業 357
2010	4,100	2441	782	3,806	32.0%	個人309、中小企業 473

* 大学・研究機関：2008年は知識経済部が支援、2009年は特許庁の大学、公共（研）

事業から支援

* 2010年度の予算及び支援額：貿易協会の協力資金10億ウォンを含む

大学・研究所は2005年から2007年まで支援し、支援対象の差をつけて個人及び中小企業に集中支援するためであり、大学・公共(研)に対する支援は別度に運営している。

また、海外出願費用支援事業が海外出願以後、個別国に進入した際に1回性で事後支援され、支援事業の効果が低下することを補完するため、2010年からは選定の以後3年間700万ウォンを消尽するまで続けて支援している。

海外出願費用支援事業は資金力が不足した個人発明家及び中小企業の特許技術に対する資金支援により、海外知識財産権利化に貢献している。また、個人及び中小企業の特許技術事業化を通じた企業の競争力強化に一助している。

また、申請資格を国際公開日以後に操り上げて継続支援制度の導入を通じて費用発生時点に合わせて費用を支援することになり、資金力が不足した個人及び中小企業の資金負担を軽減したことが明らかになっている。

国際出願費用支援技術に対する登録率は下記の表のとおりである。

<表Ⅲ-3-19> 国際出願費用支援案件における登録率の状況

(単位：件、%)

年度別	支援 件数	審査完了件数			審査中の件数	登録率* (A+B、%)
		登録 (A)	拒絶	小計(B)	審査中	
2007	509	232	94	326	183	71.2
2008	547	253	75	328	219	77.1
2009	574	277	36	313	261	88.5
合計	1,630	762	205	967	663	78.9

*登録率：審査完了件数対登録件数の比率

*2010年支援件に関する調査は2011年6月予定

ハ. 評価及び発展方向

国際出願費用を支援された技術を対象(2007～2009年度)に、登録率を調査した結果、平均登録率は78.9%で調査されたが、支援された権利の海外登録のみならず、海外事業化成功率の側面の成果を向上する必要性があり、審議方式の改善が必要である。

2011年度には、国際出願支援の政策効果向上のために1段階の書類審査のみならず、2段階のプレゼンテーション審査を進行して事業化活用計画書を積極的に検討する予定である。また、選定技術について2,100万ウォン(個別国700万ウォン限度)限度で支援制度を改善して、申請時に書類準備による混雑を減少させるためにオンライン申請を導入して運営する予定である。

4. 特許技術価値評価に対する手数料の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2010年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が68.5%であったことから確認することができる。

産業財産権の未活用率を下げるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して産業財産権を取得する、効率的な特許戦略の実行がもっと必要であるといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、教育プログラムを通じて評価人材を養成し、評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業及び公共研究機関を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術の評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォンを限度として支援している。評価費用は補助金申請→支援対象者の選定→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の手続きに基づいて支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在の特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であって、個人、中小企業基本法第2条による

中小企業と、技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条第6号による大学及び国公立研究所であり、権利者から同意を得た場合は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の優秀性、特許技術の有用性、市場と産業動向の適合性、活用計画の適切性などを総合的に審議して選定する。また、特許技術が新成長エンジンとなり得る技術である場合、中国進出企業又は中国に出願中である技術又は評価用途が技術移転取引用である場合は、加点を付与して優待支援している。

2010年には全部で218件に対し、1,665百万ウォンの評価費用が支援されて、最近の評価費用を支援実績は以下の表の通りである。

<表Ⅲ-3-20>最近7年間の評価費用の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
予算(直接事業費)		1,980	1,980	6,250	5,938	5,460	2,600	1,900
申請件数		212	392	2,426	3,372	4,578	549	439
支援 内訳	件数	127	169	1,583	1,416	1,643	218	218
	金額	1,583	1,682	5,610	5,262	4,733	2,155	1,665

特許技術を評価する時は、権利性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できる。従って、関連評価報告書は、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正取引移転価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化又は貸出担保の設定、技術の寄贈、処分、償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他、長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が、事業化過程で直面する最も大き

な難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価により、解決できるように支援するため、産業銀行と初めて特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を2005年2月から推進している。本協力事業のために特許庁は特許技術価値評価にかかる評価費用(1件当たり5百万ウォン)を支援し、産業銀行は特許技術価値評価金額以内で事業資金を特許担保として支援している。このような協力事業は産業銀行に引き続き、技術保証基金と4つの民間銀行(国民・企業・新韓・ウリ銀行)及び韓国輸出入銀行、韓国政策金融公社まで拡大され、2010年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が165件、296億ウォンに達している。

＜表Ⅲ－3－21＞2010年技術金融連携の評価支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
特許技術価値評価保証	122	604	27,017(120)
民間技術金融貸出	43	75	2,584(25)
合計	165	679	29,601(145)

特許庁は、毎年支援事業の成果分析のため、評価費用支援を受けている人を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の主要活用内容は、事業化資金調達と入札及び納品契約締結などで初期ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅲ－3－22＞最近3年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2007	2008	2009	最近3年の平均
活用率	77.5	74.2	64.5	72.5

* 2010年の調査結果－調査対象239件の中、204件の回答者の中148件が活用する。

* 2010年支援受惠者を含んだ以前3年の活用率調査は翌年11月に実施する。

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業の円滑な運営のために、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所又

は技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を評価機関として指定・運営している。また、評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した評価機関は全部で9つの機関であり、評価機関指定後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から2年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進している。

＜表Ⅲ－3－23＞ 発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機会電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

評価結果に対する信頼度は評価に参加する評価人材の専門性と関連経歴によって左右されるといっても過言ではない。しかし、現在一定水準以上の専門性を保有した評価人材がかなり不足しているため、特許庁は四半期別に評価機関協議会を開催し、評価事業の活性化方策及び制度改善事項に対して議論し、年末にはワークショップを開催して評価技法の共有など評価機関間で情報を共有している。

産業財産権は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権(ブランド)で構成され、現在特許権と実用新案権に対する評価技法が開発され、評価実務に適用されている。今後、財務基盤は弱い技術競争力は優秀な中小ベンチャー企業に自社の技術力をアピールして投資金を誘致する技術価値評価による技術金融支援と創業投資会社の投資審議用技術評価報告書の作成に必要とされる評価費用支援の事業推進など、産業財産権に対する評価領域を持続的に拡大する計画であり、投資用技術評価報告書の標準モデル樹立のための研究発注を行う予定である。

5. 国有特許権の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは、国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項、第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)が行ったその職務に関する発明が国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在又は過去の職務に属する発明に対する特許権は国有又は公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分又は管理するように規定している(地方公務員の職務発明による特許権は地方自治体が管理)。

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録報償金を、国有特許権又は特許を受ける権利の売却及び専用実施権設定又は通常実施権の許諾を通じた発明の実施で処分収入金が発生した場合は処分報償金をそれぞれ支給している。また、国有特許権を処分した1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する場合、処分収益金を基準に発明機関に機関褒賞金を支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2010年12月末基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は合計2,257件が登録されており、前年比約9%程度増加した。登録全体の中、特許が78%で最も多く、実用新案権が12%を、デザイン権が7%を占め、海外登録国有特許も3%(60件)を保有している。

2010年に新規登録された国有特許は244件で、2009年の188件に比べて約30%増加し、特に特許権は前年比25%増加した。

＜表Ⅲ－3－24＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582
2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、デ8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	75(特67、実5、デ3)	1,478	291	120	40	1,929
2009	15	9	20	9	188	32(特23、実8、デ1)	1,605	292	139	49	2,085
2010	188	15	30	11	244	70(特27、実41)	1,763	265	169	60	2,257

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権又は出願中の職務発明による特許を受ける権利などを売却、専用実施権又は通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権の活用により有償又は無償で実施された件数は2008年271件、2009年324件と、毎年持続的に増加している。2010年度には合計359件の有償又は無償の通常実施契約を締結して総額7億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表Ⅲ－3－25＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)	実施料収入
1994以前	6	30,760
1995	4	8,129
1996	5	1,224,138
1997	5	5,345
1998	18	87,806
1999	24	92,209
2000	36	67,320
2001	111	313,074
2002	86	279,116
2003	95	315,170
2004	141	376,130
2005	161	486,212
2006	206	635,629

2007	253	574, 213
2008	271	717, 709
2009	324	675, 137
2010	359	706, 453
計	2, 105	6, 594, 550

3) 国有特許権の職務発明報償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分報償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分報償金は登録された権利や出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分報償金として支給していたが、改正後は一括して処分収益金額の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2010年には、処分報償金として3億2千万ウォンを、新規登録報償金として6千9百万ウォンを支給するなど、これまで合計32億4千9百万ウォンを公務員職務発明報償金として支給した。

<表Ⅲ-3-26> 国有特許登録・処分報償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録報償金	処分報償金	機関褒賞金
	支給額	支給額	支給額
1992	3, 000, 000	602, 060	
1993	6, 700, 000	3, 615, 300	
1994	8, 500, 000	2, 209, 200	
1995	4, 500, 000	2, 025, 840	

1996	16,300,000	125,703,830	
1997	32,900,000	1,471,320	
1998	27,350,000	603,210	
1999	103,050,000	13,097,560	1,000,000
2000	133,339,900	26,095,680	4,000,000
2001	145,059,000	42,355,450	2,000,000
2002	93,162,000	113,594,710	16,000,000
2003	44,290,000	63,138,260	11,000,000
2004	48,647,500	75,482,310	14,000,000
2005	58,724,850	129,488,650	-
2006	74,759,980	335,879,130	22,000,000
2007	44,235,000	212,498,350	31,000,000
2008	113,237,000	240,672,000	22,000,000
2009	58,427,000	293,573,000	24,000,000
2010	68,730,000	315,256,810	20,000,000

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関担当者に対する教育を定期的を実施して、発明機関及び特許庁ホームページに「国有特許バナー」を掲載して国有特許技術に一般人が簡単にアクセスできるようにした。また、未活用国有特許の活用促進のため、2006年に導入した3年以上の長期未活用特許無償実施制度の無償実施期間を1年から3年に延長し、2007年から2010年まで計509件の国有特許権に対して専門家価値評価を実施した。

2010年には、国有特許権の活用を促進するため、国有特許権の処分・管理業務を技術内容及び市場状況に最も詳しい発明機関及び専門技術移転機関に移管し、特許技術の活用価値が低い国有特許に対しては存続期間満了前に放棄することができる発明

振興法を一部改正した。

今後、専門家評価及び特許自動評価システムの評価により、活用の可能性が低い国有特許権は、存続期間満了以前に放棄し、誰でも利用できるように広報して、優秀特許技術は、集中管理し、管理効率性を増進させるつもりである。2011年には、国有特許権の中、最も多いシェアが高い農業分野の国有特許の処分・管理業務を農業振興庁又は、農業技術実用化財団に委託して需要者要求に符合したオーダーメイド型技術を開発し、効率的に処分・管理業務ができるようにする計画である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

世界経済が知識と技術が国富創出の主要要素となる知識基盤経済への急速に移行する中、核心・基盤技術の確保は国家と企業の技術競争力を測るバロメーターであり、生存及び発展のための必須戦略となりつつある。

現在、ほとんどの核心・基盤技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化し、それを後押しする技術が高度に複雑かつ多様化するにつれ、既存の技術(Prior Art)を超える新しい技術の開発は大規模な研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるためである。

そのため、今日個人発明家による発明は小数に過ぎず、企業などによって行われる職務発明が大半を占めている。また、技術が高度化すればするほど、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重がさらに高まっている。韓国の場合、職務発明の件数が2003年度12万件水準であったが、2008年度には17万件を記録し、持続的な増加傾向にある。

＜表Ⅲ－3－27＞近年の韓国の職務発明の推移

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008
個人発明(A)	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189	33,215
職務発明(B)	97,377	118,011	136,553	139,127	140,280	134,689
計(C)	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469	167,904
職務発明の比重(B/C)	82.1%	84.2%	84.9%	83.7%	81.3%	80.2%

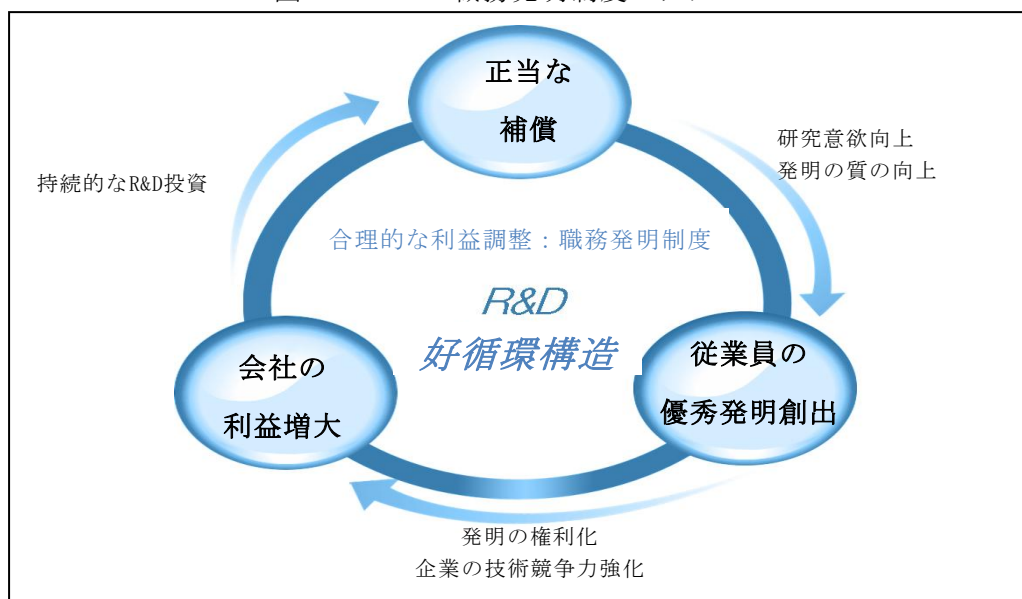
* 出処：2009年度知的財産主要統計

21世紀世界経済が知識基盤経済に移行することによって、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人中心から大学、研究所及び企業中心に移動しつつあり、それによって研究員、大学教授、企業の従業員及び公務員の研究開発や発明意欲を奨励するため、職務発明制度を如何に運用するかという部分が国と企業などの重要な知的財産戦略として浮上している。

職務発明制度は発明を創り出せる基盤、すなわち研究開発(R&D)投資と施設などを提供した使用者と、創造的な努力で発明を完成した従業員との間の利益を合理的に調整することで、使用者により積極的な投資をするよう働きかける一方、従業員には経済的な補償を提供して創造的な発明に専念できるように支援することで、従業員と使用者が共にWin-Winできるための制度である。

即ち、職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の正当な補償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、国家及び企業の発展を追求することにその目的がある。

＜図Ⅲ－3－4＞職務発明制度のメカニズム



ロ．推進内容及び成果

企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2010年³⁴には60回を実施し、年間³⁵1,563人が参加した。庁内審査官で構成された「職務発明研究会」と職務発明制度に詳しい弁理士、教授、企業CEOなどを講師として活用し、説明会を行った。既存の説明会形式から脱皮し、職務発明報酬と関連した企業の政策的需要を把握分析して職務発明導入潜在力が大きい研究開発型の中小企業中心のオーダーメイド型説明会を開催した。また、一部の大学の産学協力団と連携して大学及び研究所の教授、学生などを対象に国家R&D事業関連国内共同研究及び国際共同研究の所有権規定及び職務発明制度に対する全般的な内容の説明会を実施した。説明会参加後、導入検討中である企業がだんだん増えており、説明会が企業の認識を高めることに肯定的な影響を与えていることが確認できた。

また2010年の下半期には、国内企業の職務発明制度活性化のために「職務発明韓日国際フォーラム」を開催し、日本の先進事例を国内に伝播し、国内企業の職務発明制度活性化に関する意見を取りまとめるなど、職務発明に対する社会的な関心拡散を誘

³⁴ 説明会の開催件数：(2007年)38回→(2008年)53回→(2009年)60回→(2010年)61回

³⁵ 説明会の参加人数：(2008年)1,610人→(2009年)1,140人→(2010)1,563人

導した。同フォーラムには、日本発明協会、DENKAが参加し、国内は中小・ベンチャー企業CE0112人が参加した。

企業・大学など政策顧客類型と顧客別の職務発明制度の実施水準を考慮し、顧客水準別のオーダーメイド型広報資料を製作・普及した。職務発明説明会及び実態調査などで提示された意見を収集し、既存の改正職務発明制度の紹介資料である「企業及び大学用職務発明補償規定標準モデル」、「職務発明補償ガイドライン」、「産学共同契約ガイドライン」などをアップデートした。同時に職務発明制度を通じて優秀な成果を創出している企業事例を紹介した「職務発明深層調査及び優秀事例集」のパンフレットを製作・配布した。また、職務発明と関連した紛争が、従業員の範囲、真の発明者などの職務発明成立要件などで多様化される傾向に従い、最近5年間韓国と日本の判例を整理した「争点別の職務発明韓日判例90選」を発刊した。職務発明の先進事例の伝播のため「ドイツ従業員発明関連資料」を翻訳して普及した。

日刊新聞などのマスコミを活用して職務発明制度を重点広報した。「企業と従業員が共生するもう一つの近道です」との主題で職務発明制度が企業には、独占的な地位確保、技術蓄積及び利潤創出により、企業成長の直接的な原動力となることを強調した一方、発明者(従業員など)には、正当な報償により技術開発意欲が高まり、制度導入を通じて企業と従業員がすべて役に立つ可能性があることを広報した。

また「職務発明ツイッター」を開設して職務発明制度の説明及び政府活性化事業の現況及び方向などを企業に迅速に知らせ、企業は制度実施にともなう苦衷などの意見交換が可能となった。職務発明が長い目を見た時、現実的な発明家と潜在的な発明家(発明候補生)の養成を通じて国家競争力を強化し、職務発明の活性化で理工系人材を国の中核として育成するのに大きな役割を果たすということを強調した。

ハ. 評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している企業の比率は46.4%であることが分かった。

＜表Ⅲ－3－28＞職務発明報償の実施率

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
実施率	32.3%	38.3%	36.3%	39.6%	46.4%

*2010年の調査結果、職務発明補償規定を保有している大学・公共研究所は、83.1%でシェアがとて高かったが、民間企業の場合、46.4%に過ぎない。

＜表Ⅲ－3－29＞企業形態別の職務発明補償の実施率

区分	2007年	2008年	2009年	2010年
大企業	75.0%	79.1%	84.0%	74.2%
ベンチャー企業/ INNO-BIZ企業	38.5%	36.8%	39.8%	44.4%
中小企業	29.7%	24.7%	25.5%	38.2%

＜表Ⅲ－3－30＞出願件数別の職務発明補償の実施率(2010年)

区分	10件未満	10～20件	21～60件	61件以上
実施率	35.0%	48.5%	74.6%	93.3%

＜表Ⅲ－3－31＞研究開発費の規模別の職務発明補償の実施率(2010年)

区分	3億未満	3～10億未満	10～30億未満	30億以上
実施率	26.8%	39.0%	47.6%	57.5%

*出所：職務発明補償制度運営実態調査（2010年12月、韓国知識財産研究員）

詳細に企業別職務発明統計をみると、職務発明補償規定を保有し、それを活用している企業の比率は大企業が74.2%で最も高く、ベンチャー³⁶・INNO-BIZ企業³⁷44.4%、一般中小企業38.2%の順であった。また、出願件数別の職務発明補償実施率は、出願

³⁶ 事業のリスクが高いが、成功すると高い期待収益が予想される新生企業

³⁷ 技術優位をもとに競争力を確保した企業(技術革新システムの構築)

件数10件未満の保有企業に比べ、61件以上保有している企業の職務発明補償実施率が
高く、研究開発費の規模別の職発明補償実施率をみると研究開発費が3億ウォン未満の
企業（26.8%）に比べ30億以上の企業が2.2倍である58.5%となっている。

＜表Ⅲ－3－32＞職務発明補償の類型別実施率

補償種類		2010年	補償金額		2010年
発明提案補償		22.5%	発明提案の補償金		114.5万ウォン
38出願補償	国内	35.2%	出願補償金	国内	68.4万ウォン
	海外	22.6%		海外	66.0万ウォン
39登録補償	国内	37.4%	登録補償金	国内	89.7万ウォン
	海外	25.2%		海外	97.0万ウォン
実施補償	40自社	16.1%	実施補償金	自社	収入金額の 11.1%
	41他社	11.3%		他社	収入金額の 12.4%
42処分補償		12.4%	処分補償金		収入金額の 15.5%

* 出所：職務発明補償制度運営実態調査（2010年12月、韓国知識財産研究員）

職務発明補償の類型別実施率から見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する
企業が全体調査対象企業の35%を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業
は25%を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の
比率は10%内外に過ぎないことが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年より

38 従業員がした発明に対して使用者が特許を受けられる権利を承継して出願した場合に
支給する補償

39 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

40 特許などを受けた職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

41 職務発明特許などのライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給す
る補償

42 使用者が従業員の職務発明に対する特許受ける権利又は特許権を他人に譲渡する又は
実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

職務発明制度に対する議論は更に活発化するものと予想されている。これにより、研究開発型の中小企業を主要ターゲットにして、訪問型職務発明説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施率を高めていく予定である。

また、職務発明優秀企業の評価について、信頼性のある検証を行い、政府R&D関連部署事業にインセンティブ付与など、制度導入企業に対するインセンティブを強化する計画であり、職務発明関連判例及び職務発明補償制度の優秀事例を発掘・拡散させ、職務発明のオン・オフラインを通じて多角的な広報を推進して企業の職務発明制度の導入を促進する計画である。一般国民を対象に職務発明補償の必要性和効果を積極的に広報し、正当な職務補償に対する社会のコンセンサスを得るために努力する計画である。